

仙 台 市 区 政 概 要

令 和 7 年 9 月

仙 台 市 市 民 局

目 次

I 本 編

1. 仙台市の歴史	1
2. 市域の変遷	2
3. 仙台市行政区画図	6
4. 各区，総合支所管内のあらまし	7
5. 区役所組織図	14
6. 区役所組織の変遷	16
7. 区役所の事務分掌	24
8. 区役所職員数	38
9. 令和7年度各区・総合支所歳出当初予算の概要	40
10. 区役所等庁舎の概況	42
11. 証明発行センター一覧	43
12. 区民協働まちづくり事業	44
13. 未来につなぐ地域力推進事業	53
14. 諸統計	59

II 資料編

1. 仙台市区の設置等に関する条例	79
2. 仙台市区長事務委任規則	84
3. 仙台市青葉区長権限事務決裁要領	87
4. 区長委任事務等に従事する職員の職の特例に関する規則	97
5. 仙台市証明発行センター規則	98
6. 仙台市証明郵送センター規則	100
7. 仙台市マイナンバーカード特設センター規則	101
8. 仙台市戸籍振り仮名事務センター規則	102
9. 福祉事務所及び保健所・保健センターの所在地等	103
10. 選挙管理委員会組織	104
11. 仙台市区行政の総合的推進に関する要綱	107
12. 仙台市区長会議設置要綱	112
13. 区民協働まちづくり事業に関する要綱	113
14. 区と局，区相互の連絡調整会議一覧	115
15. 政令指定都市の区役所所在地	118
16. 政令指定都市区政担当課	122

I 本 編

1 . 仙 台 市 の 歴 史

仙台は1600年（慶長5年）に伊達政宗が青葉山に居城を定めて以来、有数の城下町として栄えてきました。明治22年の市制施行後も、地方統括のための国家機関や東北帝国大学をはじめとする教育機関の存在によって「東北の中核都市」・「学都」として発展してきましたが、昭和20年7月の空襲によって市の中心部を消失してしまいました。

その後、戦災復興事業や新産業都市の指定による都市計画事業の推進などによって都市整備を進め、また昭和37年には健康都市宣言を行い、健康で文化的な都市づくりを目指してきました。さらに、高速自動車道、東北新幹線などの基幹交通網の整備や各種都市機能の集積を進め、地方中核都市としての飛躍的な発展を遂げました。そして、昭和62年11月には宮城町を、昭和63年3月には泉市及び秋保町を合併し、市制施行百周年にあたる平成元年4月には全国11番目の政令指定都市へと移行し、5つの区が誕生しました。

平成11年5月には人口が100万人に達する一方で、少子高齢化や情報化、地球温暖化などの課題が表出するようになり、これらに対応しながら、まちづくりに取り組んできました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では甚大な被害を受けましたが、災害対応力強化のための基盤整備を進めるとともに、新たなふるさとでのコミュニティづくりなど、被災された方々が希望を持って前に進むことができるよう、総力をあげて取り組みを進めてきました。また、令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、市民生活や地域経済に深刻な影響を与えたところであり、収束に向けて市一丸となってその対策を実施してきました。コロナ禍が収束した現在は、グローバルな視座に立ち、まちの活性化と持続的成長を図るための様々な取り組みを進めているところです。

○おもなできごと

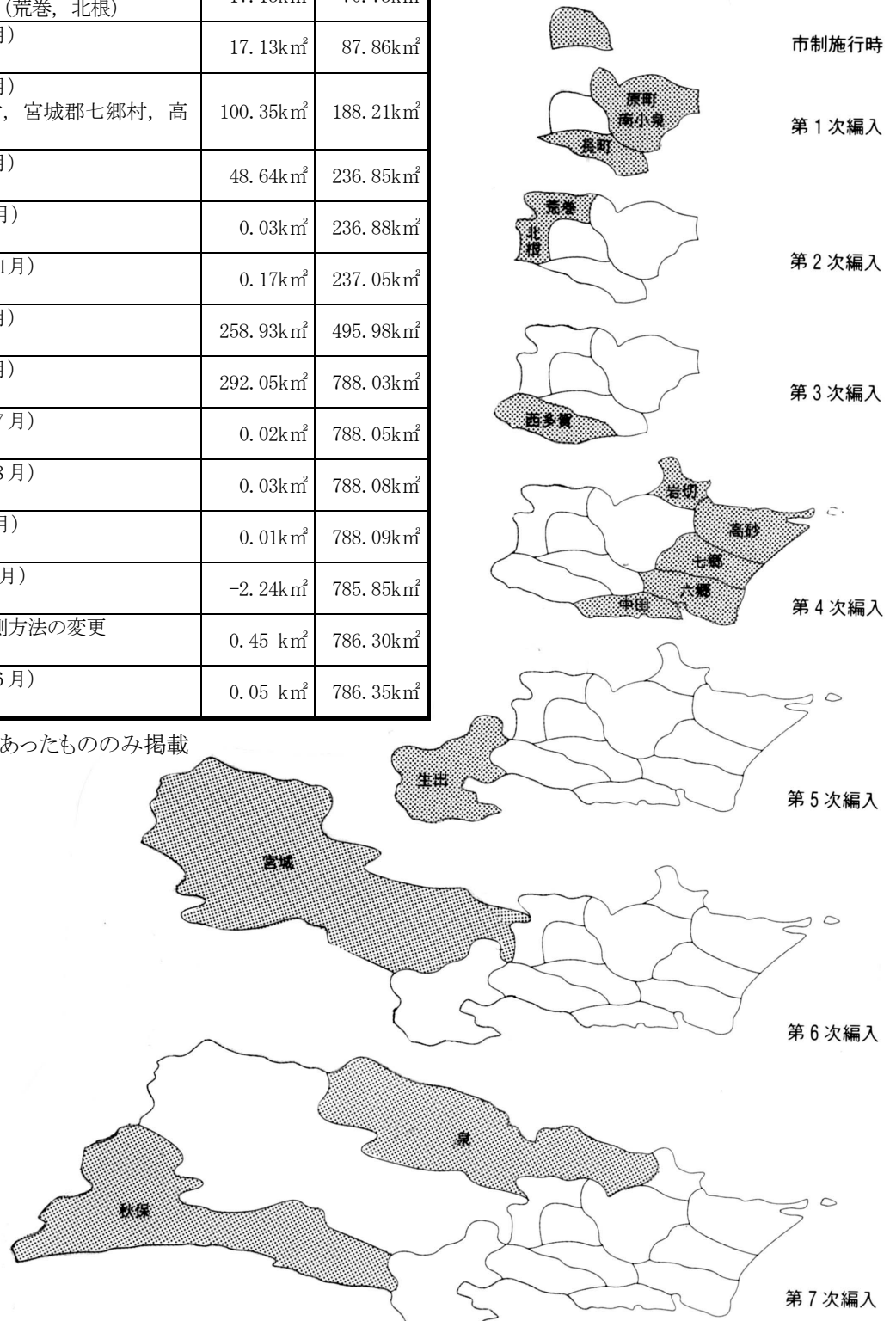
明治22年4月	仙台市市制施行（人口86,352人）	平成4年7月	地下鉄南北線泉中央駅まで延伸
大正15年11月	市電事業開始	5年9月	若林区文化センター開館
昭和3年4月	長町，原町，七郷村南小泉を編入	9年8月	ダラス市と友好都市提携
6年4月	七北田村荒巻，北根を編入	10年7月	青葉体育館開館
7年10月	西多賀村を編入	11月	21世紀の本市にふさわしい行政区画のあり方等を行政区画審議会へ諮問
8年9月	市紋章制定	11年3月	仙台文学館開館
16年4月	市ガス事業開始	5月	人口100万人達成
9月	中田村，六郷村，七郷村，岩切村，高砂村を編入	6月	市民活動サポートセンター開館
17年8月	市バス事業開始	9月	太白区文化センター開館
20年7月	戦災により市中心部焼失		ISO14001認証取得
31年4月	生出村を編入	13年1月	せんだいメディアテーク開館
32年3月	リバサイド市と姉妹都市提携	2月	行政区画に関する答申
34年1月	下水道事業起工		支所・出張所等を廃止し、行政サービスセンターを開設
36年3月	戦災復興事業完了	5～6月	第1回仙台国際音楽コンクール開催
37年3月	健康都市宣言	9～10月	第56回国民体育大会(みやぎ国体)開催
42年9月	レンヌ市と姉妹都市提携	14年4月	光州広域市と姉妹都市提携
45年9月	公害市民憲章制定	15年5月	エル・ソーラ仙台開館
48年3月	杜の都の環境をつくる条例制定	9月	第1回仙台カップ国際ユースサッカー大会開催
4月	ミンスク市と姉妹都市提携	16年2月	西多賀・黒松行政サービスセンター廃止
10月	アカプルコ市と姉妹都市提携	17年3月	仙台フィンランド健康福祉センター開所
11月	市民会館開館	19年6月	新田東総合運動場オープン
49年9月	広瀬川の清流を守る条例制定	21年2月	行政サービスセンターを廃止し、証明発行センターを開設
51年3月	市電事業廃止	23年3月	東日本大震災発生
53年6月	宮城県沖地震発生	24年10月	宮城野区文化センター開館
54年6月	防災都市宣言	27年3月	第3回国連防災世界会議開催
55年10月	長春市と友好都市提携	12月	地下鉄東西線開業
56年4月	戦災復興記念館開館	28年5月	G7仙台財務大臣・中央銀行総裁会議開催
57年6月	東北新幹線開業（盛岡～大宮）	29年11月	第1回世界防災フォーラム開催
60年6月	仙台市行政区画審議会発足	31年3月	大沢・大倉証明発行センター廃止
61年3月	行政区画に関する答申	4月	政令指定都市・区制移行30年
4月	泉市・宮城町・秋保町に合併の協議を申し入れ	令和元年11月	第2回世界防災フォーラム開催
62年7月	地下鉄南北線（八乙女～富沢）開業	5年3月	第3回世界防災フォーラム開催
11月	宮城町を編入合併	5月	G7仙台科学技術大臣会合開催
	泉文化創造センター開館	6年11月	観光レジリエンスサミット開催
63年3月	泉市・秋保町を編入合併		
9月	仙台市の政令指定都市移行が閣議決定		
	区名が決定		
平成元年4月	政令指定都市移行		
3年7月	広瀬文化センター開館		
9月	国際センター開館		

２．市域の変遷

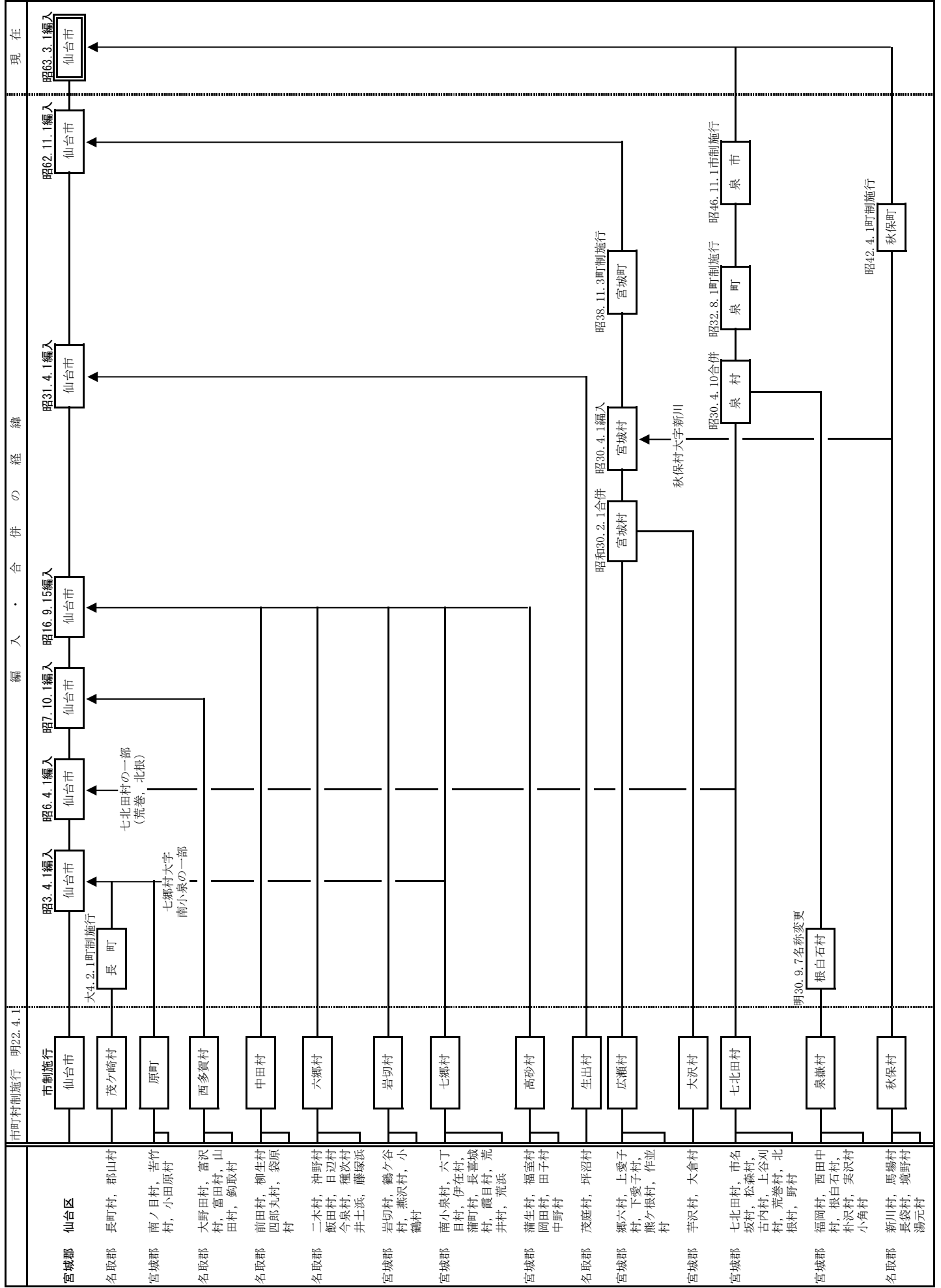
仙台市は北緯38° 東経140° 付近に位置し、宮城県ほぼ中央部にある。明治22年4月1日市制施行後、近隣市町村の編入を経て、現在東西に50.579km、南北に31.204kmで総面積は786.35km²となっている。

経 過	増加面積	市域面積
市制施行（明治22年4月）	—	17.45km ²
第1次編入（昭和3年4月） 名取郡長町、宮城郡原町、七郷村の一部（南小泉）	36.15km ²	53.60km ²
第2次編入（昭和6年4月） 宮城郡七北田村の一部（荒巻、北根）	17.13km ²	70.73km ²
第3次編入（昭和7年10月） 名取郡西多賀村	17.13km ²	87.86km ²
第4次編入（昭和16年9月） 名取郡中田村、六郷村、宮城郡七郷村、高砂村、岩切村	100.35km ²	188.21km ²
第5次編入（昭和31年4月） 名取郡生出村	48.64km ²	236.85km ²
境界変更（昭和43年11月） 宮城郡泉町	0.03km ²	236.88km ²
公有水面埋立（昭和48年11月） 中野字高松	0.17km ²	237.05km ²
第6次編入（昭和62年11月） 宮城郡宮城町	258.93km ²	495.98km ²
第7次編入（昭和63年3月） 泉市、名取郡秋保町	292.05km ²	788.03km ²
公有水面埋立（昭和63年7月） 蒲生字町	0.02km ²	788.05km ²
公有水面埋立（平成9年8月） 蒲生字町	0.03km ²	788.08km ²
境界変更（平成10年12月） 多賀城市	0.01km ²	788.09km ²
境界確定（平成23年8月） 名取市	-2.24km ²	785.85km ²
国土地理院による面積計測方法の変更 （平成26年10月1日）	0.45 km ²	786.30km ²
公有水面埋立（平成30年6月） 港四丁目	0.05 km ²	786.35km ²

※0.01km²以上の面積増減があったもののみ掲載



市域の沿革



区 役 所 ・ 支 所 ・ 出 張 所 等 の 沿 革

旧町村名	明22. 4. 1	昭3. 4. 1	昭16. 9. 15	昭22. 5. 15	昭24. 4. 1	昭31. 4. 1
仙 台 市	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所
宮 城 町				その他17 出張所※	その他17 出張所※	その他17 出張所※
原 町		原ノ町出張所	原ノ町出張所	原ノ町地区出張所	原ノ町地区出張所	原ノ町地区出張所
高 砂 村			高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所
岩 切 村			岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所
六 郷 村			六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所
七 郷 村			七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所
長 町		長町出張所	長町出張所	長町地区出張所	長町地区出張所	長町地区出張所
西多賀村				西多賀地区出張所	西多賀支所	西多賀支所
中 田 村			中田支所	中田支所	中田支所	中田支所
生 出 村						生出支所
秋 保 町						
泉 市						
	市制施行	長町，原町， 南小泉を編入 し，長町・原 ノ町出張所を 設置。 仙台市役所出 張所設置の件 (告示22号)	高砂，岩切， 六郷，七郷， 中田の5村を 編入し支所を 設置。 仙台市役所支 所設置条例 (告示139号)	計20の地区出 張所を設置。 仙台市役所地 区出張所設置 の件 (告示62号)	西多賀地区出 張所を支所に 昇格。 仙台市支所設 置条例（昭和 24年条例第8 号）条例附則 により昭和16 年告示第139 号廃止	生出村を編入 し，旧村の区 域に支所を設 置。 昭和24年条例 第8号の一部 改正。

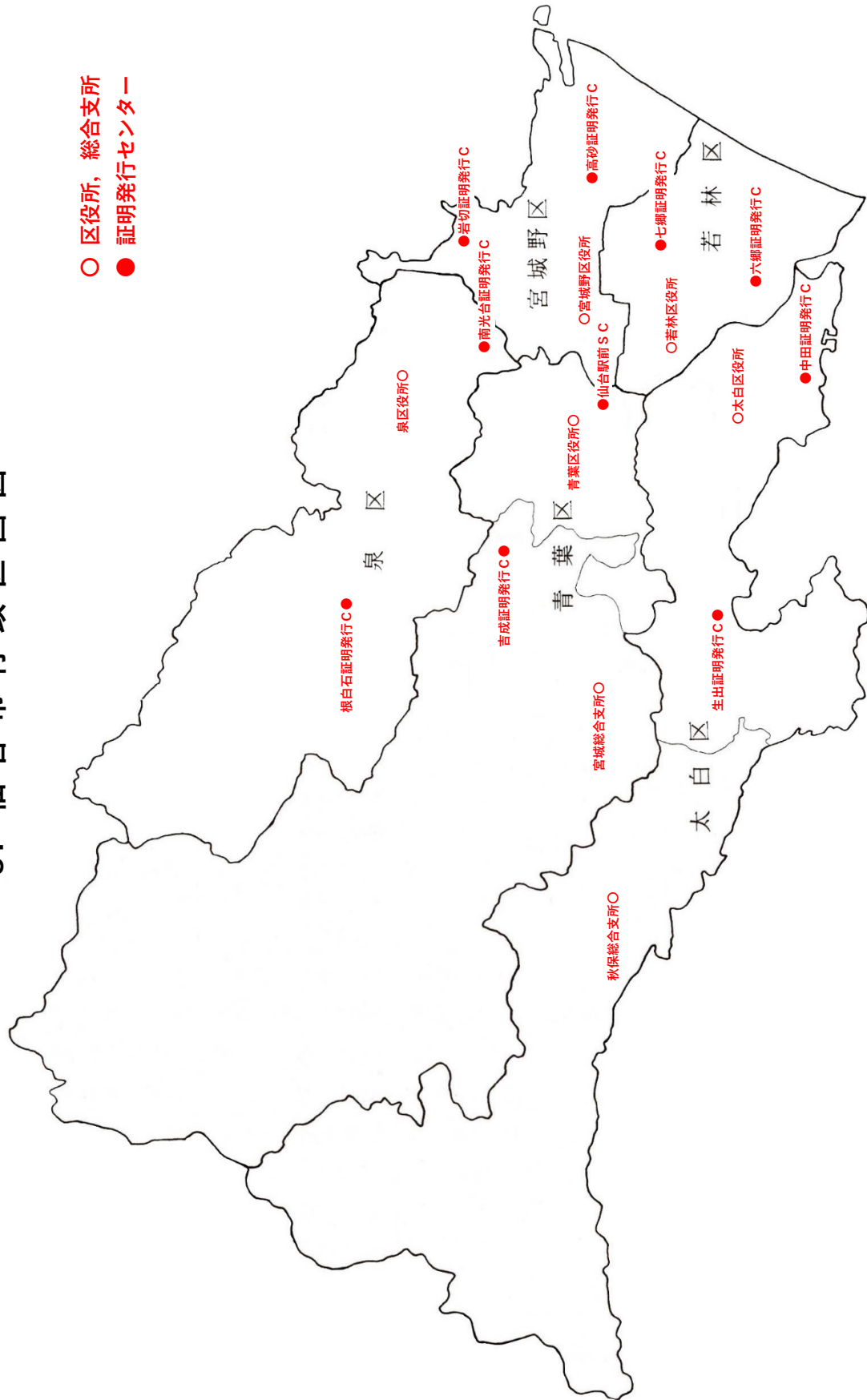
※ その他17出張所：東二番丁，木町通，立町，南材木町，東六番丁，荒町，片平丁，上杉山通，通町，
連坊小路，榴岡，八幡町，南小泉第一，南小泉第二，東仙台，向山，北六番丁

昭40. 11. 1	昭44. 3. 31	昭46. 10. 1	昭62. 11. 1	昭63. 3. 1	平元. 4. 1	平13. 2. 19 ~
市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所	市役所
			宮城総合支所	宮城総合支所	宮城総合支所	宮城総合支所
			大倉出張所	大倉出張所	大倉出張所	
			芋沢出張所	芋沢出張所	芋沢出張所	
			吉成出張所	吉成出張所	吉成出張所	
その他17 出張所※					宮城野区役所	宮城野区役所
原ノ町地区出張所		東支所	東支所	東支所		
高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	高砂支所	
岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	岩切支所	
					若林区役所	若林区役所
六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	六郷支所	
七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	七郷支所	
					太白区役所	太白区役所
長町支所	長町支所	長町支所	長町支所	長町支所		
西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	西多賀支所	
中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	中田支所	
生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	生出支所	
				秋保総合支所	秋保総合支所	秋保総合支所
				泉総合支所	泉区役所	泉区役所
				向陽台連絡所	向陽台連絡所	
				泉ヶ丘連絡所	泉ヶ丘連絡所	
				移動連絡車	移動連絡車	
				根白石支所	根白石支所	
				南光台支所	南光台支所	
				黒松支所	黒松支所	
長町地区出張 所を支所に昇 格。 昭和24年条例 第8号の一部 改正。	住民登録法の 廃止と住民基 本台帳法の施 行に伴い、出 張所を廃止。	条例改正によ り東支所を設 置。	宮城町を編入。 旧宮城町役場 を総合支所と し、旧宮城町 の出張所を引 き継ぐ。	泉市、秋保町 を編入。旧泉 市役所及び旧 秋保町役場を 総合支所と し、旧泉市の 支所、連絡 所、移動連絡 車を引き継 ぐ。	政令指定都市 移行に伴い区 制施行。5区 役所を設置 し、長町支 所、東支所を 廃止。	支所、出張 所、連絡所、 移動連絡車を 廃止。

※ その他17出張所：東二番丁、木町通、立町、南材木町、東六番丁、荒町、片平丁、上杉山通、通町、
連坊小路、榴岡、八幡町、南小泉第一、南小泉第二、東仙台、向山、北六番丁

3. 仙台市行政区画図

- 区役所，総合支所
- 証明発行センター

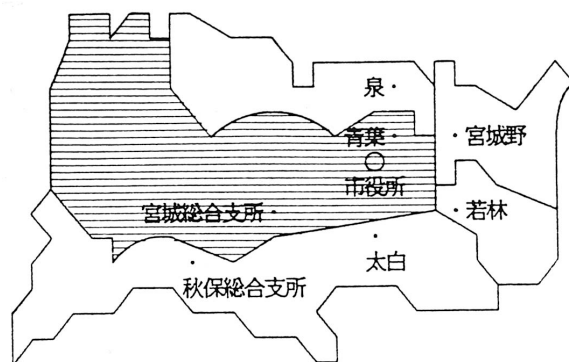


4. 各区，総合支所管内のあらまし

青 葉 区



定 禪 寺 通



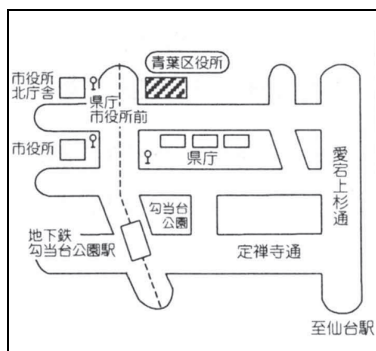
面積 (km ²)	302.24
住民基本台帳人口 (人)	294,513
住民基本台帳世帯数	161,742
人口密度 (人/km ²)	974.4

(令和7年4月1日現在)

青葉区は、都心から船形連峰の山形県境まで、北西方向に帯状に広がる本市最大の区です。商業・業務機能、行政機能、交通結節機能などの東北を支える多様な都市機能が集積する「都心地域」、それを取り囲むように広がる「都心周辺地域」、高度経済成長期以降に開発された郊外住宅団地が連なる「丘陵住宅地域」、ＪＲ愛子駅・宮城総合支所周辺などを中心に商業・業務機能等の整備が進む「愛子周辺地域」、雄大な自然とそれと調和した里山・田園が広がる「西部山岳丘陵地帯」からなる、さまざまな魅力にあふれた区域です。

青葉山や広瀬川などの豊かで多様な自然、伊達政宗公による仙台開府以来の数々の歴史資産や伝統文化、賑わいと憩いをもたらす公園・通りなどがあり、これらの豊かな自然環境や文化的資源と高度な都市機能が共生する「多様性」が区の特徴となっています。こうした多様な資源を活かしながら、街のにぎわい創出に取り組みます。

また、他区よりも学生や外国籍住民の方の居住割合が高く、ビジネスや観光で訪れる方も多いなど、多様な主体が暮らし、集うのも青葉区の大きな特徴と言えます。誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、「地域の支え合い」や「コミュニティ活性化支援」にも力を入れています。



青葉区役所

☎225-7211

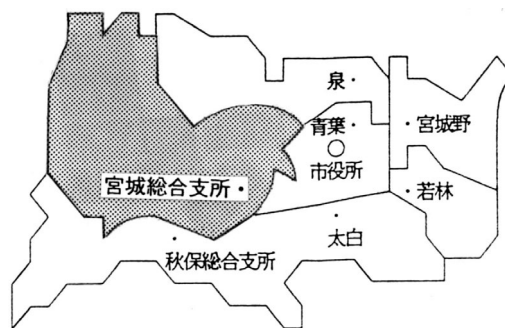
〒980-8701 青葉区上杉一丁目5番1号

- 宮城総合支所 電話392-2111 ●仙台駅前サービスセンター 電話223-5255
〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5番地 〒980-6105 青葉区中央一丁目3番1号 アエル5階
- 吉成証明発行センター 電話279-1526
〒989-3205 青葉区吉成三丁目5番28号

青葉区宮城総合支所管内



鳳鳴四十八滝



面 積 (km ²)	260
住民基本台帳人口 (人)	73,301
住民基本台帳世帯数	33,100
人 口 密 度 (人/km ²)	281.9

(令和7年4月1日現在)

青葉区の西部に位置する宮城地区は、昭和62年に仙台市と合併した旧宮城町の区域であり、面積は青葉区の86%を占め、西側が山形県と隣接しています。地区内を国道48号とJR仙山線がほぼ並行して東西に走り、山形県とを繋ぐとともに、東北自動車道が東端を縦走しています。

宮城地区は、仙台市最大の広大な行政区画に豊かな自然環境と様々な地域資産を抱えた多様な魅力に溢れた地域となっています。地区西部は雄大な山々や広瀬川上流の渓谷など多様性に富んだ自然が広がり、定義如来と五重塔、作並温泉、鳳鳴四十八滝などといった観光資源にも恵まれ、市民が四季折々の風情を気軽に楽しめる地域です。

中央に位置する「愛子周辺地域」は、JR仙山線に加えて国道48号仙台西道路等の整備によって交通の利便性が向上したことから、JR愛子駅・宮城総合支所周辺などを中心に人口が増加しており、商業機能等の集積も進んでいます。このような状況から、錦ヶ丘地区には、平成27年4月に小学校、平成31年4月には中学校がそれぞれ新設されています。東部は「丘陵住宅地域」となっており、丘陵地帯が仙台北環状線沿いに住宅団地として開発され、商業・生活基盤が整備された成熟した団地を形成しています。

宮城地区においては、それぞれの地域の特色を活かした多彩な魅力に溢れたまちづくりを進めていくため、住民、事業者等地域の様々な主体が持つ長所を活かし、協働して新たな魅力の創出とともに、地域の課題の解決にも取り組んでまいります。

青葉区宮城総合支所

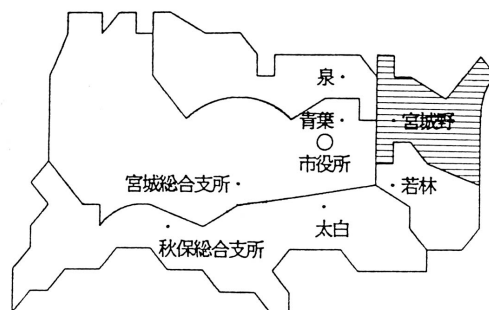
☎392-2111
〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5番地

●吉成証明発行センター ☎279-1526
〒989-3205 青葉区吉成三丁目5番28号

宮城野区



榴岡公園



面 積 (km ²)	58.25
住民基本台帳人口 (人)	186,847
住民基本台帳世帯数	99,080
人 口 密 度 (人/km ²)	3,207.7

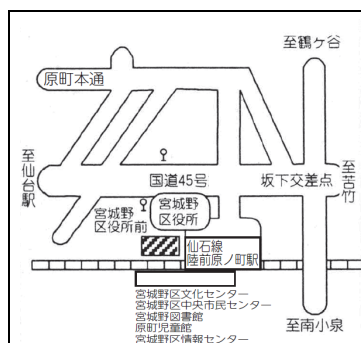
(令和7年4月1日現在)

いにしえより歌枕として詩歌に詠まれた「宮城野」を区名とする宮城野区は、仙台市の北東部に位置し、新たな賑わいづくりの機運が高まる仙台駅東地区から国際拠点港湾である仙台塩釜港にかけて広がる区域です。

約58km²のコンパクトなエリアの中に、それぞれの地域が固有の歴史を持ちつつ、さまざまな表情を併せ持っています。仙台駅東地区で宮城野通を基軸とした新しい街並みが形成される「都心及び周辺地域」、自然豊かな県民の森、岩切城跡をはじめ歴史の息吹を感じられ、近年は新しい住宅地も形成されつつある「北部住宅地域」、早い時期に団地開発され成熟した住宅地が広がる「丘陵住宅地域」、仙台塩釜港を中心に物流と産業の拠点があり、津波による甚大な被害を受けながらも、コミュニティの再生に向けた、新たなまちづくりが進められている「東部沿岸・産業地域」から構成されています。

J R 東北本線と J R 仙石線が区内を横断し、その沿線で市街地形成が進んでいるほか、仙台駅東地区では地下鉄東西線の開業、民間開発による仙台駅東西自由通路拡幅など、より魅力あふれる都市空間づくりが進められています。

平成23年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、沿岸部には、津波に対する多重防御の要として、かさ上げ道路や津波避難施設が整備されました。今後も、防災・減災への取り組みを着実に進めつつ、被災された方々の健康支援を続けるとともに、震災の記憶や地域の文化を伝え、新たな海辺のふるさとをつくります。



宮城野区役所

☎291-2111

〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12番35号

●高砂証明発行センター ☎258-1111

〒983-0023 宮城野区福田町二丁目5番16号

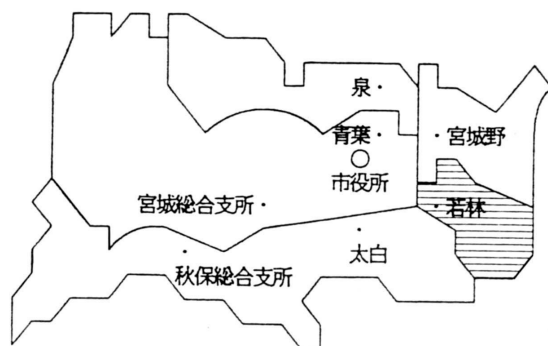
●岩切証明発行センター ☎255-8004

〒983-0821 宮城野区岩切字三所南88番地の2

若林区



七郷堀



面 積 (km ²)	50.86
住民基本台帳人口 (人)	137,822
住民基本台帳世帯数	72,085
人 口 密 度 (人/km ²)	2,709.8

(令和7年4月1日現在)

若林区は、市の南東部に位置し、東は太平洋に面し、北は宮城野区、南は広瀬川及び名取川に沿って太白区と接するほか、名取川河口近くでは、名取市に接している約50km²の区域です。区名は、藩祖伊達政宗が晩年を過ごした「若林城」に由来します。

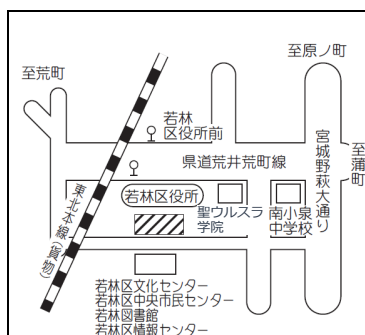
区内には、藩政時代の町割りを今に伝える南鍛冶町・南染師町・畳屋丁など職人にまつわる由緒ある町名が残り、荒町・河原町などの伝統ある商店街とともに歴史的な道筋も残っています。建物の高層化や集合住宅の建設による人口の流入が進む「都心及び周辺地域」、駅ごとに異なるまちの個性がひろがる「地下鉄沿線地域」、昭和の時期から住宅地が形成されるとともに幹線道路沿いに中高層の集合住宅や業務ビルが立地する「郊外住宅地域」、太平洋に面した広大な「田園・海浜地域」など若林区には多様な側面があります。

区を東西に貫いて都心部と荒井方面を結ぶ地下鉄東西線が平成27年12月に開業し、若林区内には5つの駅が設置され、地下鉄沿線を中心として人口が大きく増加しています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震による建物や道路の被害に加え、区の東部一帯が津波により甚大な被害を受けましたが、農地の大区画化を図るほ場整備や、津波避難施設、海岸公園、東部復興道路（かさ上げ道路）などの整備が行われ、防災集団移転跡地の利活用も進んでいます。

また、平成28年2月には、「せんだい3.11メモリアル交流館」が全館オープン、平成29年4月には、津波により被災した旧荒浜小学校が震災遺構として公開されるなど、震災の記憶を風化させず未来へ伝える取り組みが行われています。

さらに、沿岸地域においては、令和5年10月に策定した「海浜エリア活性化ビジョン」のもと、エリア全体の魅力の向上と賑わいを創出する取り組みを進めています。



若林区役所

☎282-1111

〒984-8601 若林区保春院前丁3番地の1

●六郷証明発行センター ☎289-2156

〒984-0835 若林区今泉一丁目3番19号

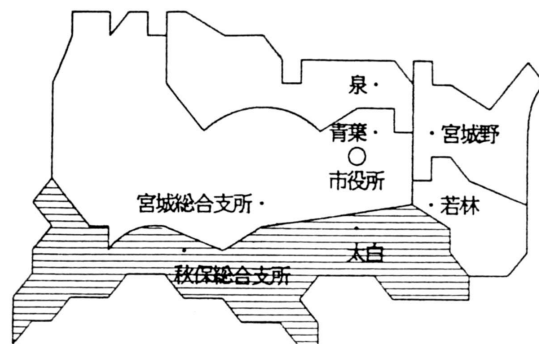
●七郷証明発行センター ☎288-5022

〒984-0032 若林区荒井三丁目7番地の2

太 白 区



太 白 山



面 積 (km ²)	228.39
住民基本台帳人口 (人)	234,136
住民基本台帳世帯数	116,174
人 口 密 度 (人/km ²)	1,025.1

(令和7年4月1日現在)

太白区は、市の南西部に位置し、名取川に沿って東西に帯状に広がった形状をしています。区内を大きく分けると、ＪＲ長町駅周辺を中心とした市南部の中心地である「南部拠点地域」、その南側一帯などでＪＲ南仙台駅周辺を中心に宅地化が進む平野部とその背後に優良農地が広がる「名取川右岸地域」、八木山をはじめとした丘陵部に住宅団地が連なる「丘陵住宅地域」、豊かな居住環境と山あいの緑と田園の残る「太白山周辺地域」、そして名取川の渓谷をはじめ豊かな自然と温泉に恵まれた「秋保地域」からなっています。

区名は太白山に由来しています。その姿はきれいな三角形で目を引き、地域のシンボルとなっています。市街地近くにありながら、動植物の種類も豊富な自然の宝庫となっており、太白山自然観察の森では、その豊かな自然を身近に観察することができます。

区内には市内の４割を超える埋蔵文化財が集中しており、富沢遺跡や郡山遺跡等の大規模な埋蔵文化財の存在も区の大きな特徴となっています。中でも富沢遺跡は、体験型遺跡公園として整備され、「地底の森ミュージアム（富沢遺跡保存館）」として、２万年前の太古の遺跡を発掘されたままの姿で保存し公開しています。

ＪＲ長町駅東側では、区画整理事業によるあすと長町の誕生を機に、「杜の広場公園」や「ゼビオアリーナ仙台」を中心とした総合運動施設の建設や道路・公園等の基盤整備が行われ、仙台市立病院などの医療福祉施設や多様な広域集客施設の進出とともに、中高層マンションの建設が進むなど、新たな賑わいを創出しています。

一方、ＪＲ長町駅西側の長町商店街エリアにおいては、活性化に向けた「歩いて楽しい街並みづくり」の取り組みが官民一体となって進められています。今後、あすと長町エリア（ＪＲ長町駅東側）や長町南エリア（地下鉄長町南駅周辺）との連携や回遊性を高め、南部拠点全体の持続的な発展に向け取り組みを進めていきます。

このほか、地下鉄東西線の開業により新設された「八木山動物公園駅」を新たな交流拠点として、地域と地元団体そして行政が一体となり賑わいの創出に取り組むなど、それぞれの地域の特性や魅力を生かしたまちづくりを進めています。

太白区役所

☎247-1111

〒982-8601 太白区長町南三丁目1番15号

●秋保総合支所 ☎399-2111

〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45番地の1

●中田証明発行センター ☎241-1111

〒981-1104 太白区中田四丁目1番5号

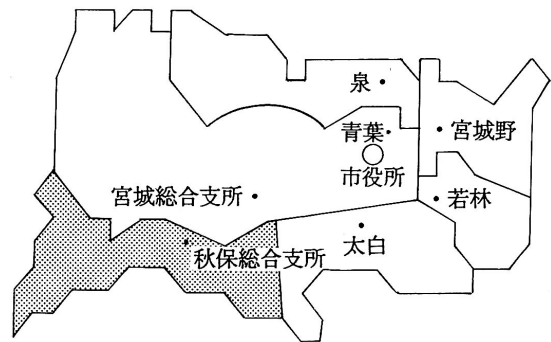
●生出証明発行センター ☎281-2111

〒982-0251 太白区茂庭二丁目8番地の1

太白区秋保総合支所管内



秋保大滝



面	積 (km ²)	145
住民基本台帳人口 (人)		3,766
住民基本台帳世帯数		1,916
人	口 密 度 (人/km ²)	25.9

(令和7年4月1日現在)

太白区の西部に位置する秋保地区は、面積145km²、東西24.5km、南北8.9kmの東西に細長く、西は山形市、南は柴田郡川崎町に隣接しています。

地区の西部には標高1,365mの大東岳をはじめとする奥羽山脈の山々が連なり、その山懷ふかく源を発する名取川が東西に流れ、国指定名勝の磐司や秋保大滝のほか、磊々峡や二口街道にまつわる歴史や文化など数多くの地域資源に恵まれています。秋保地区は、こうした地域資源を活用した体験観光や交流拠点づくりを通じて、市民の癒しの場としてさらに注目を集めています。

観光を中心とする産業が集積し、雄大な自然と古い歴史のある「秋保温泉」は、東北有数のリゾート地として多くの観光客が訪れるとともに、仙台市民にとっても日帰りの行動圏で、四季を通じた気軽な憩いの場となっています。

また、この地区においては、ユネスコ無形文化遺産に登録された「秋保の田植踊」などの優れた民俗芸能や民話が継承されているほか、様々な手仕事を業とする工人たちが点在活動しており、その代表となる秋保工芸の里では、仙台簞笥、こけし、木工、指物、染物などの工房が立ち並び、手仕事から生み出される伝統工芸が受け継がれています。

令和元年8月には、山形市へと通ずる二口林道が全面舗装開通し、仙山交流を含む多くの観光客の往来が可能となりました。

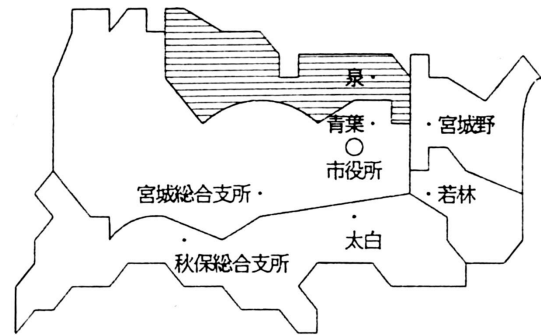
今後も、安全・安心な地域づくりを進めるとともに、豊かな地域資源の一層の活用を進め、観光振興や特色あるまちづくりを推進していきます。

	太白区秋保総合支所 ☎399-2111 〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45番地の1
--	--

泉 区



泉 中 央 地 区



面 積 (km ²)	146.61
住民基本台帳人口 (人)	206,361
住民基本台帳世帯数	96,606
人 口 密 度 (人/km ²)	1,407.5

(令和7年4月1日現在)

泉区は、仙台市の北部に位置し、区域は東西に広く長さは約21.4kmに及びます。区の北西部に泉ヶ岳を擁し、中央に七北田川が流れるなど、恵まれた自然環境を持つ一方、泉中央地区を中心に、大規模な開発により都市基盤整備が行われ、本市北部の拠点としての都市機能を併せ持つ区域です。

七北田川を挟んだ丘陵部などでは、大小の住宅団地群の開発が進み、平成元年の区制移行後、区の人口は約5万5千人増加しており、本市全体の人口増加数のおよそ30%を占めています。

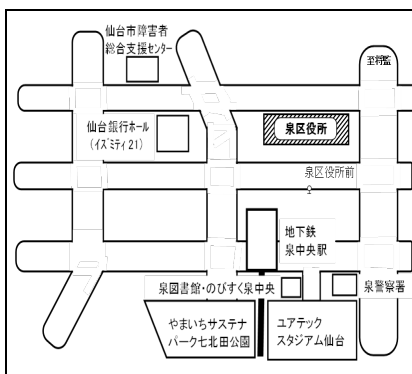
地下鉄南北線の北の起点である泉中央駅とその周辺地域は、「泉図書館」、「仙台銀行ホール イズミティ21」及びベガルタ仙台の本拠地「ユアテックスタジアム仙台」などの文化・スポーツ施設や駅前広場、ショッピングセンターが整備され、充実した都市機能を有しています。

区の北部地域では、産業支援機能を有する研究所などが立地しています。

東北自動車道西側に位置する根白石地区などの西部地域では、水田を中心とした稲作が営まれているほか、神社や史跡など歴史・文化の地域資源が多く存在しています。また、泉区のシンボルである泉ヶ岳は、豊かな自然環境を有しており、市民が憩いの場として四季を通じて自然に触れ、リフレッシュできる山として親しまれています。

毎年夏にやまいちサステナパーク七北田公園で開催される区民ふるさとまつりは、夏の風物詩として多くの区民で賑わいます。

今後とも、郊外居住地域の活性化をはじめ、大学との連携による地域課題の解決や、西部地域における観光振興など、区民の方々と協働で活気あるまちづくりを進めます。



泉区役所

☎372-3111

〒981-3189 泉区泉中央二丁目1番地の1

●根白石証明発行センター ☎379-2111

〒981-3221 泉区根白石字杉下前24番地

●南光台証明発行センター ☎252-2111

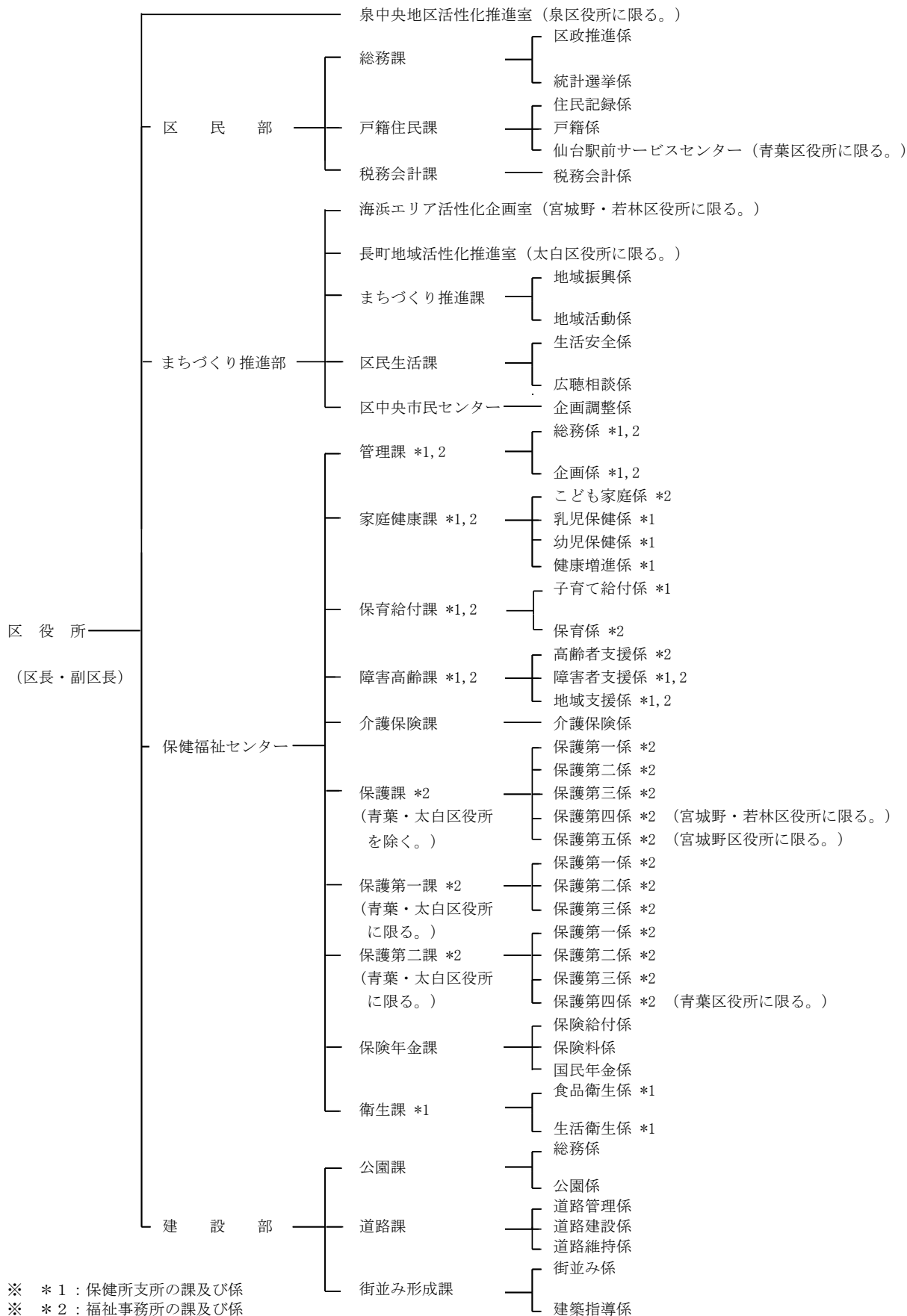
〒981-8003 泉区南光台七丁目1番30号

5. 区役所組織図

【区役所】

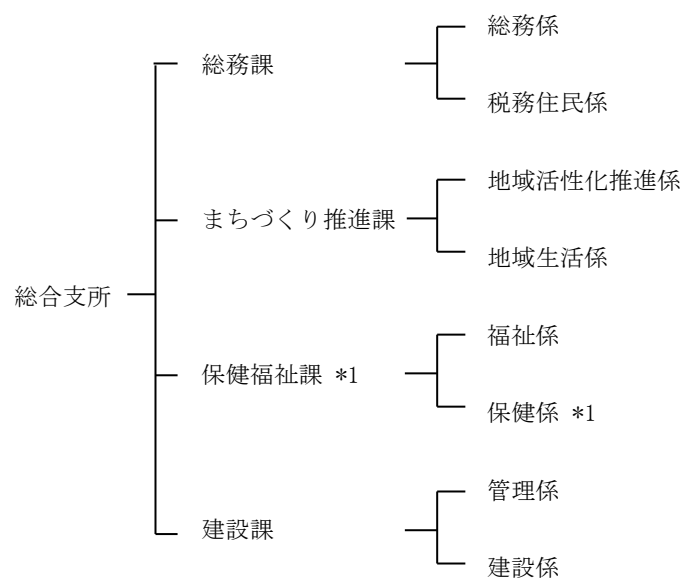
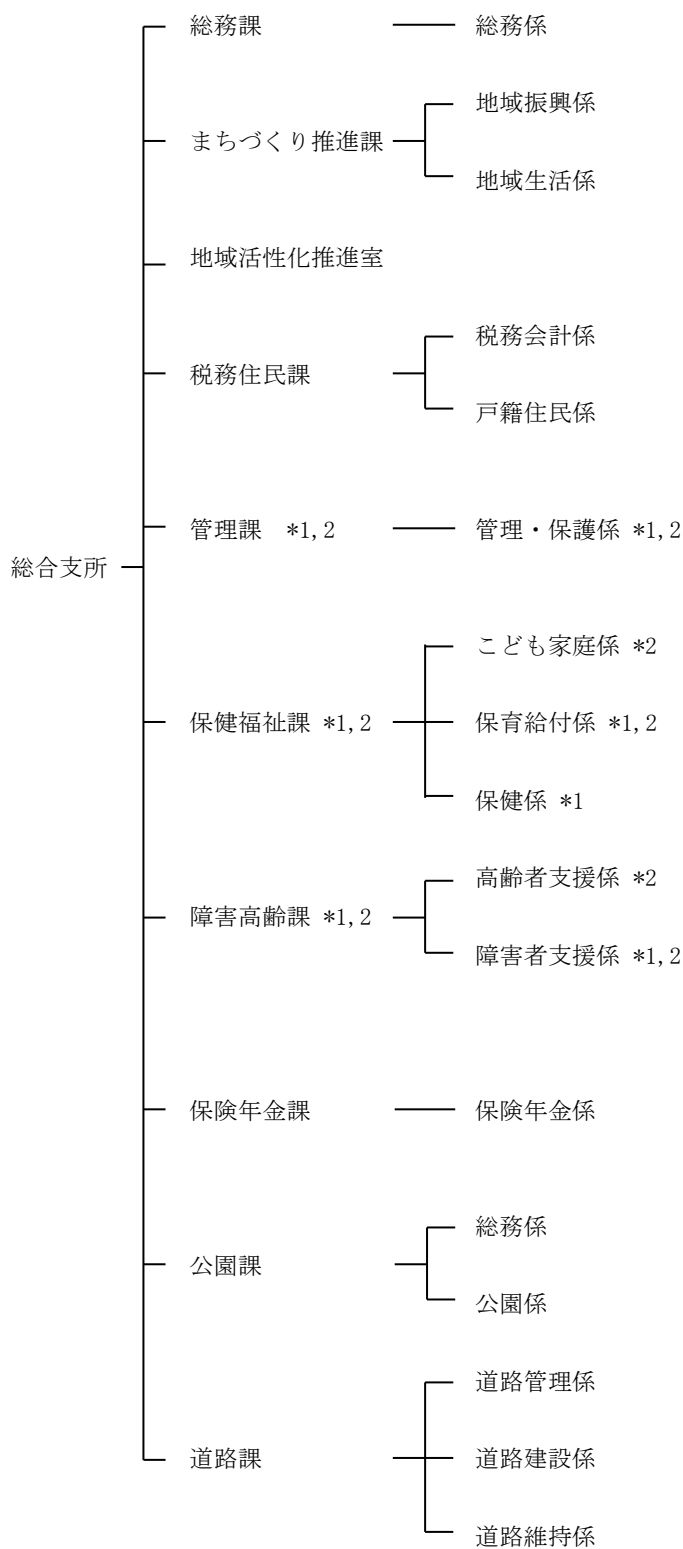
(令和7年4月1日現在)

* 総合支所に係る組織については、別途記載



〈青葉区役所宮城総合支所〉

〈太白区役所秋保総合支所〉



※ *1 : 保健所支所の課及び係

※ *2 : 福祉事務所の課及び係

6. 区役所組織の変遷

【青葉、宮城野、若林及び太白区役所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	○ 福祉部福祉課福祉係を福祉第一係及び福祉第二係とする。 ○ 建設部管理課管理係を管理第一係及び管理第二係とする。
平成3年4月	○ (財)仙台市地域振興公社への管理委託に伴い、青葉区総務部戦災復興記念館及び市民会館を廃止する。 ○ (財)仙台市スポーツ振興事業団への管理委託に伴い、青葉区総務部地域振興課レジャーセンター及び若林区総務部地域振興課勤労者体育館を廃止する。
平成4年4月	○ 税務部納税課収納係及び整理係を管理係及び納税係に名称変更する。 ○ 建設部管理課下水道係を廃止する。
平成5年4月	○ 総務部地域振興課（振興係、広報広聴係、市民生活係）及び経済課（商工振興係、農政係）を地域振興課（振興係、商工係、農政係）及び市民生活課（広報広聴係、市民生活係）とする。
平成6年4月	○ 総務部地域振興課（振興係、商工係、農政係）及び市民生活課（広報広聴係、市民生活係）を再編し、まちづくり推進課（振興係、企画係、広聴係）及び生活経済課（市民生活係、経済係）とする。 ○ 福祉部福祉課福祉第一係を障害福祉係に名称変更し、福祉第二係を高齢福祉係及び児童福祉係に分割する。
平成8年4月	○ 衛生局保健所及び福祉部を統合し、保健福祉センターとする。 ○ 総務部（総務課、まちづくり推進課、生活経済課、市民課、支所(7)）及び税務部（納税課、市民税課、固定資産税課）を統合し、総務部（総務課、まちづくり推進課、生活経済課、市民課、納税課、市民税課、固定資産税課、支所(7)）とする。 ○ 衛生局保健所（総務課、衛生課、予防課、宮城支所、秋保支所）並びに福祉部（福祉課、保護課、保険年金課）、宮城総合支所福祉課、秋保総合支所福祉課を再編し、保健福祉センター（管理課、高齢保健福祉課、保健福祉課、保護課、保険年金課、衛生課）、宮城総合支所保健福祉課及び秋保総合支所保健福祉課とする。（再掲） ○ 衛生局保健所〔総務課（総務係）及び予防課（予防第一係、予防第二係）並びに福祉部〔福祉課（総務係、障害福祉係、高齢福祉係、児童福祉係）〕を再編し、保健福祉センター〔管理課（総務係、地域健康係）、高齢保健福祉課（高齢福祉係、成人保健係）及び保健福祉課（障害福祉係、児童福祉係、予防係、保健係）〕とする。（再掲） ○ 会計課の事務を総務部納税課に移管することに伴い、会計課を廃止する。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務部納税課管理係及び会計課会計係を統合し、総務部納税課会計収納係とする。（青葉区を除く。） ○ 青葉区税務部納税課管理係及び青葉区会計課会計係を再編し、総務部納税課管理係及び会計収納係とする。 ○ 衛生局保健所総務課総務係及び福祉部福祉課総務係を再編し、保健福祉センター管理課総務係及び地域健康係とする。（再掲） ○ 衛生局保健所予防課予防第一係を保健福祉センター保健福祉課に移管し、予防係とする。（再掲） ○ 衛生局保健所予防課予防第二係を保健福祉センター高齢保健福祉課成人保健係及び保健福祉課保健係に分割する。（再掲） ○ 福祉部福祉課高齢福祉係を保健福祉センター高齢保健福祉課に、障害福祉係及び児童福祉係を保健福祉課に移管する。（再掲） ○ 建設部建築宅地課建築指導係を建築指導係及び建築審査係に分割する。
平成9年4月	○ 建設部建設課維持事務所（第3種公所）を維持係とする。
平成10年4月	○ 都市整備局指導部建築審査課の事務の一部を建設部建築宅地課に移管する。 ○ 保健福祉センター保健福祉課児童館を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成11年4月	○ 保健福祉センター高齢保健福祉課に介護保険係を新設する。 ○ 建設部管理課管理第一係、管理第二係を道路管理係に改める。
平成12年4月	○ 総務部総務課（総務係、経理係、調査係）、まちづくり推進課（振興係、企画係、広聴相談係）及び生活経済課（市民生活係、経済係）を再編し、総務課（総務係、企画経理係、選挙調査係）及びまちづくり推進課（地域振興係、地域活動係、広聴相談係）とする。

平成13年 2 月	○ 宮城野区総務部高砂支所及び岩切支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に高砂行政サービスセンター及び岩切行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。 ○ 若林区総務部六郷支所及び七郷支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に六郷行政サービスセンター及び七郷行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。 ○ 太白区総務部西多賀支所、中田支所及び生出支所（いずれも第2種公所）を廃止し、総務部に中田行政サービスセンター及び生出行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を新設する。
平成13年 4 月	○ 保健福祉センター管理課（総務係、地域健康係）、高齢保健福祉課（高齢福祉係、介護保険係、成人保健係）及び保健福祉課（障害福祉係、児童福祉係、予防係、保健係）を再編し、管理課（総務係、企画係）、家庭健康課（こども家庭係、母子保健係、健康増進係）及び障害高齢課（高齢者支援係、障害者支援係、介護保険係）とする。
平成14年 4 月	○ 建設部建設課工事第一係を道路建設係に改め、工事第二係及び維持係を再編し、道路維持係及び公園係とする。
平成15年 4 月	○ 総務部市民税課（諸税係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）を統合し、課税課（市民税係、土地係、家屋係）とする。（青葉区を除く。） ○ 青葉区役所総務部納税課管理係を会計収納係に統合し、市民税課市民税第一、第二係を統合し、市民税係とする。 ○ 保健福祉センター保険年金課に収納係を新設する。
平成16年 4 月	○ 青葉区保健福祉センター保護課及び宮城野区保健福祉センター保護課に保護第四係を新設する。
平成18年 4 月	○ 総務部を区民部に名称変更する。 ○ 区民部に区民生活課（生活安全係、広聴相談係）を新設する。 ○ 総務部市民課を区民部戸籍住民課に名称変更する。 ○ 建設部管理課（総務係、道路管理係）及び建設課（道路建設係、道路維持係、公園係）を再編し、公園課（総務係、公園係）及び道路課（道路管理係、道路建設係、道路維持係）とする。 ○ 建設部建築宅地課（開発指導係、建築指導係、建築審査係）の名称を変更するとともに係を再編し、街並み形成課（宅地調整係、街並み係、建築指導係）とする。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴相談係を区民部区民生活課に移管する。 ○ 総務部市民課管理係を廃止する。（青葉区を除く。） ○ 保健福祉センター家庭健康課こども家庭係を子供家庭係に名称変更する。
平成19年 4 月	○ 財政局税務部特別滞納整理室（課相当）及び区民部納税課納税係を再編し、財政局税務部徴収企画課、法人徴収課及び個人徴収課とする。 ○ 青葉区区民部納税課会計収納係及び市民税課（諸税係、市民税係）を統合し、税務課（会計収納係、市民税係）とする。 ○ 青葉区役所を除く区民部納税課会計収納係及び課税課（市民税係、土地係、家屋係）を再編し、税務課（会計収納係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）とする。 ○ 区民部総務課総務係及び企画経理係を統合し、総務係とする。 ○ 青葉区区民部市民税課諸税係及び市民税係を統合し、税務課市民税係とする。
平成21年 2 月	○ 宮城野区区民部高砂行政サービスセンター及び岩切行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止し、高砂証明発行センター及び岩切証明発行センターを新設する。 ○ 若林区区民部六郷行政サービスセンター及び七郷行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止し、六郷証明発行センター及び七郷証明発行センターを新設する。 ○ 太白区区民部中田行政サービスセンター及び生出行政サービスセンター（いずれも第2種公所）を廃止し、中田証明発行センター及び生出証明発行センターを新設する。
平成22年 2 月	○ 青葉区区民部戸籍住民課に仙台駅前サービスセンター（第3種公所）を新設する。
平成22年 4 月	○ 建設部街並み形成課宅地調整係を都市整備局住環境部開発調整課に移管し、宅地指導係及び審査係とする。
平成23年 5 月	○ 区民部総務課総務係及び選挙調査係を区政推進係及び統計選挙係に名称変更する。 ○ 区民部に区中央市民センターを教育局より移管し、事業企画係を企画調整係に名称変更する。（宮城野区を除く。） ○ 宮城野区区民部に市民センター事業推進室（企画調整係）を新設する。 ○ 若林区保健福祉センター保護課に保護第三係を新設する。 ○ 太白区保健福祉センター保護課に保護第四係を新設する。
平成24年 4 月	○ 青葉区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。
平成24年 8 月	○ 宮城野区区民部市民センター事業推進室の名称を変更し、宮城野区中央市民センターとする。

平成24年10月	○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し、財政局税務部（税制課，市民税企画課，資産税企画課，市民税課，資産課税課，北固定資産税課，南固定資産税課）及び納税部（納税管理課，滞納対策課，北徴収課，南徴収課）とする。 ○ 区民部税務課及び固定資産税課を再編し，税務会計課（税務会計係）とする。
平成26年4月	○ 青葉区保健福祉センター保護課に保護第六係を新設する。
平成27年4月	○ 青葉区保健福祉センター保護課（保護第一係，保護第二係，保護第三係，保護第四係，保護第五係，保護第六係）を再編し，保護第一課（保護第一係，保護第二係，保護第三係）及び保護第二課（保護第一係，保護第二係，保護第三係）とする。 ○ 保健福祉センターの管理課（総務係，企画係），家庭健康課（母子保健係，健康増進係），障害高齢課（高齢者支援係，障害者支援係），衛生課（食品衛生係，環境衛生係）を保健所支所の課及び係とする。
平成28年4月	○ 太白区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。
平成29年4月	○ 区民部にふるさと支援担当課長を配置する。 ○ 保健福祉センター衛生課環境衛生係を生活衛生係に名称変更する。 ○ 青葉区保健福祉センター家庭健康課に保育係を新設する。 ○ 青葉区保健福祉センター保護第二課に保護第四係を新設する。 ○ 青葉区建設部道路課に施設管理係を新設する。 ○ 宮城野区保健福祉センター保護課に保護第五係を新設する。
平成31年4月	○ まちづくり推進部を新設し，区民部（総務課，戸籍住民課，税務会計課）及びまちづくり推進部（まちづくり推進課，区民生活課，区中央市民センター）とする。 ○ ふるさと支援担当課長をまちづくり推進部に移管する。 ○ 保健福祉センターに介護保険課（介護保険係）を新設し，障害高齢課（介護保険係）を移管する。 ○ 保健福祉センター障害高齢課に地域支援係を新設する。
令和2年4月	○ 保健福祉センターに保育給付課（子育て給付係，保育係）を新設する。 ○ 青葉区保健福祉センター家庭健康課の保育係を保育給付課に移管する。
令和3年1月	○ 保健福祉センター保険年金課医療助成係の事務の一部を，保育給付課及び障害高齢課に移管する。 ○ 保健福祉センター保険年金課の国民健康保険係，収納係，国民年金係，医療助成係を再編し，保険給付係，保険料係，国民年金係とする。
令和3年4月	○ まちづくり推進部ふるさと支援担当課長の名称を変更し，地域力推進担当課長とする。 ○ 太白区保健福祉センター保護課（保護第一係，保護第二係，保護第三係，保護第四係，保護第五係）を再編し，保護第一課（保護第一係，保護第二係，保護第三係）及び保護第二課（保護第一係，保護第二係，保護第三係）とする。 ○ 区民部戸籍住民課住民記録係にマイナンバーカード交付担当係長を配置する。
令和3年10月	○ 各区区民部戸籍住民課及び税務会計課（各総合支所税務住民課を含む。）の事務の一部を市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課郵送事務センター（第3種公所）に移管する。 ○ 青葉区区民部戸籍住民課管理係を廃止する。
令和4年4月	○ 宮城野区まちづくり推進部に海浜エリア活性化担当課長及び海浜エリア活性化担当係長を配置する。 ○ 若林区まちづくり推進部に海浜エリア活性化企画室（課相当）を新設する。
令和5年4月	○ 保健福祉センター家庭健康課子供家庭係をこども家庭係に名称変更する。 ○ 若林区保健福祉センター保護課に保護第四係を新設する。
令和6年4月	○ 太白区まちづくり推進部に長町地域活性化推進室（課相当）を新設する。 ○ 区民部戸籍住民課住民記録係マイナンバーカード交付担当係長の名称を変更し，マイナンバーカード担当係長とする。 ○ 保健福祉センター障害高齢課障害者支援係に障害福祉サービス担当係長を配置する。
令和7年4月	○ 区民部総務課統計選挙係に国勢調査担当係長を配置する。 ○ 宮城野区まちづくり推進部に海浜エリア活性化企画室（課相当）を新設する。これに伴い，海浜エリア活性化担当課長を廃止し，海浜エリア活性化担当係長の名称を変更し，活性化推進担当係長とする。 ○ 若林区まちづくり推進部海浜エリア活性化企画室に活性化推進担当係長を配置する。 ○ 保健福祉センター家庭健康課母子保健係を乳児保健係，幼児保健係に分割する。

【泉区役所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	○ 総務部総務課職員厚生係を廃止する。 ○ 総務部総務課契約係を経理係に統合する。 ○ 総務部地域振興課の泉婦人会館及び泉中高年齢労働者福祉センターを市民局市民生活部勤労市民課の公所とする。 ○ 税務部固定資産税課の管理係、資産税第一係及び資産税第二係を再編し、土地係、家屋第一係及び家屋第二係とする。 ○ 福祉部保険年金課給付係を国民健康保険係へ統合する。
平成3年4月	○ 総務部市民生活課清掃係を廃止する。 ○ 建設部用地課を財政局用地部に移管し、用地第三課に名称変更する。 ○ 建設部用地課地籍調査係を廃止する。 ○ 福祉部福祉第一課に館児童センターを新設する。
平成4年4月	○ 税務部納税課収納係及び整理係を管理係及び納税係に名称変更する。 ○ 建設部管理課下水道係を廃止する。 ○ 福祉部福祉第一課に松陵児童センターを新設する。
平成5年4月	○ 総務部商工振興課（振興係、観光係）及び農政課（農政係、農業施設係）を経済課（商工振興係、農政係、農業施設係）とする。 ○ 建設部建設第一課（道路第一係、道路第二係、道路維持係）及び建設第二課（公園緑地係、街路係）を建設課（工事第一係、工事第二係、道路維持係）とする。 ○ 福祉部福祉第一課に住吉台児童センターを新設する。 ○ 建設部管理課管理係を管理第一係及び管理第二係とする。
平成6年4月	○ 総務部地域振興課（振興係、広報係）、市民生活課（相談係、市民生活係）及び経済課（商工観光係、農政係、農業施設係）を再編し、まちづくり推進課（振興係、企画係、広聴係）及び生活経済課（市民生活係、商工観光係、農林係）とする。 ○ 税務部市民税課市民税第一係及び市民税第二係を統合し、市民税係とする。 ○ 税務部固定資産税課家屋第一係及び家屋第二係を統合し、家屋係とする。 ○ 福祉部福祉第一課に高森東児童センターを新設する。 ○ 福祉部福祉第二課福祉第一係を高齢福祉係に、福祉第二係を障害福祉係に、児童係を児童福祉係に名称変更する。
平成8年4月	○ 衛生局保健所及び福祉部を統合し、保健福祉センターとする。 ○ 総務部（総務課、まちづくり推進課、生活経済課、市民課、支所(3)）及び税務部（納税課、市民税課、固定資産税課）を統合し、総務部（総務課、まちづくり推進課、生活経済課、市民課、納税課、市民税課、固定資産税課、支所(3)）とする。 ○ 衛生局保健所（総務課、衛生課、予防課）並びに福祉部（福祉第一課、福祉第二課、保険年金課）を再編し、保健福祉センター（管理課、高齢保健福祉課、保健福祉課、地域福祉課、保険年金課、衛生課）とする。（再掲） ○ 衛生局保健所総務課（総務係）及び予防課（予防第一係、予防第二係）並びに福祉部福祉第一課（総務係、施設係、児童館(7)、児童センター(15)）及び福祉第二課（高齢福祉係、障害福祉係、保護係、児童福祉係）を再編し、保健福祉センター管理課（総務係、地域健康係）、高齢保健福祉課（高齢福祉係、成人保健係）、保健福祉課（障害福祉係、児童福祉係、予防係、保健係）及び地域福祉課（保護係、施設係、児童館(7)、児童センター(16)）とする。（再掲） ○ 会計課の事務を総務部納税課に移管することに伴い、会計課を廃止する。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務部納税課管理係及び会計課会計係を統合し、総務部納税課会計収納係とする。 ○ 衛生局保健所予防課予防第一係を保健福祉センター保健福祉課に移管し、予防係とする（再掲） ○ 衛生局保健所予防課予防第二係を保健福祉センター高齢保健福祉課成人保健係及び保健福祉課保健係に分割する。（再掲） ○ 衛生局保健所総務課総務係及び福祉部福祉第一課総務係を再編し、保健福祉センター管理課総務係及び地域健康係とする。（再掲） ○ 福祉部福祉第一課施設係、児童館(7)及び児童センター(15)を保健福祉センター地域福祉課に移管する。（再掲） ○ 保健福祉センター地域福祉課に北中山児童センターを新設する。

平成8年4月 (続き)	○ 福祉部福祉第二課高齢福祉係を保健福祉センター高齢保健福祉課に、障害福祉係及び児童福祉係を保健福祉課に、保護係を地域福祉課に移管する。(再掲) ○ 建設部建築宅地課建築指導係を建築指導係及び建築審査係に分割する。
平成10年4月	○ 都市整備局指導部建築審査課の事務の一部を建設部建築宅地課に移管する。 ○ 保健福祉センター地域福祉課児童館(7)及び児童センター(16)を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管、地域福祉課保護係を保健福祉センター管理課に移管し、地域福祉課施設係を廃止する。これに伴い地域福祉課を廃止する。
平成11年4月	○ 総務部生活経済課商工観光係、農林係を経済係に再編する。 ○ 保健福祉センター高齢保健福祉課に介護保険係を新設する。 ○ 建設部管理課管理第一係、管理第二係を道路管理係に改める。
平成12年4月	○ 総務部総務課(総務係、経理係、調査係)、まちづくり推進課(振興係、企画係、広聴相談係)及び生活経済課(市民生活係、経済係)を再編し、総務課(総務係、企画経理係、選挙調査係)及びまちづくり推進課(地域振興係、地域活動係、広聴相談係)とする。
平成13年2月	○ 総務部根白石支所、南光台支所及び黒松支所(いずれも第2種公所)を廃止し、総務部に根白石行政サービスセンター及び南光台行政サービスセンター(いずれも第2種公所)を新設する。
平成13年4月	○ 保健福祉センター管理課(総務係、地域健康係、保護係)、高齢保健福祉課(高齢福祉係、介護保険係、成人保健係)及び保健福祉課(障害福祉係、児童福祉係、予防係、保健係)を再編し、管理課(総務係、企画係、保護係)、家庭健康課(こども家庭係、母子保健係、健康増進係)及び障害高齢課(高齢者支援係、障害者支援係、介護保険係)とする。
平成14年4月	○ 建設部建設課工事第一係を道路建設係、工事第二係を公園係に改める。
平成15年4月	○ 総務部市民税課(諸税係、市民税係)及び固定資産税課(土地係、家屋係)を統合し、課税課(市民税係、土地係、家屋係)とする。 ○ 保健福祉センター保険年金課に収納係を新設する。
平成18年4月	○ 総務部を区民部に名称変更する。 ○ 区民部に区民生活課(生活安全係、広聴相談係)を新設する。 ○ 総務部市民課を区民部戸籍住民課に名称変更する。 ○ 保健福祉センターに保護課(保護係)を新設する。 ○ 建設部管理課(総務係、道路管理係)及び建設課(道路建設係、道路維持係、公園係)を再編し、公園課(総務係、公園係)及び道路課(道路管理係、道路建設係、道路維持係)とする。 ○ 建設部建築宅地課(開発指導係、建築指導係、建築審査係)の名称を変更するとともに係を再編し、街並み形成課(宅地調整係、街並み係、建築指導係)とする。 ○ 総務部まちづくり推進課広聴相談係を区民部区民生活課に移管する。 ○ 総務部市民課管理係を廃止する。 ○ 保健福祉センター家庭健康課こども家庭係を子供家庭係に名称変更する。 ○ 保健福祉センター管理課保護係を保護課に移管する。
平成19年4月	○ 財政局税務部特別滞納整理室(課相当)及び区民部納税課納税係を再編し、財政局税務部徴収企画課、法人徴収課及び個人徴収課とする。 ○ 区民部納税課会計収納係及び課税課(市民税係、土地係、家屋係)を再編し、税務課(会計収納係、市民税係)及び固定資産税課(土地係、家屋係)とする。 ○ 区民部総務課総務係及び企画経理係を統合し、総務係とする。
平成21年2月	○ 区民部根白石行政サービスセンター及び南光台行政サービスセンター(いずれも第2種公所)を廃止し、根白石証明発行センター及び南光台証明発行センターを新設する。
平成21年4月	○ 保健福祉センター保護課保護係を分割し、保護第一係及び保護第二係とする。
平成22年4月	○ 建設部街並み形成課宅地調整係を都市整備局住環境部開発調整課に移管し、宅地指導係及び審査係とする。
平成23年5月	○ 区民部総務課総務係及び選挙調査係を区政推進係及び統計選挙係に名称変更する。 ○ 区民部に泉区中央市民センターを教育局より移管し、事業企画係を企画調整係に名称変更する。
平成24年10月	○ 財政局税務部並びに各区区民部(青葉区宮城総合支所を含む。)税務課及び固定資産税課(太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。)を再編し、財政局税務部(税制課、市民税企画課、資産税企画課、市民税課、資産課税課、北固定資産税課、南固定資産税課)及び納税部(納税管理課、滞納対策課、北徴収課、南徴収課)とする。 ○ 区民部税務課及び固定資産税課を再編し、税務会計課(税務会計係)とする。

平成27年4月	○ 保健福祉センターの管理課（総務係、企画係）、家庭健康課（母子保健係、健康増進係）、障害高齢課（高齢者支援係、障害者支援係）、衛生課（食品衛生係、環境衛生係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年4月	○ 区民部にふるさと支援担当課長を配置する。 ○ 保健福祉センター衛生課環境衛生係を生活衛生係に名称変更する。
平成31年4月	○ まちづくり推進部を新設し、区民部（総務課、戸籍住民課、税務会計課）及びまちづくり推進部（まちづくり推進課、区民生活課、区中央市民センター）とする。 ○ ふるさと支援担当課長をまちづくり推進部に移管する。 ○ 保健福祉センターに介護保険課（介護保険係）を新設し、障害高齢課（介護保険係）を移管する。 ○ 保健福祉センター障害高齢課に地域支援係を新設する。
令和2年4月	○ 保健福祉センターに保育給付課（子育て給付係、保育係）を新設する。 ○ 保健福祉センター保護課に保護第三係を新設する。
令和3年1月	○ 保健福祉センター保険年金課医療助成係の事務の一部を、保育給付課及び障害高齢課に移管する。 ○ 保健福祉センター保険年金課の国民健康保険係、収納係、国民年金係、医療助成係を再編し、保険給付係、保険料係、国民年金係とする。
令和3年4月	○ まちづくり推進部ふるさと支援担当課長の名称を変更し、地域力推進担当課長とする。 ○ 区民部戸籍住民課住民記録係にマイナンバーカード交付担当係長を配置する。
令和3年10月	○ 各区区民部戸籍住民課及び税務会計課（各総合支所税務住民課を含む。）の事務の一部を市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課郵送事務センター（第3種公所）に移管する。
令和5年4月	○ 副区長（泉中央地区活性化担当）を配置する。 ○ 泉中央地区活性化推進室（課相当）を新設し、活性化推進担当係長を配置する。 ○ 保健福祉センター家庭健康課子供家庭係をこども家庭係に名称変更する。
令和6年4月	○ 区民部戸籍住民課住民記録係マイナンバーカード交付担当係長の名称を変更し、マイナンバーカード担当係長とする。 ○ 保健福祉センター障害高齢課障害者支援係に障害福祉サービス担当係長を配置する。
令和7年4月	○ 区民部総務課統計選挙係に国勢調査担当係長を配置する。 ○ 保健福祉センター家庭健康課母子保健係を乳児保健係、幼児保健係に分割する。

【宮城総合支所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成2年4月	○ 税務課固定資産税係を土地係及び家屋係とする。 ○ 福祉課福祉第一係及び福祉第二係を統合し、福祉係とする。 ○ 経済課農政係及び畜産林務係を再編し、農政係及び農林土木係とする。
平成3年4月	○ 建設課地積調査係を廃止する。
平成6年4月	○ 地域振興課（振興係、市民生活係、広報広聴係）及び経済課（商工観光係、農政係、農林土木係）を再編し、まちづくり推進課（振興係、広聴係）及び生活経済課（市民生活係、経済観光係）とする。 ○ 税務課（市民税係、土地係、家屋係、収納係）を税務課（収納係、市民税係）及び固定資産税課（土地係、家屋係）に分割する。 ○ 総務課経理係を総務係に統合する。
平成8年4月	○ 衛生局青葉保健所宮城支所（衛生係、予防係）及び青葉区宮城総合支所福祉課（福祉係、国民健康保険係、国民年金係、児童館(6)）を統合し、青葉区宮城総合支所保健福祉課（福祉係、国保年金係、保健係、児童館(7)）とする。 ○ 会計課の事務を税務課に移管することに伴い、会計課を廃止する。 ○ まちづくり推進課広聴係を広聴相談係に名称変更する。 ○ 税務課収納係及び会計課会計係を統合し、税務課会計収納係とする。 ○ 市民課の係制（市民係、戸籍係）を廃止する。 ○ 福祉課国民健康保険係及び国民年金係を統合し、保健福祉課国保年金係とする。（再掲） ○ 衛生局青葉保健所宮城支所衛生係及び予防係を統合し、保健福祉課保健係とする。（再掲） ○ 福祉課吉成児童館を保健福祉課南吉成児童館に名称変更し、同課に吉成児童館を新設する。 ○ 建設課建設係を工事第一係及び工事第二係に分割する。
平成10年4月	○ 保健福祉課児童館(7)（第3種公所）を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成12年4月	○ まちづくり推進課（振興係、広聴相談係）及び生活経済課（市民生活係、観光経済係）を再編し、まちづくり推進課（地域振興係、経済観光係、広聴相談係）とする。 ○ 建設管理課（管理係）の新設に伴い、建設課管理係を廃止する。

平成13年 2 月	○ 吉成行政サービスセンター（第2種公所）を新設する。 ○ 総務課芋沢出張所、大倉出張所及び吉成出張所（いずれも第3種公所）を廃止し、総務課に芋沢行政サービスセンター及び大倉行政サービスセンター（いずれも第3種公所）を新設する。
平成18年 4 月	○ 市民課を戸籍住民課に名称変更する。 ○ 建設管理課（管理係）及び建設課（工事第一係、工事第二係）を再編し、公園課（公園係）及び道路課（管理係、建設係）とする。 ○ まちづくり推進課広聴相談係を総務課に移管するとともに、地域振興係及び経済観光係を再編し、地域振興係及び生活安全係とする。
平成21年 2 月	○ 吉成行政サービスセンター（第2種公所）を廃止し、吉成証明発行センターを新設する。 ○ 総務課芋沢行政サービスセンター及び大倉行政サービスセンター（いずれも第3種公所）を廃止し、大沢証明発行センター及び大倉証明発行センターを新設する。
平成21年 4 月	○ 総務課広聴相談係とまちづくり推進課生活安全係を統合し、まちづくり推進課地域生活係とする。
平成23年 5 月	○ 保健福祉課に医療助成係を新設する。
平成24年10月	○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し、財政局税務部（税制課、市民税企画課、資産税企画課、市民税課、資産課税課、北固定資産税課、南固定資産税課）及び納税部（納税管理課、滞納対策課、北徴収課、南徴収課）とする。 ○ 税務課及び固定資産税課を再編し、税務会計課（税務会計係）とする。
平成25年 4 月	○ 税務会計課（税務会計係）及び戸籍住民課（係制なし）を統合し、税務住民課（税務会計係、戸籍住民係）とする。 ○ 保健福祉課（福祉係、保健係、国保年金係、医療助成係）を分割し、保健福祉課（福祉係、保健係）及び保険年金課（国保年金係、医療助成係）とする。
平成27年 4 月	○ 保健福祉課（保健係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年 4 月	○ まちづくり推進課にふるさと支援担当課長を配置する。
平成30年 4 月	○ 支所次長（保健福祉担当）を配置する。 ○ 管理課（管理係）を新設する。 ○ 保健福祉課福祉係を分割し、保健福祉課（子供家庭係、障害高齢係）とする。
平成30年10月	○ 管理課管理係を管理・保護係に名称変更する。
平成31年 3 月	○ 大沢証明発行センター及び大倉証明発行センターを廃止する。
平成31年 4 月	○ 保健福祉課障害高齢係を分割し、保健福祉課（高齢者支援係、障害者支援係）とする。
令和 2 年 4 月	○ 保健福祉課に保育給付係を新設する。 ○ 障害高齢課を新設し、保健福祉課の高齢者支援係及び障害者支援係を移管する。
令和 3 年 1 月	○ 保険年金課医療助成係の事務の一部を、保健福祉課及び障害高齢課に移管する。 ○ 保険年金課の国保年金係、医療助成係を再編し、保険年金係とする。
令和 3 年 4 月	○ 地域活性化推進室（課相当）を新設し、まちづくり推進課の事務の一部を移管する。これに伴い、ふるさと支援担当課長を廃止する。 ○ 地域活性化推進室に企画調整担当係長を配置する。
令和 3 年10月	○ 各区区民部戸籍住民課及び税務会計課（各総合支所税務住民課を含む。）の事務の一部を市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課郵送事務センター（第3種公所）に移管する。
令和 4 年 4 月	○ 管理課管理・保護係に査察指導担当係長を配置する。
令和 5 年 4 月	○ まちづくり担当部長、保健福祉担当部長及び建設担当部長を配置する。これに伴い、支所次長（保健福祉担当）を廃止する。 ○ 保健福祉課子供家庭係をこども家庭係に名称変更する。
令和 6 年 4 月	○ 道路課管理係を分割し、道路管理係及び道路維持係とするとともに、建設係を道路建設係に名称変更する。 ○ 税務住民課戸籍住民係にマイナンバーカード担当係長を配置する。
令和 7 年 4 月	○ 公園課に総務係を新設する。

【秋保総合支所】

年 月	組 織 改 正 の 概 要
平成 6 年 4 月	○ 総務課（総務係、振興係）及び経済課（商工観光係、農林係）を再編し、総務課（総務係、振興係、経済観光係）とする。

平成8年4月	○ 衛生局太白保健所秋保支所（係制なし）及び太白区秋保総合支所福祉課（福祉係，国保年金係）を統合し，秋保総合支所保健福祉課（福祉係，保健係，児童館(1)）とする。 ○ 会計課の事務を市民課に移管することに伴い，会計課を廃止する。 ○ 市民課税務係を会計税務係に名称変更する。 ○ 福祉課福祉係及び国保年金係を統合し，保健福祉課福祉係とする。（再掲） ○ 保健福祉課に保健係及び湯元児童館を新設する。
平成10年4月	○ 保健福祉課児童館(1)（第3種公所）を健康福祉局健康福祉部児童保健福祉課に移管する。
平成18年4月	○ 市民課（会計税務係，市民係）の名称を変更し，税務住民課（会計税務係，戸籍住民係）とする。 ○ 総務課振興係及び経済観光係を統合し，地域振興係とする。
平成24年10月	○ 財政局税務部並びに各区区民部（青葉区宮城総合支所を含む。）税務課及び固定資産税課（太白区秋保総合支所税務住民課会計税務係を含む。）を再編し，財政局税務部（税制課，市民税企画課，資産税企画課，市民税課，資産課税課，北固定資産税課，南固定資産税課）及び納税部（納税管理課，滞納対策課，北徴収課，南徴収課）とする。 ○ 税務住民課会計税務係の名称を変更し，税務会計係とする。
平成27年4月	○ 保健福祉課（保健係）を保健所支所の課及び係とする。
平成29年4月	○ ふるさと支援担当課長を配置する。
令和3年4月	○ ふるさと支援担当課長の名称を変更し，地域活性化推進担当課長とする。 ○ 総務課地域振興係を分割し，地域活性化推進係及び地域生活係とする。
令和3年10月	○ 各区区民部戸籍住民課及び税務会計課（各総合支所税務住民課を含む。）の事務の一部を市民局協働まちづくり推進部戸籍住民課郵送事務センター（第3種公所）に移管する。
令和6年4月	○ 総務課（総務係，地域活性化推進係，地域生活係）及び税務住民課（税務会計係，戸籍住民係）を再編し，総務課（総務係，税務住民係）及びまちづくり推進課（地域活性化推進係，地域生活係）とする。これに伴い，地域活性化推進担当課長を廃止する。

7. 区役所の事務分掌

泉中央地区活性化推進室

(泉区役所に限る。)

泉中央地区活性化に係る企画、調整及び推進
(他課の所管に属するものを除く。) / 泉区役所庁舎の整備 (他課の所管に属するものを除く。)

区民部

総務課

区政推進係

区役所の事務事業の総合調整 / 本庁と区役所との連絡調整の総括 / 文書事務の管理 / 工事その他の請負契約及び物品の売買契約 / 庁舎の管理 / 自動車の管理 / 区の施策の企画調査 / 区の広報 / 他の行政機関との連絡調整 / 契約事務区委員会 / 区役所の予算及び決算 / 区役所内事務及び部内事務の連絡調整 / 課の庶務

統計選挙係

委託統計調査の実施 / 統計資料管理及び統計サービス / 統計調査員確保対策

戸籍住民課

住民記録係

住民異動届並びにこれに伴う国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る受付 / 外国人住民に係る住居地届出の受付 / 国民健康保険資格確認書及び介護保険証等の交付 / 住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除 / 住民票の写し等の交付 / 広域交付住民票の交付 / 住民基本台帳カード事務 / 個人番号カードの交付 / 戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本等の交付 / 広域交付戸籍謄本等の交付 / 住民基本台帳の閲覧 / 住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除 / 住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知 / 他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備 / 住民異動届

書の保存及び管理 / 住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施 / 住民基本台帳事務における DV 被害者等支援 / 転入学児童生徒に対する学校の指定 / 印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付 / 印鑑登録原票の作成及び管理 / 電子証明書の提供 / し尿処理手数料納付書の再発行 / 住民基本台帳に係る各種統計 / 証明発行センター (吉成証明発行センターを除く。) (庁舎の管理を除く。) / 課の庶務

戸籍係

戸籍に係る届の審査受理並びに戸籍原簿の記載、訂正及び消除 / 戸籍原簿の保存及び管理 / 改製原戸籍及び除籍の保存及び管理 / 戸籍法に基づく通知、申請及び報告 / 相続税法に基づく税務署長への通知 / 戸籍の附票の作成及び管理 / 身分証明事務 / 特別永住事務 / 埋葬、火葬及び改葬の許可 / 人口動態調査 / 宮城県戸籍住民基本台帳事務協議会及び仙台北法務局直轄管内戸籍事務協議会事務局 (青葉区役所に限る。)

仙台駅前サービスセンター *

(青葉区役所に限る。)

住民異動届並びにこれに伴う国民健康保険、国民年金及び介護保険に係る受付 / 外国人住民に係る住居地届出の受付 / 国民健康保険資格確認書及び介護保険証等の交付 / 住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除 / 住民票の写し等の交付 / 広域交付住民票の交付 / 住民基本台帳カード事務 / 個人番号カードに係る記載事項の変更 / 身元証明書、戸籍謄抄本等の交付 / 広域交付戸籍謄本の交付 / 住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除 / 住民異動届書の保存及び管理 / 転入学児童生徒に対する学校の指定 / 印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付 / 印鑑登録原票の作成 / 電子証明書の提供 / 市税及び個人の県民税に係る証明

税務会計課

税務会計係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料の収納／市税（市民税普通徴収，固定資産税・都市計画税，固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課，北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／自動車の臨時運行許可／固定資産課税台帳の閲覧／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い及び収納／支出証拠書類の整理／課の庶務

まちづくり推進部

海浜エリア活性化企画室

（宮城野区役所及び若林区役所に限る。）

海浜エリア活性化に係る調査，企画及び調整（他課の所管に属するものを除く。）／海浜エリア活性化に係る関係団体及び関係機関との連携の推進（他課の所管に属するものを除く。）

長町地域活性化推進室

（太白区役所に限る。）

長町地域活性化に係る企画，調整及び推進（他課の所管に属するものを除く。）／長町地域活性化に係る関係団体及び関係機関との連携の推進（他課の所管に属するものを除く。）

まちづくり推進課

地域課題の解決に資する事業の企画，調整及び推進／地域の関係団体・機関との連絡調整／地域情報の収集・整理

地域振興係

コミュニティ・センターの建設及び管理運営／地区集会所建設等補助／住居表示及び町字の変更の証明／住居表示実施済地区の維持管理／住居表示地区外の住所表示板の維持管理／自治組織及び自治活動の振興／ちびっ子広場の設置及び遊具の貸与（泉区役所を除く。）／戦災復興記念館及び市民会館（青葉区役所に限る。）／宮城野区文化センター（宮城野区役所に限る。）／若林区文化センター（若林区役所に限る。）／太白区文化センター（太白区役所に限る。）／泉文化創造センター（泉区役所に限る。）／課の庶務

地域活動係

区民憲章（泉区役所に限る。）／区民協働まちづくり事業／地域づくり活動／まちづくり活動助成／地域スポーツの振興／地域文化の振興／区民まつり／市民活動補償制度／観光施設の管理（泉区役所に限る。）／観光宣伝（泉区役所に限る。）／泉ヶ岳利活用推進事業（泉区役所に限る。）／泉ヶ岳関係団体連絡協議会（泉区役所に限る。）

区民生活課

生活安全係

災害対策／総合防災訓練／山岳遭難防止対策（泉区役所に限る。）／鳥獣飼養登録，有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務（太白区役所に限る。）／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進（宮城野区役所・泉区役所に限る。）／交通安全対策／交通指導隊／区交通問題対策委員会／課の庶務（青葉区役所・宮城野区役所を除く。）

広聴相談係

市政への要望，陳情等の処理／市民相談（市政相談及び特別相談〈法律，税務，登記等〉）／地域懇談会／動く区長室（泉区役所を除く。）／市長と市民との懇談／鳥獣飼養登録，有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務（太白区役所を除く。）／空家等の適切な管理の促進（宮城野区役所・泉区役所を除く。）／課の庶務（青葉区役所・宮城野区役所に限る。）

区中央市民センター ＊

企画調整係

学習情報提供及び学習相談事業／地域社会教育推進事業／区内市民センター事業の企画に関する支援／区内市民センターの管理／区内市民センターの連絡調整／区内市民センター事業に関する統計／センターの庶務

保健福祉センター

保健所支所

（※１の課及び係（総合支所管理課，保健福祉課及び障害高齢課を含む。））

福祉事務所

（※２の課及び係（宮城総合支所管理課，保健福祉課及び障害高齢課を含む。））

管理課※１※２

総務係※１※２

地域福祉の推進／災害見舞金の支給／墓地，埋葬等に関する法律に基づく埋葬又は火葬に係る市長の義務に係る調整／戦傷病者，戦没者遺族等の援護／民生委員児童委員／社会福祉統計／献血推進事業／社会福祉・公衆衛生関係学生実習及び医師・歯科医師地域保健研修の調整／センター職員研修／保健センターの运营管理（保健所青葉支所を除く。）／センター内事務の連絡調整／課の庶務

企画係※１※２

区保健福祉に係る企画及び調整／地域保健活動の総括／人口動態統計及び保健統計／公衆衛生看護業務の総括／健康危機管理／結核，エイズ等感染症対策／公害に係る健康診断及び保健指導

家庭健康課※１※２

子ども家庭応援センター（保育給付課の所管に属するものを除く。）

こども家庭係※２

こども家庭総合相談（乳児保健係との共管事務）／児童，ひとり親家庭等の福祉／要保護児童対策／女性支援／母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還／ひとり親家庭等日常生活支援／青少年等健全育成／課の庶務

乳児保健係※ 1

こども家庭総合相談(こども家庭係との共管事務)／母子保健及び母体保護／予防接種／養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業／産後ケア事業／健康相談及び健康教育／訪問指導／地区保健活動

幼児保健係※ 1

幼児健康診査／健康相談及び健康教育(乳児保健係の所管に属するものを除く。)／訪問指導／地区保健活動

健康増進係※ 1

区の地区保健活動の企画・調整／地区保健活動／健康増進・生活習慣病予防／市民健康診査, 国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導／歯科保健／栄養改善／食育推進／健康相談及び健康教育／健康手帳の交付／訪問指導／介護予防事業(他課の所管に属するものを除く。)

保育給付課※ 1 ※ 2

子ども家庭応援センター(家庭健康課の所管に属するものを除く。)

子育て給付係※ 1

児童手当／児童扶養手当・特別児童扶養手当(こども支援給付課の所管に属するものを除く。)／子ども及び母子・父子家庭医療費助成／養育医療の給付決定(こども支援給付課の所管に属するものを除く。)／自立支援医療費(育成医療)の支給認定(こども支援給付課の所管に属するものを除く。)／小児慢性特定疾病対策(こども家庭保健課の所管に属するものを除く。)／課の庶務

保育係※ 2

子どものための教育・保育給付認定事務(認定給付課の所管に属するものを除く。)／保育施設等の利用に係る調整事務／保育料等の決定, 収納／過誤納還付金の支払並びに口座振替

障害高齢課※ 1 ※ 2

高齢者支援係※ 2

高齢者の保健福祉(地域支援係との共管事務)／高齢者総合相談(地域支援係との共管事務)／ひとり暮らし高齢者支援事業／老人つどいの家(好日庵)への助成／老人クラブへの助成／敬老行事及び敬老祝金／敬老乗車証等交付／老人憩の家／高齢者福祉施設への入所措置等の事務(地域支援係との共管事務)／高齢者虐待に係る対応(地域支援係との共管事務)／課の庶務

障害者支援係※ 1 ※ 2

障害者の保健福祉(地域支援係との共管事務)／障害者総合相談(地域支援係との共管事務)／障害児福祉手当, 特別障害者手当等の認定並びに支給／心身障害者扶養共済制度／障害児(者)の地域生活支援／障害者交通費助成事業／介護給付費, 訓練等給付費及び障害児通所給付費に係る支給及び利用者負担上限月額の決定(他公所の所管に属するものを除く。)／補装具費の支給及び利用者負担上限月額の決定／自立支援医療(更生医療)に係る支給及び利用者負担上限月額の決定／自立支援医療(精神通院医療)の支給認定申請及び経由／地域生活支援事業の利用決定／身体障害者手帳, 療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び経由／難病対策(障害者総合支援センターの所管に属するものを除く。)／障害者虐待に係る対応(地域支援係との共管事務)／心身障害者医療費助成

地域支援係※1※2

高齢者の保健福祉（高齢者支援係との共管事務）／障害者の保健福祉（障害者支援係との共管事務）／地区保健活動／高齢者総合相談（高齢者支援係との共管事務）／障害者総合相談（障害者支援係との共管事務）／介護予防・日常生活支援総合事業（他課の所管に属するものを除く。）／地域包括支援センターの統括／介護家族の支援／在宅療養の支援／認知症の人の支援／訪問指導／高齢者福祉施設への入所措置等の事務（高齢者支援係との共管事務）／高齢者虐待に係る対応（高齢者支援係との共管事務）／障害者虐待に係る対応（障害者支援係との共管事務）／精神障害者に係る緊急対応／心の健康相談／地域ケア会議／障害者自立支援協議会

介護保険課

介護保険係

介護保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【被保険者の資格得喪／被保険者証の交付／要介護認定及び要支援認定／認定調査の依頼／主治医意見書の作成依頼／居宅サービス計画作成事業者の届出／保険料の賦課及び調定／保険料の減免及び徴収猶予／保険料の収納／保険料の滞納対策／保険料の不納欠損処理／保険料の過誤納金／特例居宅介護サービス費及び特例施設サービス費等の支給／福祉用具購入費及び住宅改修費の支給／高額介護サービス費の支給／高額医療合算介護サービス費の支給／利用者負担等の減免／介護報酬に係る適正化事務／不正・不当利得及び第三者行為／広報及び情報提供／苦情処理・審査請求事務／介護認定審査会の合議体】／課の庶務

保護課

（青葉区役所及び太白区役所を除く。）※2

保護第一係※2

生活保護法による保護／医療扶助／介護扶助／保護金品の支給／生活保護統計／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／路上生活者等自立支援ホーム／生活保護申請に関する相談／特定中国残留邦人等に対する支援給付／保護世帯等緊急援護資金の貸付／課の庶務

保護第二係※2

生活保護法による保護

保護第三係※2

保護第二係と同じ

保護第四係（泉区役所を除く。）※2

保護第二係と同じ

保護第五係（若林・泉区役所を除く。）※2

保護第二係と同じ

保護第一課

（青葉区役所及び太白区役所に限る。）※2

保護第一係※2

生活保護法による保護／課及び保護第二課の医療扶助／課及び保護第二課の介護扶助／課及び保護第二課の保護金品の支給／課及び保護第二課の生活保護統計／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／路上生活者等自立支援ホーム／生活保護申請に関する相談／特定中国残留邦人等に対する支援給付／課及び保護第二課の保護世帯等緊急援護資金の貸付／課及び保護第二課の庶務

保護第二係※ 2

生活保護法による保護

保護第三係※ 2

保護第二係と同じ

保護第二課

(青葉区役所及び太白区役所に限る。) ※ 2

保護第一係※ 2

生活保護法による保護／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／生活保護申請に関する相談

保護第二係※ 2

生活保護法による保護

保護第三係※ 2

保護第二係と同じ

保護第四係※ 2（青葉区役所に限る。）

保護第二係と同じ

保険年金課

保険給付係

国民健康保険に係る次に掲げる事務【療養の給付及び療養費の支給／高額療養費の支給／高額介護合算療養費の支給／出産育児一時金及び葬祭費の支給／不正・不当利得及び第三者行為】／後期高齢者医療に係る次に掲げる事務【資格得喪に係る届出の受付／資格確認書の交付申請の受付及び引渡し／保険料の額に係る通知書の引渡し／保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付／特別療養費の対象者に対する資格確認書の引渡し／給付に係る各種申請書の提出の受付】／課の庶務

保険料係

国民健康保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【被保険者の資格得喪／資格確認書の交付・管理／保険料の賦課及び調定／保険料の軽減及び減免／保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の不納欠損処理／保険料納付証明書の発行／特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付・管理及び給付の一時差止め】／後期高齢者医療に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付／保険料の不納欠損処理／保険料納付証明書の発行】

国民年金係

被保険者の資格得喪／付加保険料に係る届出／保険料の免除申請／国民年金の裁定請求／国民年金の給付に係る諸届／老齢福祉年金の裁定請求／老齢福祉年金の給付に係る諸届／国民年金に関する相談／特別障害給付金の認定請求／特別障害給付金に係る諸届／年金生活者支援給付金の認定請求／年金生活者支援給付金に係る諸届

衛生課※ 1

食品衛生係※ 1

食品営業の許可及び届出／食品営業の施設の監視指導、収去検査及び衛生教育／食品衛生に関する相談及び苦情の処理／食中毒の調査及び指導／課の庶務

生活衛生係※ 1

興行場、公衆浴場及び旅館の営業の許可及び施設の監視指導等／理容所、美容所及びクリーニング所の開設届の受理及び施設の監視指導等／化製場等の設置の許可及び施設の監視指導等／簡易給水施設等の届出の受理及び施設の監視指導等／温泉の利用許可及び施設の監視指導等／公害、生活環境等に関する苦情の処理／宅地用空地の除草指導／遊泳プールの届出受理及び指導／河川浄化住民運動の支援（泉区役所を除く。）／ねずみ及び衛生害虫の駆除の相談、助言／町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付

建設部

公園課

総務係

公園施設の設置及び管理の許可（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、向山中央公園、高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）に係るものを除く。）／公園の占用及び行為の許可（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、向山中央公園、高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）に係るもの並びに指定管理者が行う業務を除く。）／有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収及び滞納整理並びに公園使用料還付（野草園、八木山動物公園、野外音楽堂及び高砂中央公園並びに指定管理者が行う業務を除く。）／有料公園施設（野外音楽堂に限る。）の利用許可及び当該許可に係る使用料の徴収（青葉区公園課、宮城野区公園課に限る。）／有料公園施設の優先予約承認／茶室（仙台市残月亭を除く。）の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収（青葉区公園課、太白区公園課に限る。）／土地収用法の規定による公告及び縦覧等／公共物の管理／公園緑地の境界の確認／開発行為（1.0ha 未満）等に伴う公園に関する事前協議／公園における違法占用物件及び不法投棄物の指導／農業用財産の管理／公園愛護協力会の育成報償金の交付／公園愛護協力会支部運営補助金の交付／部内事務の連絡調整／課及び道路課の庶務

公園係

公園（住区基幹公園等に限る。）の新設／公園施設の改良及び維持管理／公園緑地の改良及び維持管理／街路樹の植栽及び維持管理／公共施設の緑化／公園緑地の災害復旧／公園緑地のパトロール及び応急補修／公園における違法占用物件及び不法投棄物の撤去／農業水利施設、農道その他農業関係公共物の維持管理

及び改良／農業用施設の災害復旧（小規模なものに限る。）／農業用施設のパトロール及び応急補修

道路課

道路管理係

道路境界の確認／市道路線の認定, 区域変更及び廃止に係る調査／道路用地の権原取得／開発行為（1.0ha 未満）等に伴う道路に関する事前協議／道路占用許可及び占用料の徴収／道路工事の承認／市街灯の設置（道路照明灯を除く。）及び維持管理（道路保全課の所管に属するものを除く。）／道路工事に伴う交通制限／道路幅員証明／路上事故の処理／道路の除雪, 凍結防止（道路保全課の所管に属するものを除く。）及び清掃／放置自転車等の撤去／私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助／道路の管理（道路施設課の所管に属するものを除く。）／八木山動物公園駅駐車場の維持管理（太白区役所に限る。）

道路建設係

道路（国道, 県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／生活道路, 指定通学路等の整備／橋梁（国道, 県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／道路及び橋梁の災害復旧工事／交通安全施設等の整備／道路照明灯の設置

道路維持係

道路及び橋梁の維持修繕／生活道路, 指定通学路等の維持修繕／道路の不法占用物件及び不法投棄物や落下物の撤去／道路のパトロール及び応急補修／道路の通行規制時の標識等の設置, 撤去

街並み形成課

街並み係

戸建木造住宅耐震診断, 耐震改修促進事業／木造共同住宅耐震診断促進事業／屋外広告物の許可／違反広告物対策／中高層建築物及び集合住宅の建築に係る相談及び指導／生垣助成の交付事業／ブロック塀等除却補助金交付事業／建設リサイクル法に基づく事務／落書きの防止対策／市街地の形成に係る調査, 相談及び支援／建築協定の認可／屋外広告物の許可及び建築許可等に係る手数料の徴収及び収納／課の庶務

建築指導係

建築物の敷地と道路の関係の建築許可／違反建築物等の調査・指導／建築相談／道路の位置の指定, 変更及び廃止／狭あい道路拡幅整備事業／長期優良住宅建築等計画の認定及び指導／建築計画概要書等の閲覧及び写しの交付／優良住宅の認定／地区計画区域内における行為の届出の受理及び審査／建築行政に係る統計事務／建築基準法に基づく処分に係る台帳整備及び証明／指定確認検査機関に係る事務（建築基準法に基づく報告書の確認等）／バリアフリー法に基づく事務／低炭素建築物新築等計画の認定及び指導／ひとにやさしいまちづくり条例に基づく建築物に係る届出の審査, 検査及び指導／建築物省エネ法に係る適合性判定, 計画等の認定及び指導／都市計画に係る証明／都市計画施設等の区域内における建築物の規制／都市計画施設の位置確認／被災建築物応急危険度判定

宮城総合支所（青葉区役所のみ） ＊

総務課

総務係

文書事務の管理／庁舎及び自動車の管理／工事その他の請負契約及び物品の売買契約／統計調査／契約事務宮城委員会／総合支所内の予算及び決算／総合支所内事務の連絡調整／他の行政機関との連絡調整／課の庶務

まちづくり推進課

地域振興係

地域の関係団体・機関との連絡調整／コミュニティ・センターの建設及び管理運営／地区集会所建設等補助／住居表示及び町字の変更の証明／住居表示実施済地区の維持管理／住居表示地区外の住所表示板の維持管理／区民協働まちづくり事業／地域づくり活動／地域文化の振興／自治組織及び自治活動の振興／市民活動補償制度／地域スポーツの振興／宮城地区まつり／広瀬文化センター／課の庶務

地域生活係

災害対策／総合防災訓練／山岳遭難防止対策／鳥獣飼養登録、有害鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進／交通安全対策／市政への要望、陳情等の処理／市民相談（市政相談及び特別相談〈法律、税務等〉）／地域懇談会／動く区長室／交通指導隊／宮城町誌の頒布

地域活性化推進室

地域課題の解決に資する事業の企画、調整及び推進／地域情報の収集・整理／観光宣伝／観光施設の管理／観光関係団体等との連絡調整／定義交流センター

税務住民課

税務会計係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料の収納／市税（市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課、北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／自動車の臨時運行許可／固定資産課税台帳の閲覧／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い及び収納／支出証拠書類の整理／課の庶務

戸籍住民係

住民異動届に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／個人番号カードの交付／戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本等の交付／広域交付戸籍謄本等の交付／住民基本台帳の閲覧／住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除／住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知／他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備／住民異動届書の保存及び管理／住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施／住民基本台帳事務におけるDV被害者等支援／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成及び管理／電子証明書の提供／し尿処理手数料納付書の再発行／キオスク端末（マルチコピー機）の維持管理／住民基本台帳に係る各種統計／戸籍に係る届の審査受理並びに戸籍原簿の記載、訂正及び消除／戸籍原簿の保存及び管理／改製原戸籍及び除籍の保存及び管理／戸籍法に基づく通知、申請及び報告／戸籍の附票の作成及び管理／身

分証明事務／特別永住事務／埋葬, 火葬及び改葬の許可／人口動態調査／吉成証明発行センター（庁舎の管理を除く。）

管理課※ 1（保健所青葉支所宮城管理課）

※ 2（青葉福祉事務所宮城管理課）

管理・保護係※ 1 ※ 2

災害見舞金の支給／墓地, 埋葬等に関する法律に基づく埋葬又は火葬に係る市長の義務に係る調整／戦傷病者, 戦没者遺族等の援護／民生委員児童委員／保健センターの運営管理／献血推進事業／公害, 生活環境等に関する苦情の相談／宅地用空地の除草指導／ねずみ及び衛生害虫の駆除相談／町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付／生活保護法による保護／医療扶助／介護扶助／保護金品の支給／生活保護統計／生活困窮者の自立支援（保護自立支援課の所管に属するものを除く。）／生計の途がなく, かつ, 一定の住居を持たない者で, 野外において生活している者／行旅病人及び行旅死亡人／保護世帯等緊急援護資金の貸付／生活保護申請に関する相談／管理課, 保健福祉課, 障害高齢課及び保険年金課内事務の連絡調整／課の庶務

保健福祉課※ 1（保健所青葉支所宮城保健福祉課）

※ 2（青葉福祉事務所宮城保健福祉課）

子ども家庭応援センター

こども家庭係※ 2

こども家庭総合相談（保健係との共管事務）／児童, ひとり親家庭等の福祉／要保護児童対策／女性支援／母子・父子・寡婦福祉資金の貸付及び償還／ひとり親家庭等日常生活支援／青少年等健全育成／課の庶務

保育給付係※ 1 ※ 2

児童手当の受給者認定／児童扶養手当・特別児童扶養手当（こども支援給付課の所管に属するものを除く。）／子ども及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録, 受給者証の交付／養育医療の給付決定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。）／自立支援医療費（育成医療）の支給認定（こども支援給付課の所管に属するものを除く。）／小児慢性特定疾病対策（こども家庭保健課の所管に属するものを除く。）／子どものための教育・保育給付認定事務（認定給付課の所管に属するものを除く。）／保育施設等の利用に係る調整事務／保育料の決定, 収納／過誤納還付金の支払並びに口座振替

保健係※ 1

地区保健活動／地域保健の推進／こども家庭総合相談（こども家庭係との共管事務）／高齢者総合相談（障害高齢課高齢者支援係との共管事務）／障害者総合相談（障害高齢課障害者支援係との共管事務）／保健統計／エイズ, 結核, 感染症その他の疾病の予防／母子保健及び母体保護／予防接種／養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業／産後ケア事業／幼児健康診査／健康相談及び健康教育／訪問指導／健康増進・生活習慣病予防／市民健康診査, 国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導／歯科保健／栄養改善／食育推進／介護予防・日常生活支援総合事業（他課の所管に属するものを除く。）／健康手帳の交付／地域包括支援センターの支援／介護家族の支援／在宅療養の支援／認知症の人の支援／精神障害者に係る緊急対応／心の健康相談

障害高齢課※1（保健所青葉支所宮城障害高齢課）

※2（青葉福祉事務所宮城障害高齢課）

高齢者支援係※2

高齢者の保健福祉／高齢者総合相談／ひとり暮らし高齢者支援事業／介護予防・日常生活支援総合事業／老人つどいの家（好日庵）への助成／老人クラブへの助成／敬老行事及び敬老祝金／敬老乗車証等交付／老人憩の家／高齢者福祉施設への入所措置等の事務／高齢者虐待に係る対応／成年後見制度（高齢者に限る。）／介護保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【被保険者の資格得喪／被保険者証の交付／要介護認定及び要支援認定の申請／認定調査の依頼／主治医意見書の作成依頼／居宅サービス計画作成事業者の届出／保険料の賦課及び調定／保険料の減免及び徴収猶予の申請／保険料の収納／保険料の滞納対策／保険料の不納欠損処理／保険料の過誤納金／特例居宅介護サービス費及び特例施設サービス費等／高額介護サービス費の申請／高額医療合算介護サービス費／利用者負担等の減免の申請／広報及び情報提供／苦情処理・審査請求事務】／課の庶務

障害者支援係※1※2

障害者の保健福祉／障害者総合相談／障害児福祉手当、特別障害者手当等の認定並びに支給／心身障害者扶養共済制度／障害児（者）の地域生活支援／障害者交通費助成事業／介護給付費、訓練等給付費及び障害児通所給付費に係る支給及び利用者負担上限月額の決定（他公所の所管に属するものを除く。）／補装具費の支給及び利用者負担上限月額の決定／自立支援医療（更生医療）に係る支給及び利用者負担上限月額の決定／自立支援医療（精神通院医療）の支給認定申請及び経由／地域生活支援事業の利用決定／身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請及び経由／難病対策（障害者総合支援センター及び他課

の所管に属するものを除く。）／成年後見制度（障害者に限る。）／障害者虐待に係る対応／心身障害者医療費助成の受給資格の登録、受給者証の交付

保険年金課

保険年金係

国民健康保険に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【被保険者の資格得喪／資格確認書の交付・管理／保険料の賦課及び調定／保険料の軽減及び減免／療養の給付及び療養費の支給／高額療養費の支給／高額介護合算療養費の支給／出産育児一時金及び葬祭費の支給／保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の不納欠損処理／保険料納付証明書の発行／特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付・管理及び給付の一時差し止め】／後期高齢者医療に係る次に掲げる事務（収納対策室の所管に属するものを除く。）【資格得喪に係る届出の受付／資格確認書の交付申請の受付及び引渡し／保険料の額に係る通知書の引渡し／保険料の軽減及び減免に係る申請書の提出の受付／医療給付に係る各種申請書の提出の受付／保険料の収納整理／保険料過誤納金の整理／保険料の徴収／保険料の徴収猶予の申請書の提出の受付／保険料の不納欠損処理／保険料納付証明書の発行／特別療養費の対象者に対する資格確認書の引渡し】／国民年金に係る次に掲げる事務【被保険者の資格得喪／付加保険料に係る届出／保険料の免除申請／国民年金の裁定請求／国民年金の給付に係る諸届／老齢福祉年金の裁定請求／老齢福祉年金の給付に係る諸届／国民年金に関する相談】／特別障害給付金に係る次に掲げる事務【特別障害給付金の認定請求／特別障害給付金に係る諸届】／年金生活者支援給付金に係る次に掲げる事務【年金生活者支援給付金の認定請求／年金生活者

支援給付金に係る諸届】／課の庶務

公園課

総務係

公園施設の設置及び管理の許可／公園の占用及び行為の許可／公共物の管理／道路及び公園緑地の境界の確認／開発行為（1.0ha 未満）等に伴う公園に関する事前協議／農業用財産の管理／公園愛護協力会の育成報償金の交付／落書きの防止対策／生垣助成の交付申請の受付／建設事務の連絡調整／課及び道路課の庶務

公園係

公園（住区基幹公園等に限る。）の新設／公園施設の改良及び維持管理／公園緑地の改良及び維持管理／街路樹の植栽及び維持管理／公共施設の緑化／公園緑地の災害復旧／公園緑地のパトロール及び応急補修／公園緑地における違法占用物件及び不法投棄物の撤去／農業水利施設、農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良／農業用施設の災害復旧（小規模なものに限る。）／農業用施設のパトロール及び応急補修

道路課

道路管理係

市道路線の認定、区域変更及び廃止に係る調査／道路用地の権原取得／開発行為（1.0ha 未満）等に伴う道路に関する事前協議／道路占用許可及び占用料の徴収／道路工事の承認／市街灯の設置（道路照明灯を除く。）及び維持管理（道路保全課の所管に属するものを除く。）／道路工事に伴う交通制限／道路幅員証明／路上事故の処理／道路の除雪、凍結防止（道路保全課の所管に属するものを除く。）及び清掃／放置自転車等の撤去／私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助／道路の管理（道路施設課の所管に属するものを除く。）／防雪

センター

道路建設係

道路（国道、県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／生活道路、指定通学路等の整備／橋梁（国道、県道及び街路事業に係る市道を除く。）の新設及び改築／道路及び橋梁の災害復旧工事／交通安全施設等の整備／道路照明灯の設置

道路維持係

道路及び橋梁の維持修繕／生活道路、指定通学路等の維持修繕／道路の不法占用物件及び不法投棄物や落下物の撤去／道路のパトロール及び応急補修／道路の通行規制時の標識等の設置、撤去

秋保総合支所（太白区役所のみ） ＊

総務課

総務係

文書事務の管理／庁舎及び自動車の管理／工事その他の請負契約及び物品の売買契約／統計調査／契約事務秋保委員会／支出負担行為の確認／支出命令書等の審査／公金の支払い／支出証拠書類の整理／総合支所内の予算及び決算／総合支所内の事務の連絡調整／他の行政機関との連絡調整／課の庶務

税務住民係

市税及び個人の県民税に係る証明／市税及び個人の県民税・手数料・その他公金の収納／市税（市民税普通徴収、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）及び軽自動車税に限る。）及び個人の県民税の納税相談及び分納誓約（徴収対策課、北徴収課及び南徴収課の所管に属するものを除く。）／個人市県民税の申告に係る相談／原動機付自転車等の標識の交付／固定資産課税台帳の閲覧／住民異動届に係る受付／外国人住民に係る住居地届出の受付／住民異動届に基づく住民票の記載、修正及び消除／住民票の写し等の交付／広域交付住民票の交付／住民基本台帳カード事務／個人番号カードの交付／戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本等の交付／広域交付戸籍謄本等の交付／住民基本台帳の閲覧／住民基本台帳法に基づく職権による記載、修正及び消除／住民基本台帳法に基づく他市町村への各種通知／他市町村からの通知に基づく住民基本台帳の整備／住民異動届出書の保存及び管理／住民基本台帳法に基づく実態調査の企画及び実施／住民基本台帳事務における DV 被害者等支援／転入学児童生徒に対する学校の指定／印鑑登録証及び印鑑登録証明書の交付／印鑑登録原票の作成及び管理／電子証明書の提供／し尿処理手数料納付書の再発行／キオスク端末（マルチコピー機）の維持管理／住民基本台帳に係る各種統計／戸籍に係る届の審査受理並びに

戸籍原簿の記載、訂正及び消除／戸籍原簿の保存及び管理／改製原戸籍及び除籍の保存及び管理／戸籍法に基づく通知、申請及び報告／戸籍の附票の作成及び管理／身分証明事務／特別永住事務／埋葬、火葬及び改葬の許可／人口動態調査／住居表示及び町字の変更の証明

まちづくり推進課

地域活性化推進係

地域づくり活動／地域の関係団体・機関との連絡調整／地域情報の収集・整理／区民協働まちづくり事業（地域生活係の所管に属するものを除く。）／空家等の利活用の促進／観光宣伝／観光関係団体等の連絡調整／観光施設の維持管理／秋保二ロキャンプ場及び秋保ビジターセンター／課の庶務

地域生活係

地域文化・スポーツの振興／地域施設の管理／区民協働まちづくり事業（町内会等との連携事業に限る。）／地区集会所建設等補助／自治組織及び自治活動の振興／市政への要望、陳情等の処理／市民相談（市政相談）／地域懇談会／地域防犯活動の推進／空家等の適切な管理の促進／交通安全対策／交通指導隊／災害対策／山岳遭難防止対策／市民活動補償制度／鳥獣飼養登録、鳥獣捕獲の許可等「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく事務

保健福祉課※ 1 (保健所太白支所秋保保健福祉課)

福祉係

太白福祉事務所が行う生活保護法, 児童福祉法, 母子及び父子並びに寡婦福祉法, 老人福祉法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に定める援護, 育成又は更生の措置等に係る相談/災害見舞金の支給/民生委員児童委員/敬老乗車証交付/敬老行事及び敬老祝金/老人クラブへの助成/心身障害者扶養共済制度/障害者交通費助成事業/児童扶養手当及び特別児童扶養手当(こども支援給付課の所管に属するものを除く。)/生計の途がなく, かつ, 一定の住居を持たない者で, 野外において生活している者/国民健康保険(収納対策室の所管に属するものを除く。)/後期高齢者医療(収納対策室の所管に属するものを除く。)/国民年金/特別障害給付金/年金生活者支援給付金/子ども, 心身障害者及び母子・父子家庭医療費助成の受給資格の登録, 受給者証の交付/児童手当の受給者認定/戦傷病者及び戦没者遺族の援護/介護保険(収納対策室の所管に属するものを除く。)/青少年等健全育成/課の庶務

保健係※ 1

保健統計/献血推進事業/生活環境等に関する苦情の相談/宅地用空地の除草指導/ねずみ及び衛生害虫の駆除相談/町内会等への環境衛生改善機器等整備補助の申請の受付/エイズ, 結核, 感染症その他の疾病の予防/市民健康診査, 国民健康保険事業の特定健康診査・特定保健指導/健康相談及び健康教育/地区組織育成支援/訪問指導/地区保健活動/地域包括支援センターの支援/介護予防・日常生活支援総合事業/母子保健及び母体保護(子ども家庭応援センター乳児・幼児保健係機能含む。)/予防接種/産後ケア事業/精神保健福祉/心の健康相談/歯科保健/栄養改善/食育推進/難病対策/在宅療養の支援/秋保診療所の運営管理

建設課

管理係

道路占用許可及び占用料の徴収/道路工事の承認/市街灯及び道路照明灯の維持管理(道路保全課の所管に属するものを除く。)/路上事故の処理/道路工事に伴う交通制限/市道路線の認定, 廃止及び変更に係る調査/道路用地の権原取得/道路及び公園緑地の境界の確認/道路幅員証明/道路の除雪, 凍結防止(道路保全課の所管に属するものを除く。)/及び清掃/私道及び街路灯の整備の補助並びに電気料の補助/道路の管理(道路施設課の所管に属するものを除く。)/落書きの防止対策/公園緑地及び公園施設の維持管理/公園施設の設置及び管理の許可/公園の占用及び行為の許可(指定管理者が行う業務を除く。)/有料公園施設の利用許可に係る使用料の徴収及び滞納整理(指定管理者が行う業務を除く。)/公共物の管理/街路樹の維持管理/道路及び公園のパトロール及び応急補修/道路及び公園緑地における不法占用物件及び不法投棄物の撤去/農業用財産の管理/課の庶務

建設係

道路(国道, 県道及び街路事業に係る市道を除く。)/の新設及び改築/橋梁(国道・県道及び街路事業に係る市道を除く。)/の新設及び改築/道路及び橋梁の維持修繕/公園(住区基幹公園等に限る。)/の新設/交通安全施設の整備/道路, 橋梁及び公園緑地の災害復旧工事/生活道路, 指定通学路等の整備及び維持修繕/道路照明灯の新設及び市街灯の設置/公園緑地及び公園施設の改良/街路樹の植栽/農業水利施設, 農道その他農業関係公共物の維持管理及び改良(軽易なものに限る。)/農業用施設の災害復旧(小規模なものに限る。)/農業用施設のパトロール及び応急補修

8. 区 役 所 職 員 数

(令和7年4月1日現在)

所 属	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	所 属	計	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉				
区役所	1,438	359	276	244	300	259	保健福祉センター	821	210	163	139	180	129				
区長	5	1	1	1	1	1	所長	5	1	1	1	1	1				
副区長	6	1	1	1	1	2	次長	5	1	1	1	1	1				
泉中央地区活性化推進室	6	-	-	-	-	6	主幹	2	-	-	-	1	1				
区民部	243	65	44	38	50	46	管理課	51	13	10	8	12	8				
部長	5	1	1	1	1	1	課長	5	1	1	1	1	1				
総務課	81	18	15	14	17	17	主幹	1	1	-	-	-	-				
課長	5	1	1	1	1	1	総務係	16	4	3	3	3	3				
区政推進係	37	8	6	6	8	9	企画係	29	7	6	4	8	4				
統計選挙係	39	9	8	7	8	7	家庭健康課	135	29	29	26	26	25				
戸籍住民課	119	38	21	16	23	21	課長	5	1	1	1	1	1				
課長	5	1	1	1	1	1	主幹	1	-	-	-	-	1				
住民記録係	76	24	13	10	16	13	子ども家庭係	20	4	5	3	4	4				
戸籍係	34	9	7	5	6	7	乳児保健係	33	6	8	6	8	5				
仙台駅前サビセンター	4	4	-	-	-	-	幼児保健係	33	8	6	7	6	6				
税務会計課	38	8	7	7	9	7	健康増進係	43	10	9	9	7	8				
課長	5	1	1	1	1	1	保育給付課	58	13	12	10	13	10				
税務会計係	33	7	6	6	8	6	課長	5	1	1	1	1	1				
まちづくり推進部	145	31	27	28	31	28	子育て給付係	32	7	7	6	7	5				
部長	5	1	1	1	1	1	保育係	21	5	4	3	5	4				
参事	1	-	1	-	-	-	障害高齢課	138	32	28	24	30	24				
担当課長	5	1	1	1	1	1	課長	5	1	1	1	1	1				
海浜エリア活性化企画室	5	-	2	3	-	-	高齢者支援係	25	5	5	5	6	4				
室長	3	-	1	2	-	-	障害者支援係	48	12	9	9	10	8				
担当	2	-	1	1	-	-	地域支援係	60	14	13	9	13	11				
長町地域活性化推進室	4	-	-	-	4	-	介護保険課	50	13	8	9	11	9				
まちづくり推進課	57	12	10	11	10	14	課長	5	1	1	1	1	1				
課長	5	1	1	1	1	1	介護保険係	45	12	7	8	10	8				
地域振興係	30	5	6	6	5	8	保護課	217	29	35	44	31	27	28	23		
地域活動係	22	6	3	4	4	5	課長	7	1	1	1	1	1	1	1		
区民生活課	33	8	6	6	7	6	保護第一係	53	8	6	8	8	10	8	5		
課長	5	1	1	1	1	1	保護第二係	60	9	9	9	7	9	9	8		
生活安全係	15	3	3	3	3	3	保護第三係	63	11	9	9	8	7	10	9		
広聴相談係	13	4	2	2	3	2	保護第四係	25	-	10	8	7	-	-	-		
区中央市民センター	35	9	6	6	8	6	保護第五係	9	-	-	9	-	-	-	-		
センター長	5	1	1	1	1	1	保険年金課	95	25	19	17	18	16				
企画調整係	30	8	5	5	7	5	課長	5	1	1	1	1	1	1			
							担当	1	1	-	-	-	-	-			
							保険給付係	34	8	6	6	8	6	6			
							保険料係	39	12	8	7	6	6	6			
							国民年金係	16	3	4	3	3	3	3			
							衛生課	65	19	11	12	12	11				
							課長	5	1	1	1	1	1	1			
							食品衛生係	36	11	6	6	7	6	6			
							生活衛生係	24	7	4	5	4	4	4			
							建設部	212	51	40	37	37	47				
							部長	5	1	1	1	1	1	1			
							公園課	55	13	10	8	10	14				
							課長	5	1	1	1	1	1	1			
							総務係	24	6	4	4	5	5				
							公園係	26	6	5	3	4	8				
							道路課	102	25	20	18	18	21				
							課長	5	1	1	1	1	1	1			
							道路管理係	33	9	6	7	5	6				
							道路建設係	21	5	3	4	4	5				
							道路維持係	43	10	10	6	8	9				
							街並み形成課	50	12	9	10	8	11				
							課長	5	1	1	1	1	1	1			
							街並み係	23	5	4	5	4	5				
							建築指導係	22	6	4	4	3	5				

※1青葉区役所・太白区役所の数値には、総合支所の人数を含まない。

※2青葉区役所・太白区役所保護課の左欄は保護第一課、右欄は保護第二課の人数。

※1青葉区役所・太白区役所の数値には、総合支所の人数を含まない。

※2青葉区役所・太白区役所保護課の左欄は保護第一課、右欄は保護第二課の人数。

青葉区宮城総合支所	
総合支所	117
支所長	1
支所次長	1
担当部長	2
総務課	9
課長	1
総務係	8
まちづくり推進課	8
課長	1
地域振興係	4
地域生活係	3
地域活性化推進室	4
室長	1
担当	3
税務住民課	12
課長	1
税務会計係	4
戸籍住民係	7
管理課	12
課長	1
管理・保護係	11
保健福祉課	26
課長	1
こども家庭係	3
保育給付係	5
保健係	17
障害高齢課	10
課長	1
高齢者支援係	5
障害者支援係	4
保険年金課	9
課長	1
保険年金係	8
公園課	8
課長	1
総務係	3
公園係	4
道路課	15
課長	1
道路管理係	3
道路建設係	6
道路維持係	5

太白区秋保総合支所	
総合支所	37
支所長	1
総務課	9
課長	1
総務係	4
税務住民係	4
まちづくり推進課	8
課長	1
地域活性化推進係	4
地域生活係	3
保健福祉課	9
課長	1
福祉係	4
保健係	4
建設課	10
課長	1
管理係	5
建設係	4

【職員数合計】						
所 属	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
区 役 所	359	276	244	300	259	1,438
総 合 支 所	117			37		154
計	476	276	244	337	259	1,592

9. 令和7年度各区・総合支所歳出当初予算の概要

※青葉区・太白区の数値には、総合支所の予算を含まない。

(単位：千円)

予算科目(款・項・目)	青 葉 区	宮城総合支所	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	秋保総合支所	泉 区
2 総務費	179,737	18,828	104,728	87,357	117,106	378	106,881
1 総務管理費	6,281	1,287	6,213	6,148	6,598	189	9,885
2 人事管理費	-	-	2,738	2,671	40	-	2,715
4 事務管理費	1,137	-	747	683	1,137	-	942
5 財政管理費	4,950	1,169	2,568	2,640	4,593	110	6,074
8 財産管理費	194	118	160	154	828	79	154
2 企画費	2,681	393	993	32	11,198	-	9,375
3 情報化推進費	-	-	-	-	1,089	-	-
4 統計調査費	2,681	393	993	32	10,109	-	9,375
3 税務費	2,601	590	1,913	1,067	2,539	189	2,020
1 税務総務費	2,601	590	1,913	1,067	2,539	189	2,020
4 選挙費	168,174	16,558	95,609	80,110	96,771	-	85,601
1 選挙管理委員会費	64	-	64	69	64	-	84
2 選挙啓発費	84	-	130	82	76	-	87
3 参議院議員選挙費	77,113	9,140	40,548	38,358	35,193	-	34,529
4 知事選挙費	40,622	2,491	18,090	15,196	23,777	-	22,376
5 県議会議員選挙費	-	-	6,500	-	-	-	-
6 市長選挙費	50,291	4,927	30,277	26,405	29,025	-	28,525
7 市議会議員選挙費	-	-	-	-	8,636	-	-
3 市民費	3,168,235	292,015	604,478	1,599,555	994,676	126,422	681,592
1 市民費	3,155,102	287,292	595,297	1,592,712	985,048	125,238	671,192
1 市民総務費	9,445	2,427	14,766	4,456	18,583	705	30,292
2 区政推進費	2,206,003	111,005	228,632	1,119,635	495,803	123,637	270,457
3 市民生活費	40,380	14,814	29,486	19,786	23,047	896	23,034
6 地域施設費	899,124	159,046	322,245	448,685	447,610	-	347,409
7 スポーツ振興費	150	-	168	150	5	-	-
2 戸籍住民基本台帳費	13,133	4,723	9,181	6,843	9,628	1,184	10,400
1 戸籍住民基本台帳費	13,133	4,723	9,181	6,843	9,628	1,184	10,400
4 健康福祉費	11,271,567	724,789	7,859,801	5,465,179	9,792,259	6,948	6,288,143
1 健康福祉費	75,788	4,720	44,715	29,090	41,909	188	28,802
1 健康福祉総務費	41,939	66	31,096	19,184	30,547	35	22,896
2 社会福祉費	32,777	4,450	12,732	9,077	10,290	41	4,910
3 国民年金費	1,072	204	887	829	1,072	112	1,047
2 障害保健福祉費	678,291	105,056	495,152	343,988	727,275	201	598,572
1 障害者福祉費	563,200	44,313	385,652	264,073	574,737	101	473,553
2 障害者自立支援費	115,091	60,743	109,500	79,915	152,538	100	125,019
3 障害福祉施設費	-	-	-	-	-	-	-
3 高齢保健福祉費	178,662	28,625	49,254	70,242	111,426	331	51,350
1 高齢保健福祉総務費	477	66	2,633	656	3,608	5	2,814
2 高齢福祉費	176,041	28,559	46,621	69,099	106,148	326	41,309
3 高齢福祉施設費	2,144	-	-	487	1,670	-	7,227
4 児童保健福祉費	5,553,909	14,995	3,871,181	2,838,003	4,994,455	566	4,071,558
1 児童保健福祉総務費	2,114	2,856	2,000	1,773	3,249	100	3,229
2 児童福祉費	5,488,760	1,147	3,808,519	2,796,692	4,925,939	75	4,014,858
3 母子福祉費	43,135	44	40,029	24,057	39,126	14	34,044
4 母子保健費	19,900	10,948	20,633	15,481	26,141	377	19,561
5 生活保護費	4,771,824	565,891	3,291,846	2,173,038	3,903,973	-	1,526,044
1 生活保護総務費	4,728	1,257	3,462	3,051	2,786	-	2,165
2 扶助費	4,767,096	564,634	3,288,384	2,169,987	3,901,187	-	1,523,879
6 災害救助費	200	100	200	200	200	-	200
1 災害救助費	200	100	200	200	200	-	200
7 保健衛生費	12,893	5,402	107,453	10,618	13,021	5,662	11,617
1 保健衛生総務費	438	95	188	398	478	6	509
2 保健所費	3,936	5,132	100,041	3,214	5,354	758	4,095
3 予防費	1,028	30	722	522	575	22	567
4 環境衛生費	7,491	145	6,502	6,484	6,614	95	6,446
7 診療所費	-	-	-	-	-	4,781	-

予算科目(款・項・目)	青 葉 区	宮城総合支所	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	秋保総合支所	泉 区
5 環境費	909	50	946	90	90	-	334
1 環境費	909	50	946	90	90	-	334
2 環境保全費	909	50	946	90	90	-	334
6 経済費	995	33,521	16,441	10,060	7,139	53,971	14,774
1 商工費	-	19,794	-	-	-	47,943	3,794
3 観光費	-	19,794	-	-	-	47,943	3,794
2 農林費	995	13,727	16,441	10,060	7,139	6,028	10,980
3 農水産業振興費	30	167	27	-	20	70	152
5 農地費	965	13,560	16,414	10,060	7,119	5,958	10,828
7 土木費	3,780,780	3,164,258	2,507,281	1,709,657	3,135,792	377,659	3,292,724
1 土木管理費	49,179	20,996	51,579	32,751	42,604	7,800	49,475
1 土木総務費	48,574	20,996	50,950	32,132	41,971	7,800	48,452
2 建築指導費	605	-	629	619	633	-	633
4 被災宅地支援事業費	-	-	-	-	-	-	390
2 都市計画費	2,936	-	2,936	2,936	2,936	-	2,936
1 都市計画総務費	2,936	-	2,936	2,936	2,936	-	2,936
3 住宅費	5,159	-	2,659	3,909	10,159	-	3,909
3 住環境整備費	5,159	-	2,659	3,909	10,159	-	3,909
4 道路橋りょう費	2,961,239	2,823,317	1,791,105	1,236,984	2,355,342	336,299	2,064,413
1 道路橋りょう総務費	8,248	652	1,037	5,005	9,972	342	2,334
2 道路維持費	1,847,748	799,814	1,149,438	977,601	1,129,434	170,898	1,343,399
3 道路新設改良費	524,634	1,834,481	189,957	145,515	562,642	142,230	433,779
5 橋りょう費	395,590	135,569	335,000	20,000	447,000	15,000	68,596
6 街灯費	185,019	52,801	115,673	88,863	206,294	7,829	216,305
7 都市計画街路事業費	-	-	-	-	-	-	-
5 緑政費	762,267	319,945	659,002	433,077	724,751	33,560	1,171,991
1 緑政総務費	6,024	20	334	320	538	-	9,447
2 公園管理費	342,923	170,939	275,639	191,796	284,855	8,556	329,061
3 公園整備費	141,231	59,025	191,900	85,814	144,514	23,200	327,306
5 街路樹管理費	272,089	89,961	191,129	155,147	294,844	1,804	506,177
8 消防費	280	182	211	215	235	43	198
1 消防費	280	182	211	215	235	43	198
4 防災対策費	280	182	211	215	235	43	198
9 教育費	94,251	7,081	21,291	3,547	74,254	-	134,918
1 教育総務費	-	7,081	-	-	-	-	-
1 教育総務費	-	7,081	-	-	-	-	-
7 社会教育費	2,315	-	2,434	2,100	2,477	-	2,216
2 地域社会教育事業費	2,315	-	2,434	2,100	2,477	-	2,216
8 市民センター費	91,936	-	18,857	1,447	71,777	-	132,702
1 市民センター施設費	91,936	-	18,857	1,447	71,777	-	132,702
計	18,496,754	4,240,724	11,115,177	8,875,660	14,121,551	565,421	10,519,564

10. 区役所等庁舎の概況

(令和7年4月1日現在)

名 称	所 在 地	建物構造・規模	敷地面積 (㎡)	建物延床 面積 (㎡)	竣工年月日	備 考
青葉区役所	青葉区上杉一丁目5番1号	鉄骨鉄筋コンクリート造B2F～10F	2,785.31	16,099.74	昭和59年3月31日	
〃 宮城総合支所	〃 下愛子字観音堂5番地	鉄筋コンクリート造3F	17,992.82	3,872.82	昭和54年5月15日	
〃 吉成証明発行センター	〃 吉成三丁目5番28号	木造平屋建	857.97	145.74	昭和54年3月	
〃 仙台駅前サービスセンター	〃 中央一丁目3番1号	—	—	351.45	—	平成22年2月22日開設
宮城野区役所	宮城野区五輪二丁目12番35号	鉄骨造B1F～6F	7,183.01	12,853.83	昭和63年12月22日	
〃 高砂証明発行センター	〃 福田町二丁目5番16号	鉄骨造平屋建	973.46	187.77	令和2年3月31日	令和2年5月7日センターの建替・余剰地利活用事業者が所有する同一敷地内の新センター建物に移転
〃 岩切証明発行センター	〃 岩切字三所南88番地の2	鉄筋コンクリート造3F	※2,322.13	59.67	昭和56年12月15日	平成22年3月1日岩切市民センター内に移設
若林区役所	若林区保春院前丁3番地の1	鉄骨鉄筋コンクリート造B1F～6F	18,274.43	11,468.99	昭和63年11月11日	
〃 六郷証明発行センター	〃 今泉一丁目3番19号	鉄筋コンクリート造3F	※4,320.94	46.07	昭和56年12月23日	平成22年12月6日六郷市民センター内に移設
〃 七郷証明発行センター	〃 荒井三丁目7番地の2	鉄筋コンクリート造3F	※5,674.00	23.50	昭和58年3月7日	平成22年2月15日七郷市民センター内に移設
太白区役所	太白区長町南三丁目1番15号	鉄骨鉄筋コンクリート造B1F～5F	5,110.00	13,815.54	昭和63年12月6日	
〃 秋保総合支所	〃 秋保町長袋字大原45番地の1	鉄筋コンクリート造2F	8,957.79	2,668.78	平成2年1月31日	
〃 中田証明発行センター	〃 中田四丁目1番5号	鉄筋コンクリート造2F	※1,281.75	80.25	昭和56年3月20日	平成21年2月2日中田市民センター内に移設
〃 生出証明発行センター	〃 茂庭二丁目8番地の1	軽量鉄骨造平屋建	※4,253.24	57.96	平成22年3月17日	生出市民センター敷地内
泉区役所	泉区泉中央二丁目1番地の1	鉄筋コンクリート造B1F～5F	26,261.75	17,671.89	昭和52年9月26日	
〃 根白石証明発行センター	〃 根白石字杉下前24番地	鉄筋コンクリート造2F	※5,839.66	59.13	昭和63年4月19日	根白石市民センター内
〃 南光台証明発行センター	〃 南光台七丁目1番30号	鉄筋コンクリート造2F	※2,829.02	93.20	平成27年1月28日	平成27年5月18日南光台市民センター内に移設

○ 全区役所に保健所支所、福祉事務所を併設

○ ※は市民センター全体の敷地面積

11. 証明発行センター一覧

(令和7年4月1日現在)

		所在地	開設時期	R6年度 諸証明等 交付件数 *1	職員数 *2
仙台駅前サービスセンター	〒980-6105	青葉区中央一丁目3番1号 アエル5階	H22. 2. 22	51,334	8+⑦
吉成証明センター	〒989-3205	青葉区吉成三丁目5番28号	H21. 2. 2	17,666	2+③
高砂証明センター	〒983-0023	宮城野区福田町二丁目5番16号	H21. 2. 2	18,708	1+④
岩切証明センター	〒983-0821	宮城野区岩切字三所南88番地の2	H21. 2. 2	7,959	④
六郷証明センター	〒984-0835	若林区今泉一丁目3番19号	H21. 2. 2	5,394	③
七郷証明センター	〒984-0032	若林区荒井三丁目7番地の2	H21. 2. 2	9,448	2+③
中田証明センター	〒981-1104	太白区中田四丁目1番5号	H21. 2. 2	15,300	④
生出証明センター	〒982-0251	太白区茂庭二丁目8番地の1	H21. 2. 2	4,340	1+②
根白石証明センター	〒981-3221	泉区根白石字杉下前24番地	H21. 2. 2	4,596	2+①
南光台証明センター	〒981-8003	泉区南光台七丁目1番30号	H21. 2. 2	13,662	2+②

*1：諸証明等交付件数は、戸籍・除籍謄抄本等、戸籍の附票の写し、身元証明書、住民票の写し、年金証明、印鑑登録証明書及び税証明の交付件数
内訳はP63参照

*2：職員数には再任用を含む。○内の数字は会計年度任用職員の数

12. 区民協働まちづくり事業

この事業は、平成元年4月の区制移行に伴い、各区における特色ある地域づくりを目的に「区民ふるさと創生事業」として始まった。平成元年度に区民あげてのふるさとまつりを開催して以降、区民まつりを充実させるとともに、区毎に特色あるまちづくりを推進する事業を展開してきた。

平成7年度には、「魅力あるまちづくり推進事業」に改編し、地域住民ニーズに基づいて、積極的な市民参加と職員の創造性の発揮により、区の個性を創出する魅力あるまちづくりを推進してきた。

平成14年度に、市民との協働による地域におけるまちづくりを推進するため、区の企画及び各種市民団体に対する助成等のソフト事業を行う「市民協働企画事業」に改編した。また、区民の生活環境の整備（ハード面の整備事業）を行う「地域生活環境整備事業」と併せて「区民と創るまち推進事業」として再構築した。

平成15年度には、市民が企画提案するという公募方式と市民による評価制度を取り入れた「まちづくり活動助成事業」を創設した。

平成17年度から予算の執行権限を区に移譲した（予算要求は平成18年度当初予算から実施）。

平成18年度には、「地域生活環境整備事業」で実施していた事業の大半が予算権限移譲により区長権限となったことから、これらの事業を除き、「企画事業」と「まちづくり活動助成事業」に再編した。また、市民による評価委員会で「区民と創るまち推進事業」の事後評価を行うこととした。

平成23年度には、「区民と創るまち推進事業」と、コミュニティビジョン策定に伴い実施した「コミュニティ活性化モデル事業」（平成20～22年度）を、「区民協働まちづくり事業」に統合再編し、市民と行政との協働による地域特性に応じたきめ細かな地域づくりの推進を目指すこととした。

令和3年度から「地域づくりパートナープロジェクト」（＊）における、「地域づくりパートナーサポート事業」として、引き続き、各区・総合支所の個性を発揮しながら取り組んでいる。

（＊）「地域づくりパートナープロジェクト」

町内会をはじめとする各種地域団体など多様な主体が繋がり、また、それらと行政とが手を携え、互いに「パートナー」として連携の輪を広げながら、地域課題の解決を目指す一連の取り組みであり、既存事業と新規事業とを組み合わせ、令和3年度にスタートした。

区役所・総合支所が中心となり、地域課題の把握・分析から解決策の検討、具体的な実践に至る様々な段階に応じた、地域へのアウトリーチ型・伴走型支援を行うとともに、市民局が、それら取り組みに対する人的・資金的な支援や地域団体の担い手育成を行うなど、区と市民局が連携し、一体的な展開を図ることとしている。

(令和6年度実績)

※決算額は、事業毎に千円未満を四捨五入しており、事業毎の計と各区の計は一致しない場合もある。

	事業名	事業の内容	決算額
青 葉 区	1 ほたるの里づくり事業	市内に生息するホタルの飼育保護等のために、水環境の保全、各種調査、イベント等を自主独立的に実施している仙台市ほたるの里づくり協議会の活動を支援した。	千円 1,000
	2 回文の里づくり事業 (宮城地区)	「幕末の廻文師・仙代庵」が作並を詠んだ回文碑が旧作並街道にあった縁を基にして、回文を題材に作並地区を拠点に回文の里づくりを進め、回文を日本の言葉遊びの文化として発展させる。「日本ことば遊び回文コンテスト」や「夏休み子ども回文コンクール」、七夕回文展示などを行った。	千円 650
	3 西公園キャンドルライト ファンタジー事業	冬の西公園の賑わいと魅力を創出するため、手作りろうそくのキャンドルパフォーマンスや合唱等のコンサートを自主独立的に実施している実行委員会の活動を支援している。	千円 630
	4 青葉通『沿道利活用』社会実験2024 ～Fun, Fan, Find青葉～	青葉通沿道の公共空間でイベント開催意向のあるプレイヤーに対し、各種手続きの支援を行い、青葉通のさらなる賑わいづくりに寄与するイベントを開催した。 ※P53「13. 未来につなぐ地域力推進事業」Fun, Fan, Find青葉の一部を掲載	千円 600
	5 仙台伝統ものづくり塾事業	仙台のものづくりをテーマに、歴史の中に息づく生活文化としてのものづくりの奥深さと魅力を実感し、地域で語り継ぐことを目的とする。令和6年度は、仙台のお正月を知ろう！と題して3回の連続講座などを行った。	千円 30
	6 仙台の昔を伝える紙芝居 作り・上演事業	仙台のひとや歴史、民話、名産物など次代に伝えていきたいことを題材とした紙芝居を、様々な機会や場所において上演を行った。	千円 200
	7 青葉区民まつり事業	区民協働の芽を育み、まちづくり活動の高揚を図ることを目的に、地域の魅力を反映し、幅広い世代による交流の促進と地域の活性化に繋がる区民まつりを開催している。令和6年度は一番町商店街も会場とし、ステージ発表やブース出展等の様々な企画を実施した。	千円 7,731
	8 個性ある地域づくり計画 策定事業	地域住民が自分たちの住んでいる地域の個性の創出に関する調査活動とまちづくり計画の策定・実行を通して、後世に残る新たな価値を追求し、誇りと愛着の持てる活力ある地域づくりを図ることを目的としている。令和6年度は、実施地区の募集・相談対応を行った。	千円 0
	9 青葉区令和風土記作成 事業	青葉区内の地理の現状や遡れる範囲の歴史的知識を地域住民の手で「令和風土記」としてまとめ、今後の地域づくりに資することを目的としている。令和6年度は、実施地区の募集・相談対応を行った。	千円 0
	10 宮城地区まつり事業 (宮城地区)	市民、地域活動団体、企業、行政など、地域の様々な団体との交流によりコミュニティの活性化を図るとともに、観光資源や伝統文化などの情報を発信して、地域活性化やふるさと意識を喚起することを目的として開催した。	千円 2,908

青 葉 区	11 大倉ダムの魅力発信事業 (宮城地区)	春の大型連休の期間中、大倉ダムの堤体に、地域の小中学生が描いた鯉のぼりと地域から集めた鯉のぼりを係留し、ダムとその周辺の魅力を広く発信した。	千円 500
	12 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 2,932
	13 いきいき青葉区推進協議 会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 700
	14 いきいき宮城地区推進協 議会運営補助 (宮城地区)	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、地区住民との協働によるまちづくりを推進しているまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 100
	15 評価委員会 委員謝礼		千円 302
	計		千円 18,282

	事業名	事業の内容	決算額
宮 城 野 区	1 すずむしの里づくり事業	一年を通してスズムシの飼育にあたりとともに、小学校への出前講座や伝達講座、市民への無料配布会・交換会、実験放虫、公共施設等への展示など、ふれあいの場を提供し、後世に引き継いでいくための活動を行った。	千円 435
	2 みやぎの・まつり	区民の相互交流とふるさと意識の醸成を図るとともに新たな出会いとコミュニケーションの輪を広げるため、区民協働のまつりを開催した。	千円 5,911
	3 地域はっぴい子育て支援 事業	育児不安や育児の孤立化の解消につながるよう、乳幼児を抱える母親支援のための「ママらいふ手帳」を作成・配布した。また、区内の児童館や市民センターで、同手帳を活用したワークショップを実施した。	千円 354
	4 宮城野通・榴岡公園 ふれあい魅力UP事業	地域資源の活用による新たな賑わいと魅力に満ちた公共空間を創出するため、榴岡公園で開催されるイベントに合わせてライトアップの演出を行った。	千円 900
	5 ご近所ふれあいステップ アップ事業	町内会・防犯協会・学校等の地域団体や、警察と連携し、啓発品の配布等を通じて地域の安全安心に関わる呼びかけを実施し、地域コミュニティの活性化に寄与した。	千円 0
	6 地域防災力向上事業	市民の防災・減災に関する知識の習得を目的として、水害への適切な対応についてのセミナーを開催した。	千円 48

宮 城 野 区	7 おらほの公園草刈隊支援事業	魅力ある公園の維持を目的とした「おらほの公園草刈隊」によるボランティア活動を支援するため、草刈機の貸出等を行った。	千円 1,441
	8 みやぎの地域力向上支援事業	「地元学」の経験に学びつつ、1960～90年代に撮影された宮城野区の写真をもとに、定点撮影などのフィールドワークや地元の方へのヒアリングを通して、アーカイブ（記録）しながら地元の良さを再発見し情報発信する企画「みやぎの・アーカイブ」を実施した。	千円 725
	9 宮城野盆踊り普及事業	地域の繋がりがづくりや地域活動の活性化のツールとして宮城野区発祥の「宮城野盆唄」を普及していくため、踊り手・講師の派遣や、うちわや手ぬぐいの配布によるPR活動を行った。	千円 572
	10 震災の記憶伝承と命を守る防災学習事業	震災の記憶を伝承するための研修を行い、その記憶から得た教訓を活かして自らの命を守る行動をとれるような防災教育を実施した。	千円 240
	11 みやぎの・まちづくり若手人材育成支援事業（みやぎの・ワカジン）	地域活動団体における次世代の担い手育成のため、セミナーやディスカッションを開催し、人材育成の支援及び相互のネットワークづくりに寄与した。	千円 863
	12 まちづくり活動助成事業（公募助成事業）	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 1,113
	13 みやぎの区民協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,300
	14 評価委員会 委員謝礼		千円 174
	計		千円 14,076

	事業名	事業の内容	決算額
若 林 区	1 若林区安全安心街づくり活動推進事業	過去に安全安心街づくり推進モデル地区事業を実施した地区のフォローアップを目的とし、区内の単位防犯協会と連携して特殊詐欺被害抑止などの啓発活動や青色回転灯パトロール車による巡回を実施した。 また、啓発用マグネットシートを作成し公用車等に掲示した。	千円 284
	2 若林区健康づくり区民会議	区民による「若林区健康づくり区民会議」が策定した健康づくり行動計画に基づき、健康づくりフェスティバルを開催した。また、各地域のサロン等に出向いての健康づくり寸劇の上演や小学校における防煙教育等を実施した。	千円 505

若林区	3 若林区民ふるさとまつり	区民のふるさと意識の醸成を図り、新しいコミュニケーションの輪を広げていく場として、市民参加を得ながら、様々なイベントを開催した。	千円 5,526
	4 地域メディアの活用による<新しい地縁>創造プロジェクト	区民有志スタッフとコミュニティFM「ラジオ3」との協働で、地域に根ざした情報番組「ラジオはいらいん若林」を制作・放送した。	千円 1,011
	5 若林区合唱のつどい	若林区内小中高等学校や一般サークルによる合唱の発表を行うとともに、来場者全員で歌う全体合唱や聖和学園チアリーディング部の参加等の企画を取り入れ、合唱を通じた区民交流の祭典を開催した。	千円 209
	6 広瀬川灯ろう流し「光と水とコンサートの夕べ」事業補助	広瀬川の清流を背景に、灯ろう流しや近隣学校吹奏楽部等のコンサート、縁日を実施することにより、地域住民が楽しい夏のひと時を過ごしながらか、川にまつわる自然や歴史・文化に触れる機会を提供した。	千円 1,418
	7 若林区魅力発信事業	公募型の「若林わくドキまち歩き」を、全3回実施した。また、まち歩きマップ「若林WALKER」は、好評により五橋・愛宕橋駅編を増刷した。	千円 353
	8 まちづくり活動助成事業（公募助成事業）	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 1,442
	9 若林区まちづくり協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 1,604
	10 若林区地域健康づくりちよいチャレンジ事業	沖野地区のこどもが健康な生活をおくり、こどもや保護者、地域団体も含めて地域で健康的な取り組みが広がるように健康づくり啓発事業を3か年計画で行う。1年目の令和6年度は、地域関係機関に健康実態を共有し、小中学校での授業やこども食堂でのワークショップ、親子トレジャーウォーク等を協働で実施した。	千円 331
	11 評価委員会 委員謝礼		千円 259
	計		千円 12,941

	事業名	事業の内容	決算額
太白区	1 太白区民まつり	文化活動、社会福祉活動など多様な市民活動の発表、幅広い市民同士の交流など、太白区における市民の総合的な交流の場を創出した。	千円 5,981

太 白 区	2 ディスカバーたいはく	冊子ディスカバーたいはくで紹介した区内の自然、史跡、名所等を実際に訪れる機会を設けることにより、広く太白区の魅力を再発見する機会を提供した。	千円 334
	3 たいはくっこくらぶ	太白区内の小学5年生、6年生を対象に、参加児童同士の交流を図りながら、区内の自然、歴史、文化等をはじめとしたさまざまな体験学習を行うことを通じて、児童の地域理解の促進と健全育成を図った。	千円 501
	4 たいはく若者まちづくり フォーラム	次世代のまちづくりの担い手となる人材の育成を図り、地域のまちづくり活動を推進するため、長町地域と東北工業大学研究室とのマッチングによる活動支援を行った。 また、東北工業大学と共同で学生を対象にまちづくりをテーマとした講座を実施した。	千円 423
	5 太白区まち物語	地域住民自らが地域の成り立ちや歩み、地域資源（人・物・場所）、生活史の変遷、現況、課題を訪ね・調べ・まとめ、手づくりの地域誌「まち物語」（冊子）や小冊子・マップを製作する団体の支援を行った。	千円 213
	6 広瀬川灯ろう流し「光と 水とコンサートの夕べ」 事業補助	広瀬川の清流を背景に、灯ろう流しや近隣学校吹奏楽部等のコンサート、縁日を実施することにより、地域住民が楽しい夏のひと時を過ごしながらか、川にまつわる自然や歴史・文化に触れる機会を提供した。	千円 1,418
	7 まつりだ秋保 (秋保地区)	自然豊かな秋保地区を多くの市民にPRし、市民交流と地域活性化を図るため、市民団体等によるステージ発表や地元野菜の直売等、地域特性を活かした「まつりだ秋保2024」を開催した。	千円 1,285
	8 秋保地区スポーツレクリエ ーション大会 (秋保地区)	秋保地区における地域間や世代間の交流を図るとともに、冬期間の運動不足を解消するため、ニュースポーツを取り入れた「第24回秋保地区スポーツレクリエーション大会」を開催した。	千円 153
	9 秋保ミュージアム環境整 備支援（秋保地区）	秋保地区の活性化と地域力の向上を図るため、「秋保地区地域活動のつどい」の開催や秋保の魅力を伝えるパンフレット「いってみっぺ秋保」の発行など、秋保全体を中山間地ミュージアムと捉え、豊かな地域資源の発掘・発信や地域づくりを担う人材の育成支援、地域全体が協働して取り組む連携体制づくりを推進した。	千円 1,069

太白区	10 まちづくり活動助成事業 (公募助成事業)	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 2,009
	11 太白区まちづくり推進協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため、区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり推進協議会に対し、運営費の補助を行った。	千円 968
	12 地域づくりの担い手支援事業	区内の市民センター５館が、地域住民との協働で実施している地域づくりの担い手の交流やネットワーク化、人材発掘・育成事業への支援を通して、地域住民主体の地域づくり活動の活性化を促進した。	千円 748
	13 評価委員会 委員謝礼		千円 116
	計		千円 15,218

	事業名	事業の内容	決算額
泉区	1 大学連携地域づくり事業	1 いずみ絆プロジェクト支援 泉区内及び近隣にある６大学の学生が行う地域課題の解決や地域づくり活動に要する経費を助成し、学生の創造性と意欲ある活動を支援した。 2 大学間の交流促進及びいずみ絆プロジェクト活動発表会・活動パネル等展示会 泉区内及び近隣にある６大学の学生による、泉西部地区の体験型観光施設等を取材及び情報発信する取り組みを通じ、学生間の交流や情報共有の機会を設けるとともに、学生による地域づくり活動の拡充と大学・地域連携の促進を図った。また、いずみ絆プロジェクト活動発表会・活動パネル等展示会の開催を通じ、いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動成果の周知を図った。	千円 1,932
	2 地域子育て交流会	子育てを行う関係機関や関係者同士の連携を深めることで支援の幅を広げ、保護者が地域で安心して子育てできる育児環境づくりを進めるため、令和６年度は泉区子育て支援ネットワーク会議を開催し、支援者同士のつながりの強化を図った。	千円 61
	3 七北田川クリーン運動	泉区のシンボルである七北田川の清掃と鮎の放流の活動を行うことにより、ふるさとへの愛着心と環境保護についての意識の高揚を図った。令和６年度は963人の参加があった。	千円 95
	4 いずみ朝市	地元の生産者等が、農産物や加工品など地場産品を直接消費者に提供することにより、生産者と消費者の交流及び地域の振興を図った。	千円 95

泉 区	5 区民意識普及啓発	住みよい心豊かな潤いのあるまちづくりを進めるため、区民憲章の普及・啓発、泉区写真コンクール等を実施した。 (全国市民憲章運動連絡協議会負担金40千円を含む)	千円 374
	6 泉ヶ岳悠・遊フェスティバル	泉ヶ岳の自然とその魅力に触れる機会を提供し、ふるさとの山の自然の素晴らしさを再認識してもらうとともに、区民の交流を促進することを目的に開催している。令和6年度は、天候があいにくの雨であったが、約5,600人の来場があった。フィールドイベントは子ども向けのブースが多く出店しており、親子での参加が目立ち、どのブースも盛況であった。	千円 1,350
	7 青少年健全育成推進	少年の主張泉区大会、標語コンクール、「震災の記憶～語り部から学ぶ～」を行い、青少年の健全育成に取り組んだ。	千円 421
	8 泉区民文化祭	芸術文化活動の成果を発表する機会を設け、区民一人ひとりの文化向上に対する熱意を推進することを目的に、2日間にわたり泉区民文化祭を開催した。	千円 580
	9 いずみのふるさと学	地域に対する理解と愛着を深めてもらうことを目的に、泉区の歴史をまとめた冊子の頒布や、名所史跡を巡る探訪会等を開催した。	千円 303
	10 泉区民ふるさとまつり	区民のふるさと意識の醸成を図り、世代や地域を超えた新しいコミュニケーションの輪を広げていく場として、市民参加のイベントを開催した。令和6年度は、協賛会企画イベント、市民展示広場、ステージイベント、縁日コーナー、打上花火等を実施した。約148,000人が来場し盛り上がりを見せた。	千円 7,902
	11 泉中央美化推進	区民の環境美化・緑化への意識の醸成を図るため、「ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区」に指定されている泉中央地区で清掃や緑化活動を行った。	千円 310
	12 将監沼ふれあい事業	将監沼を多くの区民が訪れる憩いと交流の場として活用し、地域の活性化につなげるため、地域住民と協働で将監沼周辺の下刈り、間伐、清掃等の環境整備や自然保護活動を行った。	千円 187
	13 泉ヶ岳利活用推進	里山再生を目的とした芳の平での下刈り作業や市民公募による自然観察会登山のほか、リーフレット「泉ヶ岳の花」を配布し、泉ヶ岳の魅力創出・発信を行った。	千円 560

泉 区	14 ニューススポーツフェスティバル	手軽に楽しめるニューススポーツを通じて、地域社会の世代を超えたコミュニティづくり，明るいまちづくりを目標に，健康づくり推進のイベントを開催した。	千円 252
	15 まちづくり活動助成事業（公募助成事業）	地域課題の解決や地域コミュニティの活性化等のために市民が自発的に取り組むまちづくり事業に対して助成を行った。	千円 982
	16 泉区まちづくり推進協議会運営補助	自主的・自発的な特色のある地域づくり活動を推進するため，区民との協働によるまちづくりを推進している区のまちづくり推進協議会に対し，運営費の補助を行った。	千円 1,350
	17 評価委員会 委員謝礼		千円 104
	計		千円 16,859

13. 未来につなぐ地域力推進事業

地域によって異なる課題にきめ細かく対応するため、地域団体やNPO、事業者など多様な主体が持つ力を、地域の課題解決やにぎわいづくりなどに生かす仕組みづくりを推進するものである。

なお、本事業は、「地域づくりパートナープロジェクト」(P44参照)の一環として各区・総合支所の個性を発揮しながら取り組んでいる。

(令和6年度実績)

※決算額は、事業毎に千円未満を四捨五入しており、事業毎の計と各区の計は一致しない場合もある。

	事業名	事業の内容	決算額
青葉区	1 出前まちづくりサポートセンター運営	国見地区連合町内会において、育成奨励金などの申請書類の記入や提出支援の場を国見コミュニティセンターで開設した。 小松島学区町内会連合会において、育成奨励金などの申請書類の記入や提出支援の場を小松島コミュニティセンターに開設した。また、町内会運営のスリム化に向けて、デジタル化講座を開催した。	千円 337
	2 マンションコミュニティ強化	区中心部で増加し続けるマンションにおいて、町内会等の地域コミュニティ形成が課題となっているため、マンションやデベロッパー等を訪問し、町内会結成の働きかけを行った。	千円 209
	3 学生の参加による地域づくり推進	地域での活動を希望する学生団体と地域団体（町内会等）をつなぎ、学生団体の地域のイベントへの参加を促した。令和6年度は32件の依頼を受け付け、19件のマッチングを実現した。	千円 318
	4 Fun, Fan, Find青葉	大町・西公園エリアなどにおいて、人々が憩い、楽しめる環境づくりを進め、愛着を育むとともに、周辺との回遊性を高め、新たな魅力の発見を促す「令和の登城路」づくりに取り組んでいる。令和6年度は、まちづくり団体交流会地域団体、地域等との意見交換、インスタグラムフォトコンテストの実施、年間を通じた情報発信、地域団体への助成によるイベント実施と課題調査、マンション住民対象のガーデニングセミナー、こどもの遊び場環境充実にに向けて取り組んだ。	千円 10,424
宮城総合支所	5 宮城地区西部活性化（①作並・新川地区活性化）	作並・新川地区において、町内会・自治会、事業者、各種団体等が連携して設置した協議会が地域活性化に向けた取り組みを行っており、事務局としてその活動を支援した。令和6年度は、作並・新川地区活性化プランに基づく交流イベントの実施や、特産品の生産・開発などの活動の推進を支援した。	千円 27
	6 宮城地区西部活性化（②仙台萬本さくらプロジェクト）	青野木地区・大倉地区において、住民、事業者、行政等からなる実行委員会が桜の名所づくりをはじめとする各種活性化事業に取り組んでおり、実行委員会の一員として、その活動を支援した。令和6年度は、約500本の桜の苗の植樹を行った。	千円 0

宮城総合支所	7 先端技術等を活用した宮城地区西部の課題解決	宮城地区西部における様々な地域課題について、ICT等の先進的な技術を用いて解決することを目指し、令和4年度に定めた計画に基づき事業を実施した。令和6年度は、地域生活支援システムを用いた電子回覧板、深水農法や直播による水稻栽培、AIカメラを活用した獣害（イノシシ・クマ）対策等の事業を実施した。	千円 9,642
	8 大倉小学校跡施設利活用	令和2年3月末に閉校した大倉小学校跡地の有効活用を図るため、地域要望を踏まえ、隣接する大倉ダム湖畔公園との一体的な再整備について、利活用方針や事業手法について検討を進めている。令和6年度は、令和5年度に実施した民間活力の導入可能性等調査結果を踏まえ、より具体的・発展的な調査を実施し検討を行った。	千円 4,730
	9 宮城総合支所庁舎等建替	老朽化及び狭隘化が進む宮城総合支所庁舎の建替えに向け、新たな地域の拠点として、その機能の充実・強化を図るため基本構想を策定した。併せて、隣接する宮城保健センターの再整備についても検討を行った。	千円 5,437
	計		千円 31,124

	事業名	事業の内容	決算額
宮城野区	1 みやぎの地域づくり支援	多様な主体の連携による地域づくり活動を支援するため、情報共有・課題検討を行う勉強会や、実践活動につながるワークショップの開催などをサポートしている。令和6年度は田子西地区の2つの町内会への支援を実施した。戸建住宅地区の町内会では、実践活動の子育てイベントを2回実施し、集合住宅地区の町内会では、顔の見える関係づくりを進めるためのイベントを1回実施した。	千円 79
	2 海浜エリア活性化	東部沿岸地域において、東日本大震災の記憶の継承と発信を行うとともに、地域の豊かな自然など魅力ある資源を活用しながら、海浜エリアの回遊促進やにぎわいづくりに取り組んでいる。令和6年度においては、エリア内の回遊性向上に向けて、7月～9月の92日間「せんだい海の手線ループバス（北ルート）」を運行した。また、蒲生なかの郷愁館における企画展示やイベントについて、地域団体や事業者等と協働で実施した（企画展示4回、イベント5回）ほか、沿岸部地域である蒲生を小学生に訪れてもらうための案内冊子「海辺のガイドブック」を作成した。	千円 18,889
	3 みやぎの・まちづくり 若手人材育成支援事業 (みやぎの・ワカジン) 【再掲】	地域活動団体における次世代の担い手育成のため、セミナーやディスカッションを開催し、人材育成の支援及び相互のネットワークづくりに寄与した。	千円 863
	計	※再掲事業分を含む	千円 19,830

	事業名	事業の内容	決算額
若林区	1 海浜エリア活性化	①回遊性向上 海浜エリアの多様な魅力の発信とエリア全体の回遊促進のため、「ぐるっと、海手おでかけスタンプラリー」を実施した。 ②エリアプロモーション推進 ポータルサイト「ぐるっと、海手」の運用や海浜エリアマップの活用等により、エリアの魅力発信を行った。 ③貞山運河利活用推進 貞山運河利活用に向けた検討を進めるため、行政機関や関係団体と連携しながらカヌーやEボート体験会、貞山運河小型船運航実証事業を行った。 ④連携・協働推進 地域団体・市民団体・事業者相互の連携・協働を進めるため、荒浜地区において防災を学ぶイベントを事業者との協働により実施した。	千円 22,520
	2 若林まちみがき推進	地域課題の解決等に向けた主体的な取り組みについて、アイデアの具体化や実行案を検討した連合町内会地区で、実践的な取り組みを継続的に行うとともに、次期取り組みに向けて対象地区、関係団体と調整を行った。 また、地域づくりに関わる職員のスキルアップを図るため、職員研修会を実施した。	千円 76
	3 わかばやし地学連携推進	東北学院大学と締結した「大学と区との連携協力に関する協定」に基づいた連携事業を推進した。 ○東北学院大学の学生による特色ある地域づくり等に関する取り組みについて、3団体へ助成金を交付した。 ○東北学院大学の学生による地域の魅力を伝える動画制作プロジェクトで10本の動画を制作し、せんだいTubeや地域のデジタルサイネージ等で公開した。 ○若林区まちづくり協議会で学生のアイデアを生かすことを目的として、若林区まちづくり協議会の各事業への学生の参画を促進し、15人が参画した。 ○大学地域総合学部での特殊講義における講演の実施を行った。 ○地域（荒町地区連合町内会、連坊地区町内会連合会、荒町商店街振興組合、むにゃむにゃ通り商店街商興会、連坊商興会）と協働で進学・入学生を歓迎、応援するフラッグ等の商店街への掲出、及び学生へ各店舗の特典が受けられるリーフレットの制作を行った。	千円 1,156
	計		千円 23,753

	事業名	事業の内容	決算額
太白区	1 長町・歩いて楽しい街並み形成促進	令和5年度に策定した将来ビジョンの具体化に向け、官民連携推進会議を立ち上げ、検討を進めるとともに、旧国道4号沿道の長町商店街エリアにおいて、道路空間等を活用した社会実験を実施した。	千円 36,991
	2 地域おこし協力隊を活用した地域活性化支援	地域おこし協力隊を委嘱し、主に旧国道4号沿道の長町商店街エリアにおける地域活動の支援に取り組んだ。	千円 4,691
	3 生出地区活性化（① 生出地区まちづくり支援）	本市補助金により整備した作業拠点を活用し、農業を基軸とした都市部住民等との交流事業等の支援を行った。また、ご当地キャラクター「おいでもん」を活用したまちづくりについて、周知等の支援を実施した。	千円 183
	4 生出地区活性化（② 坪沼地区活性化支援）	地域の特色である農業を活用した栽培指導型農園、田舎の収穫祭の企画・運営のほか、地域資源を活用した農作業体験等、地域が主体となって行っている交流人口・関係人口拡大の取り組みについて、広報や他地域との連携促進、相談対応等の支援を実施した。	千円 77
	5 太白区における地域力支援	名取川右岸地域における南仙台駅の東西間交流など、地域力の向上や活動の継続等に課題を抱える地域において、地域主体による課題解決の取り組みが進むよう、勉強会やイベントの開催・運営等にあたり必要な支援を行った。	千円 0
	6 「太白区『食』deぐるっとまち巡り」魅力発信	各連合町内会と連携し発掘した地域資源と、区内の飲食店等の協力店を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、太白区の更なる魅力発信に取り組んだ。	千円 2,342
	7 太白遊びの担い手育成	ワークショップやこどもが自発的に遊ぶ力を向上させるイベント（体験プログラム）の開催を通して、区内の自然・公園・緑地等を活用した親子の屋外での遊び・学びを支援する「遊びの担い手」の発掘・育成を行った。	千円 5,148
	8 たいはく若者まちづくりフォーラム【再掲】	次世代のまちづくりの担い手となる人材の育成を図り、地域のまちづくり活動を推進するため、長町地域と東北工業大学研究室とのマッチングによる活動支援を行った。 また、東北工業大学と共同で学生を対象にまちづくりをテーマとした講座を実施した。	千円 423
秋保総合支所	9 秋保地区活性化	野尻地区の「野尻いぐする会」による交流カフェ「ばんどころ」の運営や、境野地区の「さかいの地区創生会」による「さかいの産直市」の運営のほか、それぞれの地域団体が取り組む体験・交流事業を支援するなど、豊かな自然や歴史等の地域の魅力を活かした交流活動や情報発信に取り組んだ。	千円 495
	10 秋保地区交流人口拡大（秋保ミュージアム環境整備支援）【再掲】	秋保地区の活性化と地域力の向上を図るため、「秋保地区地域活動のつどい」の開催や秋保の魅力を伝えるパンフレット「いってみっぺ秋保」の発行など、秋保全体を中山間地ミュージアムと捉え、豊かな地域資源の発掘・発信や地域づくりを担う人材の育成支援、地域全体が協働して取り組む連携体制づくりを推進した。	千円 1,069

秋保総合支所	11 秋保地区交流人口拡大 (そばの郷「秋保」振興)	一般社団法人全麵協、宮城手打ちそば研究会、あきう生産組合と連携して「仙台秋保そばフェス2024」を開催したほか、「秋保在来新そばまつり2024」の開催を支援するなど、特産の「秋保在来そば」を活かした地域ブランドの向上と地域の活性化に取り組んだ。	千円 597
	12 秋保地区交流人口拡大 (秋保地区空き家利活用事業)	地域おこし協力隊制度を活用して、空き家情報の収集や提供に取り組むとともに、空き家の所有者と利用希望者との橋渡しを行うなど、空き家の利活用による移住促進等に取り組んだ。	千円 1,047
	計	※再掲事業分を含む	千円 53,062

	事業名	事業の内容	決算額
泉区	1 泉区役所建替	泉区役所庁舎の老朽化に対応するため、民間活力を導入した庁舎の建替等に取り組むとともに、市民の利便性向上等を目的にD X推進や新庁舎における執務環境整備等の検討を行った。	千円 10,934
	2 泉中央地区活性化	泉区役所の建替えに合わせた泉中央地区の活性化を図るため、地域の商工事業者等との意見交換会や泉区と連携協定を締結する6大学の学生が参加するワーキンググループ活動を開催するとともに、地域団体と連携したイベント開催支援等を行った。	千円 13,313
	3 泉西部地区活性化 (①まちづくり懇談会等運営支援)	泉西部地区の活性化や魅力向上を図るため、住民主体で検討・実践する場として開催する「泉西部地区まちづくり懇談会」を通じ、具体的な取り組みを支援した。また、地域資源の効果的な情報発信の取り組みへの支援を行った。	千円 3,658
	4 泉西部地区活性化 (②泉ヶ岳活性化推進)	泉ヶ岳界隈の交流人口拡大による活性化と、更なる泉ヶ岳利活用促進に向けた機運の醸成を目指すため、民間事業者や関係団体等の連携を促し、懇談会の開催や既存イベント等と連携した集客力拡大に資する取り組みなどを行った。	千円 3,462
	5 協働による郊外居住地課題対応 (①郊外居住地課題対応助成)	泉区内の郊外居住地域における様々な課題について、町内会、地域住民等が専門的知見やノウハウを有する大学や民間事業者等と協働し対応する取り組みに助成し、地域団体の主体的な活動を支援した。	千円 426
	6 協働による郊外居住地課題対応 (②地域おこし協力隊等と連携した郊外居住地活性化支援)	地域おこし協力隊員を募集・委嘱し、郊外居住地域における課題の解決を目指した活動を支援した。	千円 4,597

泉 区	7 学生連携地域づくり事業 (① 大学連携地域づくり事業)【再掲】	1 いずみ絆プロジェクト支援 泉区内及び近隣にある6大学の学生が行う地域課題の解決や地域づくり活動に要する経費を助成し、学生の創造性と意欲ある活動を支援した。 2 大学間の交流促進及びいずみ絆プロジェクト活動発表会・活動パネル等展示会 泉区内及び近隣にある6大学の学生による、泉西部地区の体験型観光施設等を取材及び情報発信する取り組みを通じ、学生間の交流や情報共有の機会を設けるとともに、学生による地域づくり活動の拡充と大学・地域連携の促進を図った。また、いずみ絆プロジェクト活動発表会・活動パネル等展示会の開催を通じ、いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動成果の周知を図った。	千円 1,932
	8 学生連携地域づくり事業 (② 地域・高校連携による安全安心まちづくり)	安全安心に暮らせる地域を目指すため、地域との交流を通して、地域貢献を考える高校生主体のまちづくり活動について支援した。	千円 1,526
	計	※再掲事業分を含む	千円 39,848

※区長裁量予算等による執行分を含む

14. 諸 統 計

各 区 の 世 帯 ・ 本 籍 ・ 人 口

令和7年4月1日現在（単位：世帯，人）

種 別 区 名	住 民 基 本 台 世 帯 帳 数	住 民 基 本 台 帳 人 口			戸 籍	
		男	女	計	本 籍 数	本 籍 人 口
青 葉 区	161,742	141,029	153,484	294,513	109,015	256,332
戸 籍 住 民 課	128,642	105,406	115,806	221,212		
宮 城 総 合 支 所	33,100	35,623	37,678	73,301		
宮 城 野 区	99,080	91,015	95,832	186,847	62,057	148,260
若 林 区	72,085	67,145	70,677	137,822	49,754	117,903
太 白 区	116,174	112,947	121,189	234,136	78,330	191,916
戸 籍 住 民 課	114,258	111,115	119,255	230,370		
秋 保 総 合 支 所	1,916	1,832	1,934	3,766		
泉 区	99,908	99,568	107,122	206,690	68,135	172,975
合 計	548,989	511,704	548,304	1,060,008	367,291	887,386

選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 等

令和7年6月2日登録（単位：人，投票区）

行政 区 別	行政区	青 葉 区	宮 城 野 区	若 林 区	太 白 区	泉 区	合 計
選 挙 人 名 簿 登 録 者 数	男	117,899	76,708	56,642	94,351	84,588	430,188
	女	131,503	82,085	60,503	103,499	92,554	470,144
	計	249,402	158,793	117,145	197,850	177,142	900,332
投 票 区 数		56	28	18	35	36	173
県 議 会 議 員 定 数		7	4	3	5	5	24
市 議 会 議 員 定 数		15	10	7	12	11	55

外国人国籍及び地域別人員

令和7年5月1日現在(単位:人)

区名 国名	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
中国	2,183	701	364	527	305	4,080
ネパール	1,571	506	374	412	60	2,923
ベトナム	596	438	216	203	540	1,993
韓国及び朝鮮	737	334	190	419	306	1,986
ミャンマー	463	160	91	146	51	911
インドネシア	313	140	107	146	118	824
スリランカ	379	98	92	158	30	757
フィリピン	219	171	62	119	127	698
米 国	278	39	29	48	150	544
バングラデシュ	281	70	69	12	9	441
台 湾	191	40	33	30	65	359
タ イ	125	41	15	29	39	249
イ ン ド	133	28	18	25	11	215
パキスタン	75	15	7	27	17	141
フ ラ ン ス	111	3	10	7	5	136
モ ン ゴ ル	64	14	11	19	24	132
英 国	43	12	12	21	27	115
カ ナ ダ	39	20	14	7	19	99
ド イ ツ	55	6	2	3	11	77
オーストラリア	35	6	7	7	22	77
ロ シ ア	44	9	3	6	10	72
ブ ラ ジ ル	20	6	2	7	22	57
マレーシア	40	1	2	5	2	50
カンボジア	6	12	2	11	14	45
イ タ リ ア	29	5	2	2	3	41
ナイジェリア	15	1	8	3	5	32
シンガポール	18	1	2	1	9	31
ウクライナ	22	0	1	8	0	31
ト ル コ	21	3	1	2	3	30
ス ペ イ ン	18	3	1	5	1	28
エジプト	25	0	0	1	1	27
オランダ	13	2	2	2	3	22
メキシコ	12	2	1	3	3	21
チ リ	16	0	1	4	0	21
ブ ー タ ン	9	7	0	1	3	20
シ リ ア	17	0	0	1	1	19
スウェーデン	11	2	0	1	5	19
イ ラ ン	11	0	3	3	0	17
ガ ー ナ	6	3	1	7	0	17
南アフリカ共和国	7	0	1	2	7	17
ポ ー ラ ンド	10	2	1	2	1	16
ケ ニ ア	6	2	3	0	4	15
ベ ル ギ ー	11	1	1	0	1	14
フィンランド	13	0	0	0	0	13
アルゼンチン	8	1	2	1	0	12
ペ ル ー	9	0	0	2	1	12
ニュージーランド	2	0	1	3	6	12
そ の 他	155	31	22	32	21	261
合 計	8,465	2,936	1,786	2,480	2,062	17,729

※10名未満の国は、その他に記載

区 ごと の 人 口 推 移

(単位：人)

年 次	行政区	青 葉 区		宮城野区	若 林 区	太 白 区		泉 区	合 計
		宮城総合支所				秋保総合支所			
平成元年		245,881	32,108	166,892	127,077	191,434	4,854	147,348	878,632
平成 2 年		246,609	35,059	167,638	126,713	194,457	4,909	153,721	889,138
平成 3 年		247,759	38,515	168,064	126,790	196,991	4,856	158,569	898,173
平成 4 年		249,325	40,759	169,444	126,677	200,284	4,890	164,256	909,986
平成 5 年		251,159	43,067	170,439	126,515	201,825	4,962	169,927	919,865
平成 6 年		252,560	45,521	170,284	126,811	203,651	4,956	174,832	928,138
平成 7 年		254,105	48,417	170,873	125,939	205,602	4,941	180,214	936,733
平成 8 年		255,334	50,541	170,593	126,008	208,931	5,024	185,786	946,652
平成 9 年		257,947	52,896	171,483	126,137	211,062	5,032	190,505	957,134
平成10年		259,585	54,587	172,040	125,934	213,277	5,039	194,528	965,364
平成11年		260,937	55,995	172,535	126,026	214,655	4,984	197,138	971,291
平成12年		261,797	57,857	172,484	125,927	216,377	4,885	199,138	975,723
平成13年		262,388	58,960	173,149	126,344	217,759	4,869	201,758	981,398
平成14年		264,001	60,415	173,472	126,566	218,927	4,828	203,747	986,713
平成15年		265,031	61,412	173,926	127,411	219,624	4,778	205,177	991,169
平成16年		265,824	62,121	174,470	127,494	219,727	4,764	206,717	994,232
平成17年		266,483	62,981	176,134	126,741	220,052	4,721	207,789	997,199
平成18年		266,704	64,092	178,237	126,468	219,154	4,668	207,839	998,402
平成19年		267,664	65,347	179,932	126,404	218,535	4,646	208,852	1,001,387
平成20年		268,910	66,283	181,648	126,262	217,687	4,594	209,226	1,003,733
平成21年		270,171	67,456	182,998	126,771	217,187	4,541	209,395	1,006,522
平成22年		271,520	67,820	183,307	127,967	217,025	4,469	210,437	1,010,256
平成23年		272,886	68,348	183,397	127,554	217,056	4,340	210,699	1,011,592
平成24年		278,032	69,733	182,457	127,161	219,940	4,305	212,651	1,020,241
平成25年		286,009	70,845	185,105	128,992	222,468	4,318	215,948	1,038,522
平成26年		288,775	71,657	186,761	129,877	224,079	4,250	216,700	1,046,192
平成27年		289,848	72,449	187,732	130,577	225,623	4,237	216,516	1,050,296
平成28年		290,280	73,139	188,522	132,465	226,242	4,197	215,795	1,053,304
平成29年		290,346	73,401	188,817	133,793	226,069	4,192	214,692	1,053,717
平成30年		291,110	73,826	189,011	134,649	228,074	4,127	213,758	1,056,602
平成31年		291,326	74,161	189,304	135,722	229,157	4,100	213,180	1,058,689
令和 2 年		291,702	74,271	189,625	136,540	230,986	4,021	212,324	1,061,177
令和 3 年		291,869	74,540	190,185	137,142	232,226	3,926	211,747	1,063,169
令和 4 年		291,832	74,547	189,453	137,171	233,101	3,831	210,728	1,062,285
令和 5 年		293,636	74,475	188,496	137,676	233,974	3,800	209,480	1,063,262
令和 6 年		294,270	73,942	187,391	138,001	233,764	3,764	208,024	1,061,450
令和 7 年		294,513	73,301	186,847	137,822	234,136	3,766	206,690	1,060,008

(4月1日現在住民基本台帳人口)

区 ごと の 世 帯 数 推 移

(単位：世帯)

年 次	行政区	青 葉 区		宮城野区	若 林 区	太 白 区		泉 区	合 計
		宮城総合支所				秋保総合支所			
平成元年		100,348	9,402	61,288	46,014	66,320	1,349	44,772	318,742
平成 2 年		102,016	10,330	62,533	46,461	68,383	1,433	47,471	326,864
平成 3 年		104,112	11,534	63,750	47,232	70,427	1,421	49,822	335,343
平成 4 年		106,439	12,403	65,314	47,864	73,006	1,481	52,746	345,369
平成 5 年		108,498	13,302	66,797	48,639	74,465	1,534	55,482	353,881
平成 6 年		110,326	14,277	67,446	49,359	76,256	1,598	58,108	361,495
平成 7 年		111,916	15,563	68,272	49,437	77,897	1,626	60,983	368,505
平成 8 年		113,551	16,521	68,929	50,074	80,338	1,705	64,040	376,932
平成 9 年		115,895	17,517	70,228	50,745	81,902	1,718	66,587	385,357
平成10年		117,599	18,302	71,392	51,238	83,687	1,764	69,054	392,970
平成11年		119,018	19,038	72,230	51,767	84,976	1,759	70,810	398,801
平成12年		120,282	19,906	72,844	52,197	86,322	1,713	72,405	404,050
平成13年		121,302	20,494	73,644	52,721	87,557	1,738	73,888	409,112
平成14年		122,816	21,252	74,454	53,184	88,620	1,738	75,361	414,435
平成15年		123,548	21,765	75,303	53,983	89,439	1,747	76,605	418,878
平成16年		124,516	22,359	76,181	54,503	90,156	1,779	77,908	423,264
平成17年		125,736	22,974	77,487	54,640	90,659	1,780	79,102	427,624
平成18年		126,720	23,685	79,106	55,090	91,176	1,795	80,020	432,112
平成19年		127,844	24,428	80,558	55,561	91,696	1,824	81,381	437,040
平成20年		129,468	24,982	81,968	55,941	91,893	1,841	82,521	441,791
平成21年		130,743	25,687	83,322	56,690	92,377	1,844	83,409	446,541
平成22年		131,821	26,033	83,936	57,609	92,942	1,835	84,601	450,909
平成23年		133,002	26,410	84,453	57,873	93,548	1,769	85,500	454,376
平成24年		136,874	27,213	84,333	58,429	95,648	1,787	87,444	462,728
平成25年		142,739	27,967	86,064	59,888	97,601	1,848	89,752	476,044
平成26年		145,168	28,444	87,550	60,847	99,324	1,849	91,047	483,936
平成27年		146,472	29,082	88,999	61,721	100,916	1,878	91,829	489,937
平成28年		147,510	29,611	90,092	63,255	102,021	1,884	92,714	495,592
平成29年		148,262	30,008	90,998	64,287	102,728	1,910	93,393	499,668
平成30年		149,599	30,514	91,984	65,184	104,479	1,921	94,172	505,418
平成31年		150,636	30,888	93,196	66,407	105,952	1,935	95,062	511,253
令和 2 年		152,326	31,361	94,482	67,600	107,972	1,938	95,807	518,187
令和 3 年		153,849	31,965	95,985	68,818	109,829	1,913	96,687	525,168
令和 4 年		154,849	32,316	96,711	69,448	111,504	1,894	97,673	530,185
令和 5 年		157,854	32,679	97,459	70,543	113,375	1,878	98,467	537,698
令和 6 年		159,737	32,855	98,027	71,404	114,553	1,877	99,280	543,001
令和 7 年		161,742	33,100	99,080	72,085	116,174	1,916	99,908	548,989

(4月1日現在住民基本台帳世帯数)

戸 籍 届 出 件 数

(令和6年度)

種 別 区 名	出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	転 籍	養 子 縁 組	養 子 離 縁	その他	計	新戸籍	全 部 消 除	再 製
青葉区	2,347	4,509	2,995	767	1,272	180	55	1,337	13,462	2,054	2,143	0
戸籍住民課	1,801	3,953	2,514	596	1,003	132	42	1,007	11,048	1,671	1,863	0
宮城総合支所	546	556	481	171	269	48	13	330	2,414	383	280	0
宮城野区	1,598	2,306	1,930	496	904	122	41	850	8,247	1,286	1,197	0
若林区	1,169	1,995	1,457	347	629	82	32	583	6,294	938	981	0
太白区	1,980	3,128	2,199	569	946	160	64	984	10,030	1,534	1,348	1
戸籍住民課	1,964	3,107	2,196	565	938	159	64	979	9,972	1,527	1,341	1
秋保総合支所	16	21	3	4	8	1	0	5	58	7	7	0
泉区	1,534	2,518	1,779	497	1,025	85	26	791	8,255	1,410	996	1
合 計	8,628	14,456	10,360	2,676	4,776	629	218	4,545	46,288	7,222	6,665	2

住 民 異 動 届 出 処 理 件 数

(令和6年度)

種 別 区 別	転 入	転 出	転 居	区間異動	世帯変更	その他	計
青 葉 区	13,293	11,188	7,074	4,476	1,577	157	37,765
戸籍住民課	11,331	9,195	5,476	3,167	1,108	146	30,423
宮城総合支所	962	1,287	939	484	431	11	4,114
仙台駅前SC	1,000	706	659	825	38	0	3,228
宮城野区	7,501	6,503	3,246	2,869	1,260	93	21,472
若 林 区	4,670	4,285	2,264	2,629	880	52	14,780
太 白 区	7,066	6,125	4,021	2,865	1,492	59	21,628
戸籍住民課	6,962	6,062	3,968	2,835	1,460	55	21,342
秋保総合支所	104	63	53	30	32	4	286
泉 区	5,036	4,943	2,600	2,417	1,107	44	16,147
合 計	37,566	33,044	19,205	15,256	6,316	405	111,792

※ 仙台駅前SC：仙台駅前サービスセンター

※ その他の件数は、転出・転居・区間異動の各取消処理の件数

諸 証 明 等 交 付 ・ 取 扱 件 数 (令和6年度)

										(単位:件)	
戸 籍 関 係				住 民 票 関 係		印鑑登録 証明書	税証明※5		その他 ※6	交付件数 合 計	住民票 の閲覧
戸 籍 謄抄本等 ※1	除 籍 謄抄本等 ※2	戸籍の 附票の写し※3	身 元 証明書	住民票 の写し※4	年金証明		有 料	無 料			
青 葉 区	38,550	27,370	6,879	3,066	650	43,464	49,988	2,107	2,987	273,699	1,787
青葉区役所戸籍住民課	23,792	18,657	4,413	2,113	422	23,790	-	-	2,418	132,006	1,648
〃 税務会計課	-	-	-	-	-	-	34,957	1,056	-	36,013	-
仙台駅前サービスセンター	6,726	2,713	1,534	357	38	9,118	7,104	80	0	51,334	-
宮城総合支所税務住民課	5,182	4,903	539	430	108	6,250	5,708	669	569	36,680	139
吉成証明発行センター	2,850	1,097	393	166	82	4,306	2,219	302	0	17,666	-
宮 城 野 区	16,060	10,513	1,814	1,399	196	24,341	20,377	2,338	1,894	131,907	961
宮城野区役所戸籍住民課	12,729	8,821	1,319	1,002	132	17,947	-	-	1,894	86,696	961
〃 税務会計課	-	-	-	-	-	-	17,363	1,181	-	18,544	-
高砂証明発行センター	2,246	1,071	321	260	38	4,557	2,068	978	0	18,708	-
岩切証明発行センター	1,085	621	174	137	26	1,837	946	179	0	7,959	-
若 林 区	13,251	9,215	1,998	972	187	20,288	15,986	1,491	1,451	102,707	972
若林区役所戸籍住民課	11,273	8,213	1,688	809	153	16,213	-	-	1,451	72,227	972
〃 税務会計課	-	-	-	-	-	-	14,352	1,286	-	15,638	-
六郷証明発行センター	835	411	123	67	19	1,463	508	43	0	5,394	-
七郷証明発行センター	1,143	591	187	96	15	2,612	1,126	162	0	9,448	-
太 白 区	21,351	14,402	2,311	1,442	365	28,688	22,889	2,157	2,742	151,751	1,277
太白区役所戸籍住民課	18,093	12,854	1,788	1,196	285	23,756	-	-	2,736	108,258	1,277
〃 税務会計課	-	-	-	-	-	-	20,092	1,593	-	21,685	-
中田証明発行センター	2,347	1,044	417	170	66	3,398	1,939	321	0	15,300	-
生出証明発行センター	635	287	81	55	9	1,104	490	88	0	4,340	-
秋保総合支所総務課	276	217	25	21	5	430	368	155	6	2,168	0
泉 区	20,079	14,649	2,607	1,473	482	27,828	21,395	1,574	1,481	139,089	4,998
泉区役所戸籍住民課	17,315	13,642	2,288	1,234	402	23,020	-	-	1,481	100,473	4,998
〃 税務会計課	-	-	-	-	-	-	19,021	1,337	-	20,358	-
根白石証明発行センター	764	268	42	51	10	1,323	484	44	0	4,596	-
南光台証明発行センター	2,000	739	277	188	70	3,485	1,890	193	0	13,662	-
コンビニ 交 付	35,675	-	3,108	-	-	128,297	31,053	-	-	378,578	-
仙台市郵送事務センター	35,509	54,801	37,989	-	1	-	12,211	166	24	218,983	-
合 計	180,475	130,950	56,706	8,352	1,881	272,906	173,899	9,833	10,579	1,396,714	9,995

※1 区戸籍住民課・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センター・仙台区郵送事務センターの戸籍謄抄本等の欄には、戸籍の広域交付の件数を含む。

※2 区戸籍住民課・総合支所・仙台市郵送事務センターの除籍謄抄本等の欄には、除籍の広域交付の件数を含む。

※3 区戸籍住民課・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センター・仙台区郵送事務センターの戸籍の附票の写しの欄には、戸籍の附票の写しの件数を含む。

※4 区戸籍住民課・総合支所・仙台駅前サービスセンター・証明発行センター・仙台区郵送事務センターの住民票の写しの欄には、住民票記載事項証明書と住民票の写しの件数を含む。

※5 税証明の欄は、課税・非課税証明、資産証明、納税証明、公簿閲覧の交付件数の合計。

※6 その他の欄は、戸籍・除籍記載事項証明、その他届出に基づく証明、受理証明の交付件数の合計。

印鑑登録事務

(令和6年度)

区名	種別	登録件数	廃止・亡失等件数	登録者数 (令和7年3月31日現在)
青葉区		10,097	2,467	204,669
	戸籍住民課	6,681	1,720	167,987
	宮城総合支所	1,717	534	36,682
	仙台駅前サービスセンター	1,699	213	-
宮城野区		6,436	1,545	117,996
若林区		4,098	1,048	77,360
太白区		6,634	1,628	135,888
	戸籍住民課	6,526	1,587	133,547
	秋保総合支所	108	41	2,341
泉区		5,655	1,496	124,703
合計		32,920	8,184	660,616

※ 廃止・亡失等件数は、登録廃止、印鑑亡失、登録証亡失及び印鑑・登録証亡失申請による抹消の件数

※ 印鑑登録者数は、原票保管区分による

個人番号カード交付件数一覧

(単位：枚)

	青葉区	宮城総合支所	宮城野区	若林区	太白区	秋保総合支所	泉区	特設センター (R2.10～開設)	合計
平成27年度 (1～3月)	1,943	864	946	1,787	1,778	56	2,473	—	9,847
平成28年度	20,292	5,625	15,929	9,633	17,890	269	17,601	—	87,239
平成29年度	5,936	1,351	3,911	2,609	4,268	73	4,596	—	22,744
平成30年度	5,477	1,690	4,048	2,848	4,109	50	4,504	—	22,726
令和元年度	10,012	3,621	7,408	5,197	8,523	123	9,285	—	44,169
令和2年度	26,813	10,643	21,728	16,946	27,338	467	27,668	8,845	140,448
令和3年度	27,128	11,427	27,033	19,602	33,347	496	34,815	21,049	174,897
令和4年度	32,739	16,302	32,789	27,683	42,654	812	41,208	20,563	214,750
令和5年度	20,409	6,834	21,645	14,544	25,953	493	21,570	18,243	129,691
令和6年度	16,114	6,058	13,917	10,096	18,060	185	15,518	10,166	90,114
合計	166,863	64,415	149,354	110,945	183,920	3,024	179,238	78,866	936,625

※ 交付件数には、再交付等を含む

住 民 組 織 及 び 加 入 状 況

令和6年6月1日現在

種 別 区 名	町内会・自治会	町内会自治会 連 合 組 織 数	町内会等加入 世 帯 数	平均加入世帯数 (1団体当り)	加入率 (%)
青 葉 区	499	38	115,384	231	67.2
宮城総合支所(再掲)	78	11	23,374	300	78.1
宮 城 野 区	211	13	71,154	337	71.8
若 林 区	178	9	53,590	301	74.5
太 白 区	277	23	80,824	292	72.7
秋保総合支所(再掲)	20	3	1,236	62	72.8
泉 区	206	29	77,743	377	80.8
全 市	1,371	112	398,695	291	72.5

市民センター及びコミュニティ・センターの現況

令和7年4月1日現在

種 別 区 名	市民センター	コミュニティ・センター	合 計
青 葉 区	17	15	32
宮城総合支所(再掲)	5	3	8
宮 城 野 区	10	14	24
若 林 区	6	9	15
太 白 区	14	17	31
秋保総合支所(再掲)	3	-	3
泉 区	13	17	30
全 市	60	72	132

令和6年度地区集会所建設補助状況

(単位：件，千円)

区分 \ 区名	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
新築	0	0	1	10,000	0	0	0	0	1	10,000	2	20,000
増築	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改築	1	5,523	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5,523
修繕	3	5,151	2	3,845	2	2,312	4	9,647	3	11,006	14	31,961
区分購入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定の設備工事 (エアコン設置)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	447	1	447
合計	4	10,674	3	13,845	2	2,312	4	9,647	5	21,453	18	57,931

※仙台市地区集会所の建設等に対する補助金交付分（区長裁量予算等による執行分を含む。）

市 民 セ ン タ ー 利 用 状 況

区分 年次	青 葉 区		宮 城 野 区		若 林 区		太 白 区		泉 区		合 計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成30年度	46,790	922,860	31,314	684,380	18,950	406,296	29,200	607,627	34,754	538,860	161,008	3,160,023
令和元年度	44,091	876,564	28,398	589,698	16,405	351,108	28,837	573,518	32,515	516,879	150,246	2,907,767
令和2年度	31,283	494,958	21,468	381,251	12,832	213,896	21,289	319,646	24,645	306,779	111,517	1,716,530
令和3年度	31,312	526,657	21,180	414,856	12,655	226,713	21,178	329,412	24,361	316,704	110,686	1,814,342
令和4年度	40,442	687,474	27,840	507,150	15,857	276,082	28,180	467,839	30,411	394,613	142,730	2,333,158
令和5年度	43,371	756,503	29,324	517,632	15,962	314,921	30,000	504,510	33,524	442,908	152,181	2,536,474
令和6年度	43,081	752,797	29,520	531,366	16,196	365,403	30,715	499,399	30,942	402,803	150,454	2,551,768

コミュニティ・センター 利 用 状 況

区分 年次	青 葉 区		宮 城 野 区		若 林 区		太 白 区		泉 区		合 計	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成30年度	23,874	299,781	20,727	265,958	12,600	186,929	25,665	333,624	24,854	310,765	107,720	1,397,057
令和元年度	24,056	315,129	20,158	253,800	12,662	176,565	23,983	297,930	23,761	286,647	104,620	1,330,071
令和2年度	17,462	182,308	14,075	147,800	9,105	103,898	18,106	175,757	16,345	163,073	75,093	772,836
令和3年度	16,751	176,491	15,628	179,001	8,202	90,966	18,347	190,533	15,900	163,560	74,828	800,551
令和4年度	22,657	240,460	17,915	207,421	11,368	127,021	21,549	219,211	20,987	221,054	94,476	1,015,167
令和5年度	24,436	273,064	17,504	190,377	9,806	114,839	21,953	249,140	22,564	262,172	96,263	1,089,592
令和6年度	24,739	290,659	18,085	202,951	9,959	118,476	21,708	249,111	23,367	271,886	97,858	1,133,083

文 化 セ ン タ ー 利 用 状 況

区分 年次	市民会館		震災復興記念館		泉文化創造センター	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成30年度	1,878※	74,511※	5,044	130,223	5,637	264,604
令和元年度	3,489※	149,770※	4,248	119,362	5,450	239,065
令和2年度	1,842※	50,661※	2,611	43,553	3,763	70,713
令和3年度	2,533	75,559	512※	8,361※	4,386	130,580
令和4年度	4,150	162,085	1,021※	22,600※	0※	0※
令和5年度	3,713	169,632	3,528※	82,038※	0※	0※
令和6年度	3,994	154,160	3,873	85,138	4,964※	207,099※

区分 年次	広瀬文化センター		若林区文化センター		太白区文化センター		宮城野区文化センター	
	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数	利用件数	利用人数
平成30年度	1,329	55,458	3,115	61,508	4,204	142,489	4,212	85,558
令和元年度	1,321	44,238	3,189	37,315	4,016	132,273	3,997	82,845
令和2年度	846	17,407	2,763	29,857	2,896	37,693	2,761	29,839
令和3年度	1,104	25,295	2,997	42,478	3,285	56,972	3,058	42,156
令和4年度	1,221	20,454	3,176	31,286	4,216	75,670	4,171	70,835
令和5年度	1,473	42,794	0※	0※	4,713	97,766	4,774	78,316
令和6年度	1,465	39,749	0※	0※	4,551	104,137	4,620	82,310

※大規模改修工事等による休館期間あり。

令和6年度「市民の声」の受付件数

(単位：件)

区 分		合 計	広聴課	各区区民生活課(市民相談室)					備 考
				区合計	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	
個別 広聴	市長への手紙	604	604	-	-	-	-	-	所定用紙, 手紙, はがき, FAXによるもの
	インターネット広聴等	1,596	1,596	-	-	-	-	-	インターネット(Eメール) によるもの 1,588件 新聞投書によるもの 8件
	要望・陳情書	1,243	15	1,228	121	280	189	446	192
	小計	3,443	2,215	1,228	121	280	189	446	192
	市政相談	828	723	105	30	13	11	46	5
	一般相談	1,589	23	1,566	45	194	76	408	843
	小計	2,417	746	1,671	75	207	87	454	848
	法律相談	1,528	-	1,528	544	248	244	242	250
	税務相談	395	-	395	119	57	65	77	77
	遺言・くらし手続相談	130	-	130	28	24	19	41	18
特別 相談	登記・相続相談	352	-	352	77	73	56	80	66
	宅地・建物相談	82	-	82	46	7	6	12	11
	人権相談	47	-	47	4	24	10	4	5
	行政相談	15	-	15	2	3	7	0	3
	交通事故相談	102	※	102	101	0	0	1	0
	小計	2,651	-	2,651	921	436	407	457	430
	合 計	8,511	2,961	5,550	1,117	923	683	1,357	1,470

令和6年度 地域懇談会の開催状況

区 名	開催年月日	開 催 団 体	開 催 場 所	参加者	議題等
青 葉 区 (14)	6.10.22	北仙台地区連合町内会	北仙台コミュニティ・センター	25	7
	6.10.29	台原北部連合町内会	三本松市民センター	20	12
	6.11.8	荒巻地区町内会連合会	荒巻コミュニティ・センター	11	5
	6.11.12	貝ヶ森地区連合町内会	国見コミュニティ・センター	22	6
	6.11.14	八幡地区町内連合会	八幡コミュニティ・センター	31	4
	6.11.16	上杉地区連合町内会	上杉コミュニティ・センター	35	9
	6.11.19	折立学区町内会連合会	折立市民センター	26	3
	6.11.20	国見地区連合町内会	国見コミュニティ・センター	22	7
	6.11.29	桜ヶ丘学区連合町内会	桜ヶ丘コミュニティ・センター	25	4
	7.1.16	小松島学区町内会連合会	福沢市民センター	39	7
	7.1.22	中江地区町内会連合会	福沢市民センター	14	5
	7.1.27	川平学区連合町内会	川平コミュニティ・センター	14	12
	7.2.7	北六地区連合町内会	福沢市民センター	24	2
	7.2.7	北六地区連合町内会	福沢市民センター	24	2
宮城総合支所 (1)	6.11.26	作並地域連合町内会	作並生活センター	24	22
宮城野区 (9)	6.10.17	西山学区町内会連合会	宮城野区役所	5	11
	6.10.22	原町地区連合町内会	原町コミュニティ・センター	13	19
	6.11.6	岩切地区町内会連合会	岩切市民センター	16	21
	6.11.13	高砂地区町内会連合会	仙台サンプラザ	45	40
	6.11.18	燕沢学区町内会連合会	燕沢コミュニティ・センター	14	21
	6.11.25	東仙台学区町内会連合会	東仙台コミュニティ・センター	26	10
	7.1.18	新田学区連合町内会	新田コミュニティ・センター	17	5
	7.1.19	宮城野地区町内会連合会	宮城野区中央市民センター	15	8
	7.1.28	鶴ヶ谷地区町内会連合会	鶴ヶ谷市民センター	26	28
若林区 (5)	6.11.8	南材地区町内会連合会	南材コミュニティ・センター	28	7
	6.11.19	南小泉地区町内連合会	古城コミュニティ・センター	20	14
	6.11.29	六郷地区町内会連合会	六郷市民センター	19	7
	7.1.22	若林地区町内連合会	若林市民センター	30	18
	7.2.7	連坊地区町内会連合会	(書面開催)	0	13
太 白 区 (13)	6.8.28	中田西部町内会連合会	柳生市民センター	33	6
	6.8.29	長町地区町内会連合会	長町コミュニティ・センター	19	2
	6.9.3	富沢地区町内会連合会	富沢市民センター	14	4
	6.10.24	芦の口学区町内会連絡協議会	八木山市民センター	21	9
	6.10.29	中田地区町内会連合会	中田市民センター	30	5
	6.11.5	向山地区連合町内会	長徳寺	21	18
	6.11.8	東中田町内会連合会	東四郎丸コミュニティ・センター	37	12
	6.11.13	郡山地区連合町内会	郡山コミュニティ・センター	17	7
	6.11.14	八木山連合町内会	八木山市民センター	17	8
	6.11.18	中田中部町内会連合会	袋原コミュニティ・センター	18	5
	6.11.29	八本松連合町内会	八本松市民センター	27	25
	7.1.30	人來田学区連合町内会	宮城大学	25	18
	7.1.30	人來田学区連合町内会	宮城大学	25	18
秋保総合支所 (1)	6.9.2	秋保地区町内会長会	秋保総合支所	34	29
泉 区 (3)	7.1.22	泉西部地区連合町内会	根白石市民センター	12	17
	7.1.23	向陽台連合町内会	向陽台コミュニティ・センター	15	9
	7.2.4	南中山連合町内会	南中山市民センター	16	15
合 計 (44)				962 人	516 件

区 ごと の 契 約 実 績 の 推 移

(単位：件、百万円)

年次		行政区	青葉区			宮城総合支所			宮城野区			若林区			太白区			秋保総合支所			泉区			計	
			件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額		件数	金額			
平成26年度	物品		59	171		31	12		37	19		41	15		55	49		7	1		52	19	282	286	
	工事		93	817		58	525		80	891		60	717		94	1,055		32	210		88	825	505	5,040	
	計		152	988		89	537		117	910		101	732		149	1,104		39	211		140	844	787	5,326	
平成27年度	物品		56	127		20	10		55	39		49	22		42	34		13	4		37	9	272	245	
	工事		109	1,093		84	828		86	943		70	826		97	1,009		48	345		110	1,189	604	6,233	
	計		165	1,220		104	838		141	982		119	848		139	1,043		61	349		147	1,198	876	6,478	
平成28年度	物品		52	184		21	34		54	112		66	33		41	38		16	27		55	17	305	445	
	工事		102	1,570		83	883		95	1,125		70	1,046		105	1,306		36	319		118	1,500	609	7,749	
	計		154	1,754		104	917		149	1,237		136	1,079		146	1,344		52	346		173	1,517	914	8,194	
平成29年度	物品		101	209		52	19		69	84		85	37		61	122		16	3		76	60	460	534	
	工事		87	1,119		66	612		84	1,021		54	848		76	1,072		34	208		87	1,131	488	6,011	
	計		188	1,328		118	631		153	1,105		139	885		137	1,194		50	211		163	1,191	948	6,545	
平成30年度	物品		74	204		31	13		56	37		71	42		65	128		15	4		55	66	367	494	
	工事		87	1,305		62	679		88	1,338		60	1,065		69	1,223		40	352		94	1,472	500	7,434	
	計		161	1,509		93	692		144	1,375		131	1,107		134	1,351		55	356		149	1,538	867	7,928	
令和元年度	物品		74	208		29	34		67	38		66	35		70	42		19	41		50	88	375	486	
	工事		115	1,512		76	798		101	1,268		57	1,000		109	1,390		39	409		116	1,866	613	8,243	
	計		189	1,720		105	832		168	1,306		123	1,035		179	1,432		58	450		166	1,954	988	8,729	
令和2年度	物品		65	218		28	17		42	16		52	31		45	119		10	5		66	77	308	483	
	工事		97	1,561		63	652		91	1,230		49	974		97	1,476		35	379		94	1,530	526	7,802	
	計		162	1,779		91	669		133	1,246		101	1,005		142	1,595		45	384		160	1,607	834	8,285	
令和3年度	物品		67	224		20	11		46	26		36	23		57	121		11	2		44	35	281	442	
	工事		94	1,504		53	770		87	1,227		57	1,090		85	1,409		34	313		105	1,575	515	7,888	
	計		161	1,728		73	781		133	1,253		93	1,113		142	1,530		45	315		149	1,610	796	8,330	
令和4年度	物品		45	211		14	30		25	15		33	23		33	119		11	71		31	20	192	489	
	工事		120	2,218		72	950		88	1,370		59	1,123		96	1,566		49	416		113	1,891	597	9,534	
	計		165	2,429		86	980		113	1,385		92	1,146		129	1,685		60	487		144	1,911	789	10,023	
令和5年度	物品		43	217		11	5		46	27		35	19		35	118		5	2		59	60	234	448	
	工事		97	1,432		57	724		67	1,159		51	1,006		77	1,367		28	253		100	1,694	477	7,635	
	計		140	1,649		68	729		113	1,186		86	1,025		112	1,485		33	255		159	1,754	711	8,083	
令和6年度	物品		43	210		16	11		21	15		30	29		32	113		7	13		34	21	183	412	
	工事		99	1,480		64	992		78	1,401		54	1,277		78	1,607		30	229		98	1,718	501	8,704	
	計		142	1,690		80	1,003		99	1,416		84	1,306		110	1,720		37	242		132	1,739	684	9,116	

※ 各区及び総合支所の契約担当課で契約した件数であり、契約課契約分及び各課契約分は除く。なお、「物品」には、印刷、賃貸借及び業務委託（工事関係を除く。）等の契約を含み、売り払い契約は除く。「工事」には、工事関係の業務委託契約（設計・測量等）を含む。

土 地 利 用 状 況 （地目別評価総地積）

令和 7 年 1 月 1 日現在（単位：㎡）

行政区 区 分			全 市	青 葉 区 (宮城総合支所)	宮城野区	若林区	太 白 区 (秋保総合支所)	泉 区
田（介在田含む）			48,352,629	7,176,995 (7,111,887)	7,918,882	15,039,607	6,280,844 (2,338,650)	11,936,300
畑（介在畑含む）			12,838,390	3,271,731 (3,077,520)	1,093,513	2,191,164	4,367,081 (1,351,598)	1,914,900
宅 地	住宅用地	小 規 模 住宅用地	56,681,707	15,506,828 (5,040,773)	8,415,897	6,674,984	12,815,841 (331,209)	13,268,157
		一 般 住宅用地	16,083,019	4,541,714 (2,893,081)	1,907,750	1,627,723	3,756,001 (715,597)	4,249,830
	商業地等		31,151,898	5,483,791 (2,824,624)	10,792,857	4,546,950	4,351,329 (641,696)	5,976,973
	計		103,916,624	25,532,333 (10,758,478)	21,116,504	12,849,657	20,923,171 (1,688,502)	23,494,960
	鉱 泉 地			818	405 (405)	83	33	263 (247)
池 沼			91,660	21,359 (21,359)	16,155	31,460	21,240 (19,948)	1,446
山 林			119,961,829	49,707,363 (46,118,530)	397,696	35,392	41,607,448 (25,171,165)	28,213,930
牧 場			58,393	－ (－)	－	－	58,393 (－)	－
原 野			1,223,642	235,953 (222,363)	2,354	89,937	592,325 (159,357)	303,074
雑 種 地	ゴルフ場の 用 地	4,014,514	764,909 (713,862)	－	－	1,083,945 (522,545)	2,165,659	
		遊園地等の 用 地	249,274	－ (－)	－	－	102,971 (60,287)	146,303
	鉄軌道用地		1,565,865	632,561 (439,207)	641,409	123,399	168,496 (36,454)	－
	その他の 雑 種 地		25,567,200	11,413,421 (10,092,671)	2,274,815	1,411,653	5,433,017 (2,879,520)	5,034,296
	計		31,396,853	12,810,891 (11,245,740)	2,916,224	1,535,052	6,788,429 (3,498,806)	7,346,258
総 計			317,840,838	98,757,030 (78,556,282)	33,461,411	31,772,302	80,639,194 (34,228,273)	73,210,901

* 介在田，介在畑：農地法に基づく宅地等への転用許可を受けた田及び畑，または宅地等に転用することが確実な田及び畑

* 端数処理を四捨五入により行っていることから，各区の数値の総数と全市の数値とが一致しない場合がある。

福 祉 事 務 所 別 保 護 状 況

令和 7 年 4 月 1 日現在（単位：世帯，人，％）

福祉地区 区分		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
総 人 口	世 帯	171, 290	99, 269	72, 169	112, 115	96, 606	551, 449
	人 員	313, 363	192, 962	141, 911	236, 669	206, 361	1, 091, 266
被 保 護 人 員	世 帯	4, 934	3, 187	2, 019	3, 656	1, 566	15, 362
	人 員	5, 809	4, 169	2, 557	4, 627	1, 902	19, 064
保 護 率 (％)		18. 54	21. 61	18. 02	19. 55	9. 22	17. 47
生活扶助	世 帯	4, 316	2, 814	1, 765	3, 203	1, 365	13, 463
	人 員	5, 092	3, 692	2, 218	4, 067	1, 650	16, 719
住宅扶助	世 帯	4, 290	2, 876	1, 821	3, 186	1, 368	13, 541
	人 員	5, 047	3, 756	2, 292	4, 009	1, 648	16, 752
教育扶助	世 帯	152	179	84	159	52	626
	人 員	204	281	126	237	72	920
介護扶助人員		814	701	407	965	381	3, 268
医療扶助人員		5, 044	3, 454	2, 235	4, 101	1, 657	16, 491
出産扶助人員		0	0	0	0	0	0
生業扶助人員		96	92	58	102	41	389
葬祭扶助人員		14	9	6	10	4	43

※ 世帯及び人口は、推計人口に基づく。

国 民 健 康 保 険 加 入 状 況

令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：世帯，人）

行政区 区分		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
世 帯 数		38, 311	20, 432	15, 089	25, 525	22, 818	122, 175
被保険者数		50, 894	28, 233	21, 005	35, 757	32, 772	168, 661

国 民 年 金 加 入 状 況

令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：人）

行政区 区分		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
第 1 号被保険者数		41, 267	19, 825	14, 888	24, 158	19, 624	119, 762
第 1 号任意		562	192	165	312	324	1, 555
第 3 号被保険者数		15, 613	10, 429	7, 481	14, 045	11, 800	59, 368
合 計		57, 442	30, 446	22, 534	38, 515	31, 748	180, 685

後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 状 況

令和 7 年 3 月 31 日現在（単位：人）

行政区 区分		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	合 計
被保険者数		39, 198	22, 234	16, 980	32, 880	33, 372	144, 664

保 育 施 設 等 利 用 児 童 数

令和7年4月1日現在（単位：箇所、人）

区分 行政区	施 設 区 分	施設数	定 員	3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児	計
青 葉 区 (宮城総合 支所所管を 除く)	公立保育所	5	520	194	87	183	464
	私立保育所	17	1,250	513	254	469	1,236
	認定こども園	24	1,898	641	376	806	1,823
	小規模保育事業A・B	30	425	371	1	0	372
	家庭的保育事業	7	38	31	0	0	31
	事業所内保育事業	6	44	42	0	0	42
	居宅訪問型保育事業	1	2	0	1	1	2
宮城総合支所	公立保育所	2	184	48	33	68	149
	私立保育所	5	497	203	109	225	537
	認定こども園	8	764	274	145	305	724
	小規模保育事業A・B	3	43	37	0	0	37
	家庭的保育事業	4	20	20	0	0	20
	事業所内保育事業	2	10	10	0	0	10
	居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
宮 城 野 区	公立保育所	6	630	189	107	210	506
	私立保育所	18	1,523	553	278	583	1,414
	認定こども園	30	2,021	771	421	788	1,980
	小規模保育事業A・B	20	282	224	0	0	224
	家庭的保育事業	3	20	18	0	0	18
	事業所内保育事業	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
若 林 区	公立保育所	5	515	164	81	178	423
	私立保育所	16	965	370	189	366	925
	認定こども園	23	1,604	558	320	736	1,614
	小規模保育事業A・B	15	239	205	0	0	205
	家庭的保育事業	5	35	29	0	0	29
	事業所内保育事業	1	5	8	0	0	8
	居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
太 白 区	公立保育所	9	800	252	144	290	686
	私立保育所	30	2,402	999	513	1,031	2,543
	認定こども園	19	1,517	657	315	676	1,648
	小規模保育事業A・B	25	397	357	3	0	360
	家庭的保育事業	12	65	47	0	0	47
	事業所内保育事業	3	24	40	0	0	40
	居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
泉 区	公立保育所	4	360	122	62	124	308
	私立保育所	14	1,026	468	201	384	1,053
	認定こども園	30	2,345	786	422	965	2,173
	小規模保育事業A・B	13	203	191	0	0	191
	家庭的保育事業	11	55	40	0	0	40
	事業所内保育事業	4	35	37	0	0	37
	居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0
総計		430	22,763	9,469	4,062	8,388	21,919

(1)認定こども園は2・3号認定についてのみ計上

(2)事業所内保育事業は地域枠についてのみ計上

市立学校数、児童・生徒数一覧

令和7年5月1日現在（単位：校、人）

行政区 区 分		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
幼稚園	園数	0	0	0	1	0	1
	園児数	0	0	0	10	0	10
小学校	学校数	29(1)	20	14	28	28	119(1)
	児童数	12,942	8,629	6,876	11,775	9,287	49,509
中学校	学校数	18(1)	10	6	14	17	65(1)
	生徒数	6,612	4,728	2,670	5,662	5,043	24,715
高等学校	学校数	1	2	0	0	1	4
	生徒数	819	875	0	0	949	2,643
中等教育学校	学校数	1	0	0	0	0	1
	生徒数	813	0	0	0	0	813
特別支援学校	学校数	0	1	0	0	0	1
	生徒数	0	148	0	0	0	148

(1) 国立・私立の学校は含まない。

(2) 児童・生徒数は、各行政区内に所在する学校に通学する児童・生徒。

(3) () 内は分校を再掲。

仙 台 市 都 市 公 園 の 現 況

令和7年4月1日現在 (単位:ha)

種 別	青 葉 区						宮 城 野 区		若 林 区		太 白 区						泉 区			合 計	
	除く宮城総合支所			宮城総合支所管内			箇所数	面 積	箇所数	面 積	秋保総合支所管内			太白区 計							
	箇所数	面 積	箇所数	箇所数	面 積	箇所数					面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積	箇所数	面 積				
1 街 区	188	29.1214	165	25.0872	353	54.2086	221	29.5494	203	17.5150	425	36.0487	2	0.6297	427	36.6784	319	56.3552	1,523	194.3066	
2 近 隣	8	16.4948	6	10.3185	14	26.8133	11	20.1780	5	10.1718	8	12.1782			8	12.1782	21	43.8967	59	113.2380	
3 地 区	1	7.7211			1	7.7211	1	12.0679			3	18.3145	1	9.2642	4	27.5787	4	28.8435	10	76.2112	
4 河 川	6	8.2783			6	8.2783	4	6.6917	3	13.7771	5	11.0930	1	0.2099	6	11.3029	1	1.7031	20	41.7531	
5 総 合	2	59.1959			2	59.1959	2	24.8755						0	0.0000	1	22.0361	5	106.1075		
6 特 殊	4	1.1956			4	1.1956								0	0.0000			4	1.1956		
7 風 致	3	64.0091			3	64.0091	3	39.2973			2	51.8548			2	51.8548	2	57.9997	10	213.1609	
8 動 物					0	0.0000					1	12.1406			1	12.1406			1	12.1406	
9 歴 史	1	6.5381	1	0.3796	2	6.9177									0	0.0000	2	14.1856	4	21.1033	
10 広 域					0	0.0000	※2	16.2031	1	79.9006					0	0.0000			1	96.1037	
11 都市緑地	27	149.8770	54	213.2235	81	363.1005	24	103.9364	2	0.1252	29	72.8132	4	0.4494	33	73.2626	80	258.6020	220	799.0267	
12 緑 道			1	0.3072	1	0.3072			1	0.6409					0	0.0000	5	3.8181	7	4.7662	
13 広 場					0	0.0000	1	0.1008			1	1.0958			1	1.0958			2	1.1966	
小 計	240	342.4313	227	249.3160	467	591.7473	267	252.9001	215	122.1306	474	215.5388	8	10.5532	482	226.0920	435	487.4400	1866	1680.3100	
県営運動公園							1	15.4156											1	15.4156	
合 計	240	342.4313	227	249.3160	467	591.7473	268	268.3157	215	122.1306	474	215.5388	8	10.5532	482	226.0920	435	487.4400	1867	1695.7256	
人 口						294,513		186,847		137,822						234,136		206,690		1,060,008 ※1	
1人当たりの公園面積 (㎡)	県営運動公園除く					20.09		13.54		8.86	県営運動公園含む						9.66		23.58		15.85
	県営運動公園含む						14.36													16.00	

※1 人口は住民基本台帳の数値(R7.4.1現在)

※2 海岸公園は、宮城野区と若林区の両区にまたがる公園のため、箇所数は按分面積の大きい若林区の欄のみに記載。なお、面積は按分したものを各々の区に計上。

道 路 現 況 （橋りょうを含む）

令和 7 年 4 月 1 日現在

区 分		青 葉 区	宮城野区	若 林 区	太 白 区	泉 区	全 市
国 道	路線数	4	2	1	3	2	5
	延長(m)	49,222	15,624	5,110	25,956	23,469	119,380
県 道	路線数	12	12	6	10	7	35
	延長(m)	58,944	47,973	38,879	50,111	48,983	244,891
市 道	路線数	2,949	2,228	1,567	2,731	3,864	13,339
	延長(m)	8,244,706	588,404	465,769	710,206	921,801	3,510,885
合 計	路線数	2,965	2,242	1,574	2,744	3,873	13,379
	延長(m)	932,872	652,001	509,758	786,273	994,253	3,875,156

※ 路線数は、区にまたがって存在する路線があるため合計数は一致しない。
延長は、実延長である。

下 水 道 普 及 状 況

令和 7 年 4 月 1 日現在

区 分	行政区域 人 口	処 理 区 域		水洗便所設置済		処理区域 人 口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置済人口	水洗便所 設置済戸数
		人 口	戸 数	人 口	戸 数	行政区域 人 口	行政区域 人 口	処理区域 人 口	処理区域 戸 数
青 葉 区	人 294,513	人 292,523	戸 160,430	人 291,485	戸 159,799	99.3%	99.0%	99.6%	99.6%
宮城野区	186,847	186,731	98,991	186,071	98,611	99.9%	99.6%	99.6%	99.6%
若 林 区	137,822	137,777	72,060	137,267	71,754	100.0%	99.6%	99.6%	99.6%
太 白 区	234,136	233,697	115,909	232,808	115,381	99.8%	99.4%	99.6%	99.5%
泉 区	206,690	205,922	99,500	205,531	99,279	99.6%	99.4%	99.8%	99.8%
仙台市全体	1,060,008	1,056,650	546,890	1,053,162	544,824	99.7%	99.4%	99.7%	99.6%

※ 1. 行政区域人口：住民基本台帳人口＋外国人登録人口

※ 2. 下水道普及状況は、公共下水道・農業集落排水施設・地域下水道・公管理浄化槽を合わせたもの。

事業所概況（民営事業所）

令和3年6月1日現在（単位：事業所，人）

区分	青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区		全区		市
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
農林漁業	27	284	9	123	23	260	17	187	21	206	97	1,060	
鉱業，採石業， 砂利採取業	4	68	3	10	1	5	5	31	1	25	14	139	
建設業	1,242	19,548	980	11,397	705	7,815	718	5,330	824	7,265	4,469	51,355	
製造業	314	3,761	358	6,458	331	4,194	157	1,224	157	3,841	1,317	19,478	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	30	2,289	9	277	5	115	8	270	8	180	60	3,131	
情報通信業	659	15,348	112	2,281	89	1,609	55	476	70	825	985	20,539	
運輸業，郵便業	154	5,260	603	16,759	212	5,595	150	3,705	165	4,013	1,284	35,332	
卸売業・小売業	4,632	44,166	2,645	29,423	2,287	22,940	1,563	15,130	1,837	19,254	12,964	130,913	
金融業，保険業	517	12,453	143	2,188	64	873	74	694	100	1,593	898	17,801	
不動産業， 物品賃貸業	1,561	9,957	713	3,271	587	2,879	470	2,074	464	1,969	3,795	20,150	
学術研究，専門・ 技術サービス業	1,719	14,997	412	3,737	228	2,448	313	1,953	386	2,278	3,058	25,413	
宿泊業， 飲食サービス業	3,026	23,589	687	5,878	406	3,565	565	6,838	602	6,307	5,286	46,177	
生活関連サービス業， 娯楽業	1,473	7,894	580	3,546	420	2,074	599	2,813	614	3,791	3,686	20,118	
教育，学習支援業	721	15,884	235	2,734	149	1,705	240	2,526	310	3,461	1,655	26,310	
医療，福祉	1,497	27,611	684	12,872	510	6,463	780	12,758	808	13,791	4,279	73,495	
複合サービス事業	56	1,988	33	445	26	446	33	244	24	505	172	3,628	
サービス業 (他に分類されないもの)	1,550	41,813	735	17,446	408	6,437	259	3,312	350	4,916	3,302	73,924	
全産業	19,182	246,910	8,941	118,845	6,451	69,423	6,006	59,565	6,741	74,220	47,321	568,963	
区の占める割合 (%)	40.5	43.4	18.9	20.9	13.6	12.2	12.7	10.5	14.2	13.0	100.0	100.0	

資料：令和3年「経済センサス－活動調査」（総務省・経済産業省）

商 工 業 概 況

区 分	商業（令和３年６月１日現在）			工業（令和５年６月１日現在）		
	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	年間商品 販売額 （億円）	事業所数 （事業所）	従業者数 （人）	製造品 出荷額等 （百万円）
青 葉 区	3,785	36,450	40,098	102	2,444	49,302
宮 城 野 区	2,153	24,775	19,071	170	5,028	896,741
若 林 区	1,879	19,591	14,825	161	3,378	63,079
太 白 区	1,317	13,313	4,220	50	884	16,090
泉 区	1,540	16,886	8,620	61	3,508	86,850
全 市	10,674	111,015	86,834	544	15,242	1,112,061

※ 資料：令和３年「経済センサス-活動調査」（総務省・経済産業省）、2023年「経済構造実態調査」（総務省・経済産業省）（従業者４人以上、仙台市独自集計による）

※ 年間商品販売額は、区毎に億円未満を四捨五入。数値は令和２年１月から12月までの実績。

※ 製造品出荷額等は、区毎に百万円未満を四捨五入。数値は令和４年１月から12月までの実績。

農 業 概 況（農業経営体）

令和２年２月１日現在

区 分	農業経営体数		経営耕地面積（ヘクタール）			
		うち販売農家数	総 数	田	畑	樹 園 地
青 葉 区	282	272	521	392	119	9
宮 城 野 区	203	193	1,063	817	237	8
若 林 区	279	259	1,711	1,570	141	0
太 白 区	398	390	682	505	173	4
泉 区	479	470	1,105	1,002	97	6
全 市	1,641	1,584	5,082	4,287	768	27

※ 資料：2020年「農林業センサス」（宮城県独自集計による）

※ 農業経営体とは、農産物の生産を行うか、または委託を受けて農作業を行う者をいう。

※ 販売農家とは、経営耕地面積が30アール以上または年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

※ 経営耕地面積は、内訳毎、区毎にヘクタール未満を四捨五入しており、区毎の計と全市の計は一致しない場合もある。

Ⅱ 資 料 編

1. 仙台市区の設置等に関する条例

昭和63年 9 月 27 日
仙台市条例第118号

改正 昭和63年11月条例第123号，平成元年 3 月条例第54号， 6 月条例第60号，11月条例第73号，12月条例第84号，
2 年 2 月条例第 3 号， 4 月条例第34号， 6 月条例第43号， 7 月条例第44号， 3 年 4 月条例第32号， 6 月条例
第49号， 9 月条例第56号， 4 年 1 月条例第 2 号， 6 月条例第48号， 7 月条例第57号， 5 年 1 月条例第 1 号，
7 月条例第48号， 8 月条例第49号， 6 年 3 月条例第 1 号， 6 月条例第50号， 7 月条例第51号，12月条例第77
号， 7 年 6 月条例第39号， 9 月条例第40号，11月条例第49号， 8 年 6 月条例第36号，12月条例第51号， 9 年
7 月条例第32号，10月条例第41号，10年 3 月条例第11号， 7 月条例第39号，11月条例第43号，11年 7 月条例
第43号，12年 6 月条例第59号， 6 月条例第62号， 8 月条例第70号，13年 6 月条例第40号，14年 5 月条例第41
号， 7 月条例第47号，15年 3 月条例第 2 号， 7 月条例第46号，16年 7 月条例第44号，17年 7 月条例第47号，
12月条例第66号，18年 2 月条例第 1 号， 7 月条例第60号，19年 1 月条例第 1 号， 7 月条例第49号，20年 1 月
条例第 1 号， 6 月条例第21号，21年 7 月条例第36号，23年12月条例第60号，24年 2 月条例第 1 号， 6 月条例
第41号，25年 5 月条例第27号，26年10月条例第54号，10月条例第55号，12月条例第69号，27年 9 月条例第65
号，28年 3 月条例第11号， 6 月条例第45号， 8 月条例第52号，10月条例第59号，29年 9 月条例第39号，30年
6 月条例第37号， 7 月条例第43号，31年 3 月条例第29号，令和 3 年 6 月条例第23号， 6 月条例第25号， 9 月
条例第30号， 4 年 3 月条例第17号， 6 月条例第18号， 5 年12月条例第60号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第 1 項の規定に基づき設置する区並びに区の事
務所及びその出張所に関し必要な事項を定めるものとする。

(区の設置)

第 2 条 本市の区域を分けて次の区を設ける。

青葉区 宮城野区 若林区 太白区 泉区

2 前項の区の区域は，別表第 1 のとおりとする。

(区の事務所)

第 3 条 前条第 1 項の区に設置する区の事務所の名称，位置及び所管区域は，次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
青 葉 区 役 所	仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 1 号	青 葉 区 の 区 域
宮城野区役所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮城野区の区域
若 林 区 役 所	仙台市若林区保寿院前丁 3 番地の 1	若 林 区 の 区 域
太 白 区 役 所	仙台市太白区長町南三丁目 1 番15号	太 白 区 の 区 域
泉 区 役 所	仙台市泉区泉中央二丁目 1 番地の 1	泉 区 の 区 域

2 前項の区の事務所が分掌する事務は，次のとおりとする。

- (1) 区の事務及び事業の推進に係る総合調整に関する事項
- (2) 区民生活及び区の地域づくりに関する事項
- (3) 区の社会福祉及び社会保障に関する事項
- (4) 区の保健衛生に関する事項
- (5) 区の緑地及び公園に関する事項
- (6) 区の道路に関する事項
- (7) 区の建築に関する事項

(区の事務所の出張所)

第 4 条 青葉区及び太白区の事務所に出張所を設置し，その名称及び位置は，次のとおりとする。

名 称	位 置
青葉区役所宮城総合支所	仙台市青葉区下愛子字観音堂 5 番地
太白区役所秋保総合支所	仙台市太白区秋保町長袋字大原45番地の 1

2 前項の出張所の所管区域は，別表第 2 のとおりとする。

附 則

(旅行期日)

1 この条例は，昭和64年 4 月 1 日から施行する。

(仙台市支所及び出張所設置条例の廃止)

2 仙台市支所及び出張所設置条例（昭和24年仙台市条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和63年11月改正）

この条例中第1条の規定は昭和64年4月1日から、第2条及び第3条の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月改正）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（中 略）

附 則（令和5年12月改正）

この条例は、令和6年1月31日から施行する。

別表第1（第2条関係）

平成元年3月—中略—令和5年12月改正

名 称	区	域
青 葉 区	青葉町、青葉山、赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、あけぼの町、旭ヶ丘一丁目、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘四丁目、愛子中央一丁目、愛子中央二丁目、愛子中央三丁目、愛子中央四丁目、愛子中央五丁目、愛子中央六丁目、愛子東一丁目、愛子東二丁目、愛子東三丁目、愛子東四丁目、愛子東五丁目、愛子東六丁目、荒巻神明町、荒巻中央、荒巻本沢一丁目、荒巻本沢二丁目、荒巻本沢三丁目、一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、五橋一丁目、五橋二丁目、梅田町、大手町、大町一丁目、大町二丁目、霊屋下、小田原四丁目、小田原五丁目、小田原六丁目、小田原七丁目、小田原八丁目、落合一丁目、落合二丁目、落合三丁目、落合四丁目、落合五丁目、落合六丁目、折立一丁目、折立二丁目、折立三丁目、折立四丁目、折立五丁目、折立六丁目、貝ヶ森一丁目、貝ヶ森二丁目、貝ヶ森三丁目、貝ヶ森四丁目、貝ヶ森五丁目、貝ヶ森六丁目、花京院一丁目、花京院二丁目、柏木一丁目、柏木二丁目、柏木三丁目、春日町、片平一丁目、片平二丁目、花壇、上杉一丁目、上杉二丁目、上杉三丁目、上杉四丁目、上杉五丁目、上杉六丁目、川内、川内追廻、川内亀岡北裏丁、川内亀岡町、川内川前丁、川内三十人町、川内新横丁、川内大工町、川内中ノ瀬町、川内明神横丁、川内元支倉、川内山屋敷、川内澱橋通、川平一丁目、川平二丁目、川平三丁目、川平四丁目、川平五丁目、菊田町、北根黒松、北根一丁目、北根二丁目、北根三丁目、北根四丁目、北目町、北山一丁目、北山二丁目、北山三丁目、木町、木町通一丁目、木町通二丁目、国見一丁目、国見二丁目、国見三丁目、国見四丁目、国見五丁目、国見六丁目、国見ヶ丘一丁目、国見ヶ丘二丁目、国見ヶ丘三丁目、国見ヶ丘四丁目、国見ヶ丘五丁目、国見ヶ丘六丁目、国見ヶ丘七丁目、栗生一丁目、栗生二丁目、栗生三丁目、栗生四丁目、栗生五丁目、栗生六丁目、栗生七丁目、国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、小松島新堤、小松島一丁目、小松島二丁目、小松島三丁目、小松島四丁目、米ヶ袋一丁目、米ヶ袋二丁目、米ヶ袋三丁目、鷺ヶ森一丁目、鷺ヶ森二丁目、桜ヶ岡公園、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、桜ヶ丘五丁目、桜ヶ丘六丁目、桜ヶ丘七丁目、桜ヶ丘八丁目、桜ヶ丘九丁目、三条町、子平町、昭和町、西花苑一丁目、西花苑二丁目、星陵町、台原森林公園、台原一丁目、台原二丁目、台原三丁目、台原四丁目、台原五丁目、台原六丁目、台原七丁目、高野原一丁目、高野原二丁目、高野原三丁目、高野原四丁目、高松一丁目、高松二丁目、高松三丁目、滝道、立町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、千代田町、土樋一丁目（十一番を除く。）、堤通雨宮町、堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目、角五郎一丁目、角五郎二丁目、東照宮一丁目、東照宮二丁目、通町一丁目、通町二丁目、中江一丁目、中江二丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、中山四丁目、中山五丁目、中山六丁目、中山七丁目、中山八丁目、中山九丁目、中山台西、中山台一丁目、中山台二丁目、中山台三丁目、中山台四丁目、中山吉成一丁目、中山吉成二丁目、中山吉成三丁目、新坂町、西勝山、錦ヶ丘一丁目、錦ヶ丘二丁目、錦ヶ丘三丁目、錦ヶ丘四丁目、錦ヶ丘五丁目、錦ヶ丘六丁目、錦ヶ丘七丁目、錦ヶ丘八丁目、錦ヶ丘九丁目、錦町一丁目、錦町二丁目、ニッカ、支倉町、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目、八幡四丁目、八幡五丁目、八幡六丁目、八幡七丁目、葉山町、東勝山一丁目、東勝山二丁目、東勝山三丁目、広瀬町、福沢町、藤松、双葉ヶ丘一丁目、双葉ヶ丘二丁目、二日町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、水の森一丁目、水の森二丁目、水の森三丁目、水の森四丁目、南吉成一丁目、南吉成二丁目、南吉成三丁目、南吉成四丁目、南吉成五丁目、南吉成六丁目、南吉成七丁目、みやぎ台一丁目、みやぎ台二丁目、みやぎ	

青 葉 区	台三丁目、みやぎ台四丁目、みやぎ台五丁目、宮町一丁目、宮町二丁目、宮町三丁目、宮町四丁目、宮町五丁目、向田、山手町、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、吉成台一丁目、吉成台二丁目、臨済院、荒巻、芋沢、大倉、上愛子、熊ヶ根、郷六、作並、下愛子、新川、茂庭(字小畑山、字杉ノ沢、字滝沢、字立沢北、字立沢南、字綱木、字綱木裏山、字綱木西、字綱木東、字綱木前山、字寺下、字鳥屋、字蕃山、字真里、字松倉、字松山、字湯ノ沢)
宮 城 野 区	安養寺一丁目、安養寺二丁目、安養寺三丁目、銀杏町、出花一丁目、出花二丁目、出花三丁目、岩切一丁目、岩切二丁目、岩切三丁目、岩切分台一丁目、岩切分台二丁目、岩切分台三丁目、扇町一丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、扇町四丁目、扇町五丁目、扇町六丁目、扇町七丁目、大梶、岡田西町、小田原牛小屋丁、小田原金剛院丁、小田原清水沼通、小田原大行院丁、小田原広丁、小田原山本丁、小田原弓ノ町、小田原一丁目、小田原二丁目、小田原三丁目、花京院通、蟹沢、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、車町、小鶴一丁目、小鶴二丁目、小鶴三丁目、五輪一丁目、五輪二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、栄五丁目、清水沼一丁目、清水沼二丁目、清水沼三丁目、自由ヶ丘、白鳥一丁目、白鳥二丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、新田四丁目、新田五丁目、新田東一丁目、新田東二丁目、新田東三丁目、新田東四丁目、新田東五丁目、仙石、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高瀬町、田子一丁目、田子二丁目、田子三丁目、田子西一丁目、田子西二丁目、田子西三丁目、館町一丁目、館町二丁目、榴ヶ岡、榴岡一丁目、榴岡二丁目、榴岡三丁目、榴岡四丁目、榴岡五丁目、燕沢一丁目、燕沢二丁目、燕沢三丁目、燕沢東一丁目、燕沢東二丁目、燕沢東三丁目、鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、鶴ヶ谷四丁目、鶴ヶ谷五丁目、鶴ヶ谷六丁目、鶴ヶ谷七丁目、鶴ヶ谷八丁目、鶴ヶ谷北一丁目、鶴ヶ谷北二丁目、鶴ヶ谷東一丁目、鶴ヶ谷東二丁目、鶴ヶ谷東三丁目、鶴ヶ谷東四丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、鉄砲町、鉄砲町中、鉄砲町西、鉄砲町東、名掛丁、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、苦竹一丁目、苦竹二丁目、苦竹三丁目、苦竹四丁目、西宮城野、二十人町、二十人町通、二の森、萩野町一丁目、萩野町二丁目、萩野町三丁目、萩野町四丁目、原町一丁目、原町二丁目、原町三丁目、原町四丁目、原町五丁目、原町六丁目、東六番丁、東仙台一丁目、東仙台二丁目、東仙台三丁目、東仙台四丁目、東仙台五丁目、東仙台六丁目、東仙台七丁目、東宮城野、日の出町一丁目、日の出町二丁目、日の出町三丁目、福住町、福田町一丁目、福田町二丁目、福田町三丁目、福田町四丁目、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目、福室二丁目、福室三丁目、福室四丁目、福室五丁目、福室六丁目、福室七丁目、平成一丁目、平成二丁目、枅江、松岡町、港一丁目、港二丁目、港三丁目、港四丁目、港五丁目、南目館、宮城野一丁目、宮城野二丁目、宮城野三丁目、宮千代一丁目、宮千代二丁目、宮千代三丁目、元寺小路、岩切、岡田、神谷沢、蒲生、小鶴、田子、燕沢、鶴ヶ谷、中野、原町苦竹、原町南目、福室
若 林 区	荒井一丁目、荒井二丁目、荒井三丁目、荒井四丁目、荒井五丁目、荒井六丁目、荒井七丁目、荒井八丁目、荒井東一丁目、荒井東二丁目、荒井南、荒浜新一丁目、荒浜新二丁目、荒町、伊在一丁目、伊在二丁目、伊在三丁目、石垣町、石名坂、五橋三丁目、一本杉町、今泉一丁目、今泉二丁目、裏柴田町、沖野一丁目、沖野二丁目、沖野三丁目、沖野四丁目、沖野五丁目、沖野六丁目、沖野七丁目、表柴田町、卸町一丁目、卸町二丁目、卸町三丁目、卸町四丁目、卸町五丁目、卸町東一丁目、卸町東二丁目、卸町東三丁目、卸町東四丁目、卸町東五丁目、かすみ町、霞目一丁目、霞目二丁目、蒲町、蒲町東、上飯田一丁目、上飯田二丁目、上飯田三丁目、上飯田四丁目、河原町一丁目、河原町二丁目、木ノ下一丁目、木ノ下二丁目、木ノ下三丁目、木ノ下四丁目、木ノ下五丁目、榎木通、穀町、五十人町、三百人町、清水小路、白萩町、志波町、新寺一丁目、新寺二丁目、新寺三丁目、新寺四丁目、新寺五丁目、新弓ノ町、畳屋丁、土樋、土樋一丁目(十一番)、鶴代町、堰場、遠見塚東、遠見塚一丁目、遠見塚二丁目、遠見塚三丁目、中倉一丁目、中倉二丁目、中倉三丁目、なないろの里一丁目、なないろの里二丁目、なないろの里三丁目、成田町、二軒茶屋、西新丁、八軒小路、東新丁、東七番丁、東八番丁、東九番丁、舟丁、古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目、文化町、保春院前丁、南石切町、南鍛冶町、南小泉一丁目、南小泉二丁目、南小泉三丁目、南小泉四丁目、南材木町、南染師町、元茶畑、大和町一丁目、大和町二丁目、大和町三丁目、大和町四丁目、大和町五丁目、弓ノ町、連坊小路、連坊一丁目、連坊二丁目、六郷、六十人町、六丁

若 林 区	の目北町，六丁の目中町，六丁の目西町，六丁の目東町，六丁の目南町，六丁の目元町，若林一丁目，若林二丁目，若林三丁目，若林四丁目，若林五丁目，若林六丁目，若林七丁目，荒井，荒浜，飯田，伊在，井土，今泉，沖野，霞目，蒲町，上飯田，三本塚，下飯田，四郎丸(字山野内)，種次，長喜城，日辺，藤塚，二木，南小泉，六丁目
太 白 区	青山一丁目，青山二丁目，秋保町湯向，芦の口，あすと長町一丁目，あすと長町二丁目，あすと長町三丁目，あすと長町四丁目，泉崎一丁目，泉崎二丁目，大壻町，大野田一丁目，大野田二丁目，大野田三丁目，大野田四丁目，大野田五丁目，大谷地，鉤取一丁目，鉤取二丁目，鉤取三丁目，鉤取四丁目，鉤取本町一丁目，鉤取本町二丁目，鹿野本町，鹿野一丁目，鹿野二丁目，鹿野三丁目，上野山一丁目，上野山二丁目，上野山三丁目，恵和町，越路，郡山一丁目，郡山二丁目，郡山三丁目，郡山四丁目，郡山五丁目，郡山六丁目，郡山七丁目，郡山八丁目，金剛沢一丁目，金剛沢二丁目，金剛沢三丁目，桜木町，佐保山，砂押町，砂押南町，諏訪町，太子堂，太白一丁目，太白二丁目，太白三丁目，土手内一丁目，土手内二丁目，土手内三丁目，富沢一丁目，富沢二丁目，富沢三丁目，富沢四丁目，富沢西一丁目，富沢西二丁目，富沢西三丁目，富沢西四丁目，富沢西五丁目，富沢南一丁目，富沢南二丁目，中田一丁目，中田二丁目，中田三丁目，中田四丁目，中田五丁目，中田六丁目，中田七丁目，長町一丁目，長町二丁目，長町三丁目，長町四丁目，長町五丁目，長町六丁目，長町七丁目，長町八丁目，長町南一丁目，長町南二丁目，長町南三丁目，長町南四丁目，長嶺，西多賀一丁目，西多賀二丁目，西多賀三丁目，西多賀四丁目，西多賀五丁目，西中田一丁目，西中田二丁目，西中田三丁目，西中田四丁目，西中田五丁目，西中田六丁目，西中田七丁目，西の平一丁目，西の平二丁目，日本平，根岸町，萩ヶ丘，羽黒台，旗立一丁目，旗立二丁目，旗立三丁目，八本松一丁目，八本松二丁目，東大野田，東郡山一丁目，東郡山二丁目，東中田一丁目，東中田二丁目，東中田三丁目，東中田四丁目，東中田五丁目，東中田六丁目，人来田一丁目，人来田二丁目，人来田三丁目，ひより台，袋原一丁目，袋原二丁目，袋原三丁目，袋原四丁目，袋原五丁目，袋原六丁目，二ツ沢，松が丘，三神峯一丁目，三神峯二丁目，御堂平，緑ヶ丘一丁目，緑ヶ丘二丁目，緑ヶ丘三丁目，緑ヶ丘四丁目，南大野田，向山一丁目，向山二丁目，向山三丁目，向山四丁目，茂ヶ崎一丁目，茂ヶ崎二丁目，茂ヶ崎三丁目，茂ヶ崎四丁目，茂庭一丁目，茂庭二丁目，茂庭台一丁目，茂庭台二丁目，茂庭台三丁目，茂庭台四丁目，茂庭台五丁目，門前町，八木山香澄町，八木山松波町，八木山緑町，八木山弥生町，八木山東一丁目，八木山東二丁目，八木山本町一丁目，八木山本町二丁目，八木山南一丁目，八木山南二丁目，八木山南三丁目，八木山南四丁目，八木山南五丁目，八木山南六丁目，柳生一丁目，柳生二丁目，柳生三丁目，柳生四丁目，柳生五丁目，柳生六丁目，柳生七丁目，山田上ノ台町，山田北前町，山田自由ヶ丘，山田新町，山田本町，若葉町，秋保町境野，秋保町長袋，秋保町馬場，秋保町湯元，大野田，鉤取，郡山，四郎丸(字山野内を除く。)，坪沼，富沢，富田，中田町，長町，袋原，茂庭(字小畑山，字杉ノ沢，字滝沢，字立沢北，字立沢南，字綱木，字綱木裏山，字綱木西，字綱木東，字綱木前山，字寺下，字鳥屋，字蕃山，字真里，字松倉，字松山，字湯ノ沢を除く。)，柳生，山田
泉 区	明石南一丁目，明石南二丁目，明石南三丁目，明石南四丁目，明石南五丁目，明石南六丁目，明通一丁目，明通二丁目，明通三丁目，明通四丁目，朝日一丁目，朝日二丁目，旭丘堤一丁目，旭丘堤二丁目，泉ヶ丘一丁目，泉ヶ丘二丁目，泉ヶ丘三丁目，泉ヶ丘四丁目，泉ヶ丘五丁目，泉中央一丁目，泉中央二丁目，泉中央三丁目，泉中央四丁目，泉中央南，永和台，大沢一丁目，大沢二丁目，大沢三丁目，桂一丁目，桂二丁目，桂三丁目，桂四丁目，上谷刈一丁目，上谷刈二丁目，上谷刈三丁目，上谷刈四丁目，上谷刈五丁目，上谷刈六丁目，加茂一丁目，加茂二丁目，加茂三丁目，加茂四丁目，加茂五丁目，北高森，北中山一丁目，北中山二丁目，北中山三丁目，北中山四丁目，黒松一丁目，黒松二丁目，黒松三丁目，向陽台一丁目，向陽台二丁目，向陽台三丁目，向陽台四丁目，向陽台五丁目，将監一丁目，将監二丁目，将監三丁目，将監四丁目，将監五丁目，将監六丁目，将監七丁目，将監八丁目，将監九丁目，将監十丁目，将監十一丁目，将監十二丁目，将監十三丁目，将監殿一丁目，将監殿二丁目，将監殿三丁目，将監殿四丁目，将監殿五丁目，松陵一丁目，松陵二丁目，松陵三丁目，松陵四丁目，松陵五丁目，住吉台西一丁目，住吉台西二丁目，住吉台西三丁目，住吉台西四丁目，住吉台東一丁目，住吉台東二丁目，住吉台東三丁目，住吉台東四丁目，住吉台東五丁目，高玉町，高森一丁目，高森二丁目，高森三丁目，高森四丁目，高森五丁目，高森六丁目，高森七丁目，高森八丁目，長命ヶ丘東，長命ヶ丘一丁目，長命ヶ丘二丁目，長命ヶ丘三丁目，長命ヶ丘四丁目，長命ヶ丘五丁目，長命ヶ丘六丁目，鶴が丘一丁目，鶴が丘二丁目，鶴が丘三丁

泉 区	目，鶴が丘四丁目，寺岡一丁目，寺岡二丁目，寺岡三丁目，寺岡四丁目，寺岡五丁目，寺岡六丁目，天神沢一丁目，天神沢二丁目，南光台一丁目，南光台二丁目，南光台三丁目，南光台四丁目，南光台五丁目，南光台六丁目，南光台七丁目，南光台東一丁目，南光台東二丁目，南光台東三丁目，南光台南一丁目，南光台南二丁目，南光台南三丁目，西中山一丁目，西中山二丁目，虹の丘一丁目，虹の丘二丁目，虹の丘三丁目，虹の丘四丁目，東黒松，歩坂町，本田町，みずほ台，南中山一丁目，南中山二丁目，南中山三丁目，南中山四丁目，南中山五丁目，南中山六丁目，紫山一丁目，紫山二丁目，紫山三丁目，紫山四丁目，紫山五丁目，八乙女一丁目，八乙女二丁目，八乙女三丁目，八乙女四丁目，八乙女中央一丁目，八乙女中央二丁目，八乙女中央三丁目，八乙女中央四丁目，八乙女中央五丁目，館一丁目，館二丁目，館三丁目，館四丁目，館五丁目，館六丁目，館七丁目，山の寺一丁目，山の寺二丁目，山の寺三丁目，友愛町，市名坂，小角，上谷刈，実沢，七北田，西田中，根白石，野村，福岡，古内，朴沢，松森
-----	--

別表第2（第4条関係）

平成元年6月—中略—平成23年12月改正

名 称	所 管 区 域
青 葉 区 役 所 宮城総合支所	赤坂一丁目，赤坂二丁目，赤坂三丁目，愛子中央一丁目，愛子中央二丁目，愛子中央三丁目，愛子中央四丁目，愛子中央五丁目，愛子中央六丁目，愛子東一丁目，愛子東二丁目，愛子東三丁目，愛子東四丁目，愛子東五丁目，愛子東六丁目，落合一丁目，落合二丁目，落合三丁目，落合四丁目，落合五丁目，落合六丁目，国見ヶ丘一丁目，国見ヶ丘二丁目，国見ヶ丘三丁目，国見ヶ丘四丁目，国見ヶ丘五丁目，国見ヶ丘六丁目，国見ヶ丘七丁目，栗生一丁目，栗生二丁目，栗生三丁目，栗生四丁目，栗生五丁目，栗生六丁目，栗生七丁目，高野原一丁目，高野原二丁目，高野原三丁目，高野原四丁目，中山台西，中山台一丁目，中山台二丁目，中山台三丁目，中山台四丁目，中山吉成一丁目，中山吉成二丁目，中山吉成三丁目，錦ヶ丘一丁目，錦ヶ丘二丁目，錦ヶ丘三丁目，錦ヶ丘四丁目，錦ヶ丘五丁目，錦ヶ丘六丁目，錦ヶ丘七丁目，錦ヶ丘八丁目，錦ヶ丘九丁目，ニッカ，南吉成一丁目，南吉成二丁目，南吉成三丁目，南吉成四丁目，南吉成五丁目，南吉成六丁目，南吉成七丁目，みやぎ台一丁目，みやぎ台二丁目，みやぎ台三丁目，みやぎ台四丁目，みやぎ台五丁目，向田，吉成一丁目，吉成二丁目，吉成三丁目，吉成台一丁目，吉成台二丁目，臨済院，芋沢，大倉，上愛子，熊ヶ根，郷六，作並，下愛子，新川
太 白 区 役 所 秋保総合支所	秋保町湯向，秋保町境野，秋保町長袋，秋保町馬場，秋保町湯元

２．仙台区長事務委任規則

平成元年３月30日

仙台区規則第82号

改正 平成２年３月規則第27号，５月規則第54号，11月規則第76号，３年３月規則第11号，９月規則第76号，規則第81号，４年３月規則第46号，５年５月規則第44号，７月規則第54号，６年４月規則第33号，７年３月規則第38号，９月規則第78号，９年３月規則第31号，10年３月規則第38号，11年３月規則第45号，９月規則第86号，12年３月規則第61号，13年３月規則第48号，５月規則第74号，14年３月規則第44号，４月規則第58号，５月規則第66号，11月規則第86号，15年６月規則第77号，16年３月規則第53号，17年３月規則第55号，５月規則第77号，18年３月規則第57号，19年３月規則第60号，20年３月規則第26号，21年10月規則第62号，22年３月規則第31号，23年３月規則第16号，12月規則第71号，12月規則第78号，24年３月規則第40号，９月規則第86号，25年９月規則第64号，11月規則第74号，26年３月規則第30号，10月規則第99号，27年２月規則第９号，３月規則第15号，５月規則第79号，28年３月規則第72号，９月規則第96号，29年３月規則第39号，31年３月規則第44号，令和元年９月規則第30号，元年12月規則第43号，２年３月規則第42号，３年３月規則第25号，５年３月規則第45号，５年12月規則第92号，６年３月規則第36号，７年３月規則第57号

（趣 旨）

第１条 この規則は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第１項の規定に基づき，市長の権限に属する事務を区長に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第２条 次に掲げる事務は，区長に委任する。

- （１） 区長の所管事務に係る諸証明（市税，個人の県民税，県宿泊税及び森林環境税に係る証明を除く。）及び公簿（固定資産課税台帳を除く。）の閲覧に関する事（次号から第60号までに掲げるものを除く。）
- （２） 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第５条第１項第５号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可，境界確定，実地調査，立入り及び開発行為に係る協議に関する事
- （３） 自動車の臨時運行許可に関する事
- （４） 印鑑登録に関する事
- （５） 身分証明に関する事
- （６） 埋葬及び火葬の許可に関する事
- （７） 墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第９条第１項の規定による埋葬及び火葬に関する事
- （８） 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第１項の規定に基づく指導及び同条第２項の規定に基づく勧告に関する事
- （９） 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第１項の規定に基づく助言及び指導並びに同条第２項の規定に基づく勧告に関する事
- （10） 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関する事
- （11） 心身障害者に対する医療費の助成に関する事（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関する事を除く。）
- （12） 国民健康保険被保険者の資格に関する事
- （13） 国民健康保険に係る保険給付（保険医療機関等，特定承認保険医療機関，指定訪問看護事業者又は柔道整復師に対する療養に要した費用の支払を除く。）に関する事
- （14） 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の賦課（保険料率及び減免基準の決定を除く。），徴収及び督促に関する事（保険料その他の徴収金のうちその徴収に困難を伴うものに係る延滞金の減免並びに徴収金の徴収及び督促に係るものを除く。）
- （15） 仙台区国民健康保険条例（昭和38年仙台区条例第２号）に基づく過料の決定に関する事
- （16） 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の徴収及び督促に関する事（保険料のうちその徴収に困難を伴うものに係る徴収金に係るものを除く。）
- （17） 仙台区後期高齢者医療に関する条例（平成20年仙台区条例第２号）に基づく過料の決定に関する事
- （18） 国民年金法（昭和34年法律第141号），国民年金法施行令（昭和34年政令第184号），国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）に基づく事務に関する事
- （19） 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号），特定障害者に対する特別障

害給付金の支給に関する法律施行令(平成17年政令第56号)及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成17年厚生労働省令第49号)に基づく事務に関すること

- (20) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令(平成30年政令第364号)、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則(平成30年厚生労働省令第151号)に基づく事務に関すること
- (21) 介護保険被保険者の資格に関すること
- (22) 介護保険に係る要介護認定及び要支援認定に関すること(認定に係る調査の委託の契約に関する事務及び主治の医師の意見書作成に係る費用の支払を除く。)
- (23) 介護保険に係る保険給付費の支払(介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく事業者又は介護保険施設への被保険者に代わる費用の支払(居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支払を除く。))を除く。)に関すること
- (24) 介護保険に係る保険料その他の徴収金(介護保険法に基づく事業者又は介護保険施設に被保険者に代わって支払う保険給付費(居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費を除く。))に係るものを除く。)の賦課(保険料率及び減免基準の決定を除く。)、徴収及び督促に関すること(特別徴収義務者との連絡調整並びに保険料その他の徴収金のうちその徴収に困難を伴うものに係る延滞金の減免並びに徴収金の徴収及び督促に係るものを除く。)
- (25) 仙台市介護保険条例(平成12年仙台市条例第4号)に基づく過料の決定に関すること
- (26) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定による建築物の建築の許可に関すること
- (27) 都市計画法第58条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理並びに当該届出に係る行為の審査に関すること
- (28) 街路灯の設置及びその電気料についての補助に関すること
- (29) 私道の整備に対する補助に関すること
- (30) 道路の境界の確認に関すること
- (31) 道路法(昭和27年法律第180号)第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施行命令に関すること
- (32) 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関すること
- (33) 道路法第32条第1項及び第3項(同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例(平成12年仙台市条例第20号)に基づく道路の管理に関すること
- (34) 道路法及び仙台市道路占用料条例(昭和35年仙台市条例第25号)に基づく占用料の徴収に関すること
- (35) 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関すること
- (36) 道路法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国との協議に関すること
- (37) 道路法第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関すること
- (38) 道路法第44条の2第1項から第5項まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件に対する措置に関すること
- (39) 道路法第44条の2第7項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)、第58条第1項、第59条第3項、第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関すること
- (40) 道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関すること
- (41) 道路法第71条第1項及び第2項の規定による監督処分に関すること
- (42) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝の占用の許可に関すること
- (43) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項の規定による届出の受理に関すること
- (44) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定による承認に関すること
- (45) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第16条第2項の規定による必要な措置の命令に関すること
- (46) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による管理負担金の徴収に関すること

- (47) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第2項の規定による原状回復について必要な指示に関すること
- (48) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による国との協議に関すること
- (49) 道路交通安全法（昭和35年法律第105号）第79条の規定による警察署長との協議に関すること
- (50) 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可、使用料の徴収その他の管理に関すること
- (51) 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）に基づく事務（同条例第8条、第9条、第10条第2項、第12条、第15条、第16条の2第2項、第17条第2項、第18条から第20条まで、第22条第2項、第26条、第27条、第30条、第31条の3、第31条の4第2項、第34条、第35条及び第36条第2項の規定によるものに限る。）に関すること
- (52) 仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号）に基づく有料公園施設（七北田公園に属するもの（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、野草園、八木山動物公園、高砂中央公園に属するもの及び仙臺（だい）緑彩館を除く。）の利用許可及び利用許可に係る使用料の徴収に関すること
- (53) 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び仙台市都市公園条例に基づく公園（野草園、八木山動物公園、七北田公園（野球場、庭球場及び壁打ちコートを除く。）、向山中央公園、高砂中央公園及び青葉山公園（追廻地区及び竜ノ口地区の区域に限る。）を除く。）における行為の許可、公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにそれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関すること（同条例に基づき指定管理者が行う業務を除く。）
- (54) 公園緑地の境界の確認に関すること
- (55) 仙台市茶室条例（平成3年仙台市条例第51号）に基づく茶室（仙台市残月亭を除く。）の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収に関すること
- (56) 農業施設に係る境界の確認に関すること
- (57) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に関すること
- (58) 狭あいな道路の拡幅整備事業に関すること
- (59) 仙台市民センター条例（平成2年仙台市条例第8号）第2条の表に掲げる市民センターの施設の使用料の徴収、減免及び返還（使用料の減免及び返還の基準の決定を除く。）に関すること
- (60) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関すること

（協 議）

第3条 区長は、前条に規定する事務のうち特に重要若しくは異例と認めるもの又は2以上の区に関連するものを執行しようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

（指 示）

第4条 市長は、第2条の規定により区長に委任した事務の執行について必要があると認めるときは、区長に対して指示を与えることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

（中 略）

附 則（令和7年3月改正）

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

3. 仙台市青葉区長権限事務決裁要領

(平成8年4月1日青葉区長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、別に定めがあるものを除くほか、青葉区長（以下「区長」という。）の権限に属する事務の処理に関し、必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限及び責任の明確化並びに事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局 仙台市事務分掌条例（昭和34年仙台市条例第20号第1条に掲げる局をいう。
- (2) 区役所 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第7号。以下「規程」という。）第2条第2号に規定する区役所をいう。
- (3) 部 規程第2条第7号に規定する部をいう。
- (4) 課 規程第2条第8号に規定する課をいう。
- (5) 係 規程第2条第9号に規定する係をいう。
- (6) 局長委任契約 仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第1条の2第1項第1号の規定により同号に定める各局等の長に委任された契約をいう。
- (7) 区契約担当課契約 仙台市契約規則第1条の2第1項第2号に規定する契約をいう。
- (8) 決裁 事案の処理に関し意思決定をすることをいう。
- (9) 専決 特定の事案の処理に関し区長に代わって常時決裁をすることをいう。
- (10) 代決 区長又は専決権者が出張、休暇等により不在である場合において、その者に代わって決裁をすることをいう。

(専決手続への関与)

第3条 専決権者は、専決をする際に掲げる事案については、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 疑義のある事案
- (2) 紛議が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる事案
- (3) 異例に属すると認められる事案
- (4) 特に重要と認められる事案

2 専決権者は、専決をした後においても当該事案が重要と認めるときは、速やかに上司にその概要を報告しなければならない。

(代決の制限及び代決手続への関与)

第4条 代決は、特に急施を要する事案又はあらかじめ区長若しくは専決権者から代決の指示を受けた事案に限りすることができるものとする。

2 前条の規定は、代決の手続について準用する。

(合議)

第5条 次に掲げる事案の決裁については、関係する局長、区長、本庁の次長若しくは副区長又は部、課若しくは係の長（担当局長、担当部長、担当課長及び担当係長を含む。以下この条において「関係局長等」という。）に合議をしなければならない。

- (1) 仙台市予算規則（昭和39年仙台市規則第14号）第26条、仙台市会計規則（昭和39年仙台市規則第18号）第57条第2項その他の規則又は訓令（条例、規則又は訓令の実施細目に相当するものを含む。）の規定により合議をしなければならないものとされている事案
- (2) 前号に掲げるもののほか、総務局長が別に定める事案

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定による随意契約の決裁については、総務課長（宮城総合支所にあつては宮城総合支所総務課長）に合議をし、その理由及び根拠条項の確認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による合議を経て決裁をした事案の内容を変更し、又は取り消すためにする決裁については、その旨を同一の関係局長等に再合議しなければならない。

（専決事項の一部委譲）

第6条 第7条の2、第8条及び第10条の規定により専決をする者は、特に必要と認める場合、1年を超えない範囲内において、その専決をすべき事項のうち軽易かつ定例的なものに関し下位の職にある者に専決をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、下位の職にある者に専決をさせる者は、あらかじめ総務局総務部行政経営課長と協議の上区長の承認を受けなければならない。

（担当課長が主管する事案に係る特例）

第6条の2 担当課長が置かれたときは、第9条の規定により専決をする者がこれらの規定により専決をする事項のうち担当課長が主管する事案に係るものについては、これらの規定にかかわらず、当該事案を主管する担当課長が専決をするものとする。

（区長決裁事項）

第7条 次に掲げる事項は、区長の決裁を受けなければならない。

- （1）重要な申請、届出、報告、照会、回答、証明、通知、意見の具申、進達等に関する事
- （2）1件8,000万円以上1億円未満の局長委任契約（請負契約及び食糧費として支出するものを除く。）及び区契約担当課契約（請負契約を除く。）の締結、変更（変更後の金額が1億円未満のものに限る。）及び解除に関する事
- （3）1件8,000万円以上1億円未満の局長委任契約又は区契約担当課契約である請負契約の締結及び解除に関する事
- （4）1件100万円以上1億円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結、変更（変更後の金額が1億円未満のものに限る。）及び解除に関する事
- （5）1件300万円以上の補助金、負担金、交付金等の交付に関する事
- （6）不納欠損処分に関する事（保健福祉センター所長及び宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決に係るものを除く。）
- （7）債権の免除（地方自治法施行令第171条の7第1項及び第2項の規定によるものに限る。）及び放棄（仙台市債権管理条例（平成28年仙台市条例第54号）第6条第1項の規定によるものに限る。）に関する事
- （8）前各号に掲げるもののほか、区長の権限に属する事務のうち特に異例又は重要と認められる事

（副区長専決事項）

第7条の2 副区長（副区長を複数置く区にあつては、あらかじめ区長が指名する副区長）の専決事項は、次のとおりとする。

- （1）1件5,000万円以上8,000万円未満の局長委任契約（請負契約及び食糧費として支出するものを除く。）及び区契約担当課契約（請負契約を除く。）の締結、変更及び解除に関する事
- （2）1件5,000万円以上8,000万円未満の局長委任契約又は区契約担当課契約である請負契約の締結及び解除に関する事
- （3）1件30万円以上100万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結、変更及び解除に関する事
- （4）1件100万円以上300万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関する事
- （5）前各号に掲げるものに準ずる事

（区役所の部長の専決事項）

第8条 区役所の部長（保健福祉センター所長を含む。以下同じ。）の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 共通専決事項

- ア 申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 証明, 通知, 意見の具申, 進達等に関すること
- イ 1件1,000万円以上5,000万円未満の局長委任契約(食糧費として支出するものを除く。)の締結, 変更(変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。)及び解除に関すること(次条第1号ウ及び第11条第1号アの規定による専決に係るものを除く。)
- ウ 1件5,000万円以上1億円未満の局長委任契約である請負契約の変更(変更後の金額が1億円未満のものに限る。)に関すること(次条第1号ウ及び第11条第1号アの規定による専決に係るものを除く。)
- エ 1件5万円以上30万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結, 変更(変更後の金額が30万円未満のものに限る。)及び解除に関すること
- オ 1件30万円以上100万円未満の補助金, 負担金, 交付金等の交付に関すること
- カ 強制徴収債権の滞納処分(公売に係る決定及び執行停止に関するものに限る。)及び公売に係る公告の公示に関すること
- キ アからカまでに掲げるものに準ずること

(2) 区民部長専決事項

- ア 1件1,000万円以上5,000万円未満の区契約担当課契約の締結, 変更(変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。)及び解除に関すること(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- イ 1件5,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更(変更後の金額が1億円未満のものに限る。)に関すること(次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。)
- ウ 過料の決定に関すること

(3) まちづくり推進部長専決事項

- ア 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第13条第2項の規定に基づく勧告に関すること
- イ 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第2項の規定に基づく勧告に関すること

(4) 保健福祉センター所長専決事項

- ア 墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第9条第1号の規定に基づく事務処理に関すること
- イ 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく死体の交付に関すること
- ウ 国民健康保険資格確認書等の無効の告示に関すること
- エ 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関すること
- オ 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関すること
- カ 仙台市国民健康保険条例(昭和38年仙台市条例第2号)に基づく過料の決定に関すること
- キ 仙台市後期高齢者医療に関する条例(平成20年仙台市条例第2号)に基づく過料に関すること
- ク 国民健康保険に係る特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付及び保険給付の一時差止めに関すること
- ケ 介護保険被保険者証の無効の告示に関すること
- コ 介護保険料の不納欠損処分に関すること
- サ 仙台市介護保険条例(平成12年仙台市条例第4号)に基づく過料の決定に関すること

(5) 建設部長専決事項

- ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)に基づく事務処理に関すること
- イ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく公告及び縦覧に関すること

- ウ 道路の境界の確認に関する事
- エ 公園緑地の境界の確認に関する事
- オ 道路法(昭和27年法律第180号)第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施工命令に関する事
- カ 道路法第35条(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国との協議に関する事
- キ 道路法第40条第2項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関する事
- ク 道路法第44条の2第1項から第5項まで(同法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定による違法放置物件に対する措置に関する事
- ケ 道路法第44条の2第7項(同法第91条第2項において準用する場合を含む。), 第58条第1項, 第59条第3項, 第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関する事
- コ 道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関する事
- サ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)に基づく電線共同溝の占用の許可に関する事
- シ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第14条第2項の規定による届出の受理に関する事
- ス 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項の規定による承認に関する事
- セ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第16条第2項の規定による必要な措置の命令に関する事
- ソ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第19条の規定による管理負担金の徴収に関する事
- タ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第20条第2項の規定による原状回復について必要な指示に関する事
- チ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第21条の規定による国との協議に関する事
- ツ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第79条の規定による警察署長との協議に関する事
- テ 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の境界確定に関する事
- ト 農業施設に係る境界の確認に関する事
- ナ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関する事

(区役所の課長の専決事項)

第9条 区役所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 共通専決事項(担当課長にあっては、その主管する事案に係るものに限る。)

- ア 軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 証明, 通知, 意見の具申, 進達等に関する事
- イ 1件1,000万円未満の局長委任契約(食糧費として支出するものを除く。)の締結, 変更(変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。)及び解除に関する事
- ウ 1件1,000万円以上1億円未満の局長委任契約である請負契約の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(前条第1号イ及びウの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下このウにおいて同じ。)との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数)の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関する事(重要なものを除く。)
- エ 1件5万円未満の局長委任契約で食糧費として支出するものの締結, 変更(変更後の金額が5万円未満のものに限る。)

及び解除に関すること

オ 1件30万円未満の補助金、負担金、交付金等の交付に関すること

カ 債権の督促及び減免に関すること

キ 納入通知書、督促状その他これらに類する書類の公示送達に関すること

ク 強制徴収債権の滞納処分その他保全及び取立てに関し必要な措置（他の者の専決に係るものを除く。）、徴収猶予並びに換価の猶予に関すること

ケ 非強制徴収債権の保全及び取立てに関し必要な措置、徴収停止並びに履行期限の延長に関すること

コ アからケまでに掲げるものに準ずること

（2）総務課長専決事項

ア 1件1,000万円未満の区契約担当課契約の締結、変更（変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。）及び解除に関すること

イ 1件1,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（前条第2号ア及びイの規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあつては、その変更後の契約金額。以下このイにおいて同じ。）との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定を受けて履行期間を延長したものにあつては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関すること（重要なものを除く。）

ウ 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく標準地に係る書面等の閲覧に関すること

（3）区民生活課長専決事項

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定に基づく勧告に関すること

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定に基づく助言及び指導に関すること

（4）戸籍住民課長専決事項

ア 戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づく事務処理に関すること

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく事務処理に関すること

ウ 通知カードに関すること

エ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく事務処理（区長の権限に属するものに限る。）に関すること

オ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に基づく事務処理に関すること

カ 仙台市印鑑条例（昭和52年仙台市条例第1号）に基づく事務処理に関すること

キ 埋葬及び火葬の許可に関すること

ク 人口動態調査令（昭和21年勅令第447号）に基づく事務処理に関すること

ケ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第4条の規定による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関すること

コ 身分証明に関すること

サ 死産の届出に関すること

シ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第3項の規定による通知及び同法第29条第1項の規定による通報に関すること

(5) 税務会計課長専決事項

ア 自動車の臨時運行許可に関すること

(6) 保育給付課長専決事項

ア 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関すること

(7) 障害高齢課長専決事項

ア 心身障害者に対する医療費の助成に関すること（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関するものを除く。）

(8) 介護保険課長専決事項

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務処理に関すること（保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）

(9) 保険年金課長専決事項

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく事務処理に関すること（保健福祉センター所長の専決に係るものを除く。）

イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく事務処理に関すること

ウ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事務処理に関すること

エ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく事務処理に関すること

(10) 建設部公園課長専決事項

ア 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可、実地調査、立入り及び開発行為に係る協議に関すること

イ 仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号）に基づく有料公園施設（野外音楽堂に係るものに限る。）の利用許可及び利用許可に係る使用料の徴収に関すること

ウ 都市公園法（昭和31年法律第79号）及び仙台市都市公園条例に基づく公園における行為の許可、公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにこれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関すること（青葉山公園の一部（追廻地区、竜ノ口地区）に係るもの並びに同条例に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

エ 仙台市茶室条例（平成3年仙台市条例第51号）に基づく茶室（仙台市残月亭を除く）の使用許可及び当該許可に係る使用料の徴収に関すること

(11) 建設部道路課長専決事項

ア 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関すること

イ 道路法第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例（平成12年仙台市条例第20号）に基づく道路の管理に関すること

ウ 道路法及び仙台市道路占用料条例（昭和35年仙台市条例第25号）に基づく占用料の徴収に関すること

エ 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関すること

オ 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可、使用料の徴収その他の管理に関すること

(12) 街並み形成課長専決事項

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅の認定に関すること

イ 狭い道路の拡幅整備事業に係る拡幅整備済証の交付に関すること

ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による建築物の建築の許可に関すること

エ 都市計画法第58条の2第1項及び第2項の規定による届出に係る行為の審査に関すること

オ 仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）に基づく事務処理（同条例第8条、第9条、第10条第2項、第12条、第15条、第16条の2第2項、第17条第2項、第18条から第20条まで、第22条第2項、第26条、第27条、第30条、第31条の3、第31条の4第2項、第34条、第35条及び第36条第2項の規定によるものに限る。）に関すること

（宮城総合支所長の専決事項）

第10条 宮城総合支所長の専決事項は、次のとおりとする。

（1）第8条第1号に掲げる事項

（2）1件1,000万円以上5,000万円未満の区契約担当課契約の締結、変更（変更後の金額が5,000万円未満のものに限る。）及び解除に関すること（次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。）

（3）1件5,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更（変更後の金額が1億円未満のものに限る。）に関すること（次条第2号イの規定による専決に係るものを除く。）

（4）道路の境界の確認に関すること

（5）公園緑地の境界の確認に関すること

（6）道路法第22条第1項の規定による工事原因者に対する工事施工命令に関すること

（7）道路法第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による国との協議に関すること

（8）道路法第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による原状の回復又は原状の回復が不適当な場合についての必要な指示に関すること

（9）道路法第44条の2第1項から第5項まで（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置物件に対する措置に関すること

（10）道路法第44条の2第7項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第58条第1項、第59条第3項、第60条ただし書及び第62条後段の規定による負担金の徴収に関すること

（11）道路法第46条第1項第1号の規定による通行の禁止又は制限に関すること

（12）道路交通安全法第79条の規定による警察署長との協議に関すること

（13）国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の境界確定に関すること

（14）農業施設に係る境界の確認に関すること

（15）空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第2項の規定に基づく勧告に関すること

（16）空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項の規定に基づく勧告に関すること

（17）災害対策基本法第76条の6第1項から第4項までの規定による災害時において道路管理者が行う措置に関すること

（青葉区中央市民センター長の専決事項）

第10条の2 青葉区中央市民センター長の専決事項は、次のとおりとする。

（1）第9条第1号に掲げる事項

（2）仙台市市民センター条例（平成2年仙台市条例第8号）第2条の表に掲げる市民センターの施設の使用料の徴収、減免及び返還（使用料の減免及び返還の基準の決定を除く。）に関すること

（宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決事項）

第10条の3 宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 墓地埋葬等に関する法律第9条第1号の規定に基づく事務処理に関する事
- (2) 死体解剖保存法に基づく死体の交付に関する事
- (3) 国民健康保険資格確認書等の無効の告示に関する事
- (4) 国民健康保険に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関する事
- (5) 後期高齢者医療に係る保険料その他の徴収金の不納欠損処分に関する事
- (6) 仙台市国民健康保険条例に基づく過料の決定に関する事
- (7) 仙台市後期高齢者医療に関する条例に基づく過料に関する事
- (8) 国民健康保険に係る特別療養費の対象者に対する資格確認書の交付及び保険給付の一時差止めに関する事
- (9) 介護保険料の不納欠損処分に関する事
- (10) 仙台市介護保険条例に基づく過料の決定に関する事

(宮城総合支所の課長の専決事項)

第11条 宮城総合支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1) 共通専決事項

ア 第9条第1号に掲げる事項

(2) 総務課長専決事項

ア 1件1,000万円未満の区契約担当課契約の締結、変更(変更後の金額が1,000万円未満のものに限る。)及び解除に関する事

イ 1件1,000万円以上1億円未満の区契約担当課契約である請負契約の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(第10条第2号及び第3号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあつては、その変更後の契約金額。以下このイにおいて同じ。)との差額が当初の契約金額の3割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあつては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数)の累計が40日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関する事(重要なものを除く。)

(3) まちづくり推進課長専決事項

ア 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項の規定に基づく勧告に関する事

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項の規定に基づく助言及び指導に関する事

(4) 税務住民課長専決事項

ア 自動車の臨時運行許可に関する事

イ 戸籍法に基づく事務処理に関する事

ウ 住民基本台帳法に基づく事務処理に関する事

エ 通知カードに関する事

オ 出入国管理及び難民認定法に基づく事務処理(区長の権限に属するものに限る。)に関する事

カ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく事務処理に関する事

キ 仙台市印鑑条例に基づく事務処理に関する事

ク 埋葬及び火葬の許可に関する事

ケ 人口動態調査令に基づく事務処理に関する事

- コ 学校教育法施行令第4条の規定による児童生徒等の住所変更に関する届出の通知に関すること
- サ 身分証明に関すること
- シ 死産の届出に関すること
- ス 公職選挙法第11条第3項の規定による通知及び同法第29条第1項の規定による通報に関すること

(5) 保健福祉課長専決事項

- ア 子ども及び母子・父子家庭に対する医療費の助成に関すること

(6) 障害高齢課長専決事項

- ア 介護保険法に基づく事務処理に関すること（宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決に係るものを除く。）
- イ 心身障害者に対する医療費の助成に関すること（高額介護合算療養費の代理受領による過払い金の徴収に関するものを除く。）

(7) 保険年金課長専決事項

- ア 国民健康保険法に基づく事務処理に関すること（宮城総合支所の保健福祉担当部長の専決に係るものを除く。）
- イ 国民年金法に基づく事務処理に関すること
- ウ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事務処理に関すること
- エ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事務処理に関すること

(8) 公園課長専決事項

- ア 国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定により本市に譲与された土地の目的外使用の許可、実地調査、立入り及び開発行為に係る協議に関すること
- イ 都市公園法及び仙台市都市公園条例に基づく公園における行為の許可、公園施設の設置等の許可及び公園の占用許可並びにそれらの許可に係る使用料の徴収並びに監督処分に関すること（同条例第16条の3に規定する指定管理者が行う業務を除く。）

(9) 道路課長専決事項

- ア 道路法第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事の承認に関すること
- イ 道路法第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可並びに仙台市道路管理に関する条例に基づく道路の管理に関すること
- ウ 道路法及び仙台市道路占用料条例に基づく占用料の徴収に関すること
- エ 道路法第32条第5項の規定による警察署長との協議に関すること
- オ 一般交通の用に供する行政財産で市道に準じて本市が管理するものの目的外使用許可、使用料の徴収その他の管理に関すること

第12条 削除

(代決)

第13条 次の表の左欄に掲げる者が不在の場合は、その者が決裁又は専決をすべき事項に関しそれぞれ当該事案を主管する同表の右欄に掲げる者が代決をする。

区長	副区長
副区長	区役所の部長又は宮城総合支所長

区役所の部長	区役所の課長（センター次長を置く保健福祉センターにおいては、センター次長）
宮城総合支所長	宮城総合支所の課長（支所次長を置く場合にあつては、支所次長）
宮城総合支所の保健福祉担当部長	宮城総合支所の課長
区役所の課長	係長（係長を置かない場合にあつては、主査）
青葉区中央市民センター長	係長（係長を置かない場合にあつては、主査）
宮城総合支所の課長	係長（係長を置かない場合にあつては、主査）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、あらかじめ指定することにより、その者が決裁又は専決をすべき事項の全部又は一部に関し当該各号に定める者に代決をさせることができる。

(1) 区長 理事

(2) 区役所の部長又は宮城総合支所長 参事

(3) 区役所の課長、青葉区中央市民センター長又は宮城総合支所の課長 主幹

(特例的な決裁)

第14条 副区長以下の職にある者が専決をすべき事項に関し、専決権者及び前条に定める代決権者がともに不在の場合は、当該専決権者の直近上位の職（理事及び参事を除く。）にある者が決裁をすることができる。

2 第4条の規定は、前項の規定による決裁について準用する。

(経済局の分掌事務に係る専決事項)

第15条 次に掲げる事務は、経済局農林部長の専決事項として取り扱うものとする。

(1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）に基づく異議申立てに関すること

(2) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地等対価の徴収及び滞納処分並びに買受予約申込書の県知事への提出に関すること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく事務処理に関すること

2 次に掲げる事務は、経済局農林部農業振興課長の専決事項として取り扱うものとする。

(1) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令に基づく事務処理に関すること（経済局農林部長の専決に係るものを除く。）

第16条 第13条及び第14条の規定は、前条の規定による決裁について準用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から実施する。

(中 略)

附 則（令和7年3月27日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

(青葉区長権限事務決裁要領を例示として掲載した。)

4. 区長委任事務等に従事する職員の職の特例に関する規則

平成元年 4 月 1 日

仙台市規則第106号

改正 平成 2 年11月規則第76号, 5 年 7 月規則第54号, 6 年 3 月規則第24号附則, 11年 6 月規則第65号, 9 月規則第86号, 12年 3 月規則第46号, 14年 3 月規則第37号, 4 月規則第57号, 15年 8 月規則第94号 (題名改称), 23 年12月規則第84号, 24年 7 月規則第67号, 25年 6 月規則第56号, 27年10月規則第109号, 27年12月規則第131 号, 令和元年12月規則第48号, 5 年 8 月規則第74号

第 1 条 区役所において次の各号に掲げる事務に従事する職員は, それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を併せて有するものとする。

- (1) 住民票の写し, 住民票に記載した事項に関する証明書又は戸籍の附票の写しの交付請求の受理及び交付並びに住民基本台帳カードに関すること
- (2) 通知カード又は個人番号カードに係る記載事項の変更に関すること
- (3) 戸籍に係る諸証明又は身元証明書の交付請求の受理及び交付に関すること
- (4) 印鑑登録の申請の受理並びに印鑑登録証明書の交付請求の受理及び交付に関すること
- (5) 第 1 号及び前 2 号に掲げる事務に係る手数料の徴収に関すること
- (6) 国民健康保険の保険料に係る徴収, 納付証明書の発行及び納付通知書の再発行に関すること
- (7) 仙台市中心身障害者医療費の助成に関する規則(昭和47年仙台市規則第62号), 仙台市母子・父子家庭医療費の助成に関する規則(昭和58年仙台市規則第44号)及び仙台市子ども医療費の助成に関する規則(平成23年仙台市規則第79号)に基づく登録申請書, 資格喪失届, 助成申請書又は医療費助成所得状況届の受理及び受給者証の返還に関すること
- (8) 介護保険に係る被保険者証及び受給資格証明書の交付請求の受理及び交付, 要介護認定及び要支援認定の申請の受理, 保険料の収納, 納付証明書の発行, 納付通知書の再発行並びに保険給付の支払の申請の受理に関すること

第 2 条 区役所において次の各号に掲げる事務に従事する職員は, 本市の区域内における転出及び転入に伴い転出地の区長が行う第 1 号に掲げる事務及び転入地の区長が行う第 2 号から第 4 号までに掲げる事務を取り扱う職を併せて有するものとする。

- (1) 転出届の受理及び転出証明書の交付に関すること
- (2) 転入届の受理並びに転入届受理証明書の交付及び交付に係る手数料の徴収に関すること
- (3) 外国人の住居地の変更に関すること
- (4) 個人番号カード用署名用電子証明書の提供に関すること

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

(中 略)

附 則 (令和 5 年 8 月改正)

この規則は, 公布の日から施行する。

５．仙台市証明発行センター規則

平成13年 1 月30日

仙台市規則第 5 号

改正 平成14年 3 月規則第20号, 16年 1 月規則第10号, 18年 3 月規則第12号, 21年 1 月規則第 4 号, 22年 2 月規則第 1 号, 3 月規則第16号, 12月規則第55号, 24年 7 月規則第68号, 25年 6 月規則第56号, 26年 1 月規則第 1 号, 27年 4 月規則第76号, 10月規則第110号, 12月規則第126号, 28年 7 月規則第90号, 29年 4 月規則第57号, 9 月規則第82号, 30年 2 月規則第 5 号, 31年 3 月規則第 3 号, 令和元年12月規則第42号, 2 年 8 月規則第76号, 3 年 6 月規則第50号, 5 年12 月規則第101号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、区役所の証明発行センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター	仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号
青葉区役所宮城総合支所吉成証明発行センター	仙台市青葉区吉成三丁目 5 番28号
宮城野区役所高砂証明発行センター	仙台市宮城野区福田町二丁目 5 番16号
宮城野区役所岩切証明発行センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の 2
若林区役所六郷証明発行センター	仙台市若林区今泉一丁目 3 番19号
若林区役所七郷証明発行センター	仙台市若林区荒井三丁目 7 番地の 2
太白区役所中田証明発行センター	仙台市太白区中田四丁目 1 番 5 号
太白区役所生出証明発行センター	仙台市太白区茂庭二丁目 8 番地の 1
泉区役所根白石証明発行センター	仙台市泉区根白石字杉下前24番地
泉区役所南光台証明発行センター	仙台市泉区南光台七丁目 1 番30号

(取扱事務)

第 3 条 センターの取扱事務は、別表第 1 のとおりとする。

(開所時間等)

第 4 条 センター(青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターを除く。次条第 1 項において同じ。)の開所時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターの開所時間は、午前 8 時30分から午後 7 時(日曜日及び土曜日にあつては、午後 5 時)までとする。ただし、別表第 2 に掲げる事務は、同表に定める取扱時間に取り扱うものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これらの規定に規定する開所時間又は取扱時間を臨時に変更することができる。

(休所日)

第 5 条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第61号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日(以下この条及び別表第 2 において「休日」という。)

(2) その他市長が必要と認める日

2 青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 第 3 土曜日及びその翌日

(2) 仙台市の休日を定める条例第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる日

(3) その他市長が必要と認める日

(実施細目)

第 6 条 この規則の実施細目は、市民局長が定める。

附 則

この規則は、平成13年 2 月19日から施行する。

(中 略)

附 則 (令和5年12月改正)
この規則は、令和6年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

項	センター	取扱事務
1	青葉区役所宮城総合支所吉成証明発行センター 宮城野区役所高砂証明発行センター 宮城野区役所岩切証明発行センター 若林区役所六郷証明発行センター 若林区役所七郷証明発行センター 太白区役所中田証明発行センター 太白区役所生出証明発行センター 泉区役所根白石証明発行センター 泉区役所南光台証明発行センター	1 戸籍及び除籍の謄本、抄本、全部事項証明書及び個人事項証明書の交付に関すること 2 住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書及び戸籍の附票の写しの交付に関すること 3 印鑑登録証明書の交付に関すること 4 身元証明書の交付に関すること 5 市税(市たばこ税、鉱産税及び入湯税を除く。)、個人の県民税及び森林環境税に係る証明書(納税証明書(公益認定等申請用)、納税証明書(酒類販売業免許申請用)及び市税の滞納がないことの証明書を除く。)の交付に関すること
2	青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター	1 前項に掲げる事務 2 転入届、転居届、転出届、世帯変更届及び外国人の住居地届の受理、印鑑登録の申請の受理、広域交付住民票の写しの交付、住民基本台帳カード、通知カード及び個人番号カードに係る記載事項の変更並びに電子証明書の提供に関すること

別表第2 (第4条関係)

事務	取扱時間
1 戸籍の謄本及び抄本、戸籍の附票の写し並びに身元証明書(磁気ディスクをもって調製されたものを除く。)の交付(月曜日から金曜日までの午後5時から午後7時までの間又は日曜日若しくは土曜日に受け付けた請求に係るものに限る。) 2 市税(市たばこ税、鉱産税及び入湯税を除く。)、個人の県民税及び森林環境税に係る証明書(納税証明書(公益認定等申請用)、納税証明書(酒類販売業免許申請用)及び市税の滞納がないことの証明書を除く。)の交付(日曜日又は土曜日に受け付けた請求に係るものに限る。)	請求を受け付けた日の翌日(その日が休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日)の12時以降
3 転入届、転居届、転出届、世帯変更届及び外国人の住居地届の受理並びに印鑑登録の申請の受理に関すること	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
4 広域交付住民票の写しの交付、住民基本台帳カード、通知カード及び個人番号カードに係る記載事項の変更並びに電子証明書の提供に関すること	月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

6. 仙台市証明郵送センター規則

令和3年10月1日
仙台市規則第61号

改正 令和4年3月規則第23号，5年3月規則第4号，5年12月規則第101号，6年3月規則第32号，6年6月規則第57号，7年1月規則第3号，7年3月規則第25号

(設置)

第1条 証明書の交付請求等に関する事務を処理するため，市民局区政部戸籍住民課に証明郵送センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
証明郵送センター	仙台市青葉区二日町一番二十三号

(取扱事務)

第3条 センターの取扱事務は，次の各号に掲げる証明書の交付（これらの交付に係る請求が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により行われたものに限る。）に関すること及びこれらの交付に係る手数料の徴収に関することとする。

- (1) 住民票の写し，住民票に記載した事項に関する証明書又は戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍に係る証明書
- (3) 市税，個人の県民税及び森林環境税に係る証明書

2 前項に掲げるもののほか，センターの取扱事務は，同項各号に掲げる証明書のうち市民局長が別に定めるものの交付（これらの交付に係る請求が電子情報処理組織（センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とこれらの交付に係る請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行われたものに限る。）に関すること及びこれらの交付に係る手数料の徴収に関することとする。

(兼務)

第4条 前条の事務に従事する職員は，その職にある間，各区役所区民部の戸籍住民課及び税務会計課，青葉区役所宮城総合支所税務住民課並びに太白区役所秋保総合支所総務課の職員の職を併せて有するものとする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(中 略)

附 則（令和7年3月改正）

この規則は，令和7年4月1日から施行する。

7. 仙台市マイナンバーカード特設センター規則

令和7年3月28日
仙台市規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、マイナンバーカード特設センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
マイナンバーカード特設センター	仙台市青葉区中央一丁目3番1号

(取扱事務)

第3条 センターの取扱事務は、次のとおりとする。

- 1 個人番号カードの交付に関する事
- 2 電子証明書の提供に関する事
- 3 前2号に掲げる事務に係る手数料の徴収に関する事

(開所時間)

第4条 センターの開所時間は、午前11時から午後7時まで（日曜日及び土曜日にあつては、午前9時から午後5時まで）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

(休所日)

第5条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- 1 第3土曜日及びその翌日
- 2 仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日
- 3 その他市長が必要と認める日

(兼務)

第6条 第3条各号に掲げる事務に従事する職員は、その職にある間、各区役所区民部の戸籍住民課、青葉区役所宮城総合支所税務住民課及び太白区役所秋保総合支所総務課の職員の職を併せて有するものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

8. 仙台市戸籍振り仮名事務センター規則

令和7年4月18日
仙台市規則第61号

(設置)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第6条第1項及び第2項並びに第8条第1項及び第2項の届出（第3条第1項において「氏名の振り仮名の届出」という。）に関する事務を効率的に処理するため、市民局区政部戸籍住民課に戸籍振り仮名事務センター（次条及び第3条において「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
戸籍振り仮名事務センター	仙台市青葉区上杉一丁目六番十一号

(取扱事務)

第3条 センターの取扱事務は、次の各号に掲げる方法により行われる氏名の振り仮名の届出に関することとする。

一 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付する方法

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを使用する方法

2 前項に定めるもののほか、センターの取扱事務に関し必要な事項は、各区長が定める。

(兼務)

第4条 前条第1項の取扱事務に従事する職員は、その職にある間、各区役所の区民部戸籍住民課、青葉区役所宮城総合支所税務住民課及び太白区役所秋保総合支所総務課の職員の職を併せて有するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月24日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の取扱事務を円滑に処理するため必要な事務は、この規則の施行の日前においても行うことができる。この場合において、当該事務に従事する職員は、その職にある間、第四条の職員の職を併せて有するものとする。

(この規則の失効)

3 この規則は、令和8年8月31日限り、その効力を失う。

9. 福祉事務所及び保健所・保健センターの所在地等

本市は大区役所制を採用しており、各区に仙台市福祉事務所条例（昭和63年12月条例第134号）に基づく福祉事務所と、仙台市保健所及び保健センター条例（昭和40年3月条例第4号）に基づく保健所・保健センターを設置し、保健福祉関連施策を実施している。

●福祉事務所の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
仙台市青葉福祉事務所	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	青 葉 区 の 区 域
仙台市宮城野福祉事務所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮 城 野 区 の 区 域
仙台市若林福祉事務所	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	若 林 区 の 区 域
仙台市太白福祉事務所	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	太 白 区 の 区 域
仙 台 市 泉 福 祉 事 務 所	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	泉 区 の 区 域

●保健所及び支所の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
仙 台 市 保 健 所	仙台市青葉区国分町三丁目7番1号	市 内 全 域
仙台市保健所青葉支所	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	青 葉 区 の 区 域
仙台市保健所宮城野支所	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	宮 城 野 区 の 区 域
仙台市保健所若林支所	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	若 林 区 の 区 域
仙台市保健所太白支所	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	太 白 区 の 区 域
仙 台 市 保 健 所 泉 支 所	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	泉 区 の 区 域

●保健センターの名称及び位置

名 称	位 置
仙台市宮城保健センター	仙台市青葉区下愛子字観音堂29番地
仙台市岩切保健センター	仙台市宮城野区岩切字三所南88番地の2
仙台市高砂保健センター	仙台市宮城野区高砂一丁目24番地の9
仙台市六郷保健センター	仙台市若林区今泉一丁目3番19号
仙台市七郷保健センター	仙台市若林区荒井三丁目7番地の2
仙台市生出保健センター	仙台市太白区茂庭二丁目8番地の1
仙台市東中田保健センター	仙台市太白区四郎丸字吹上51番地
仙台市根白石保健センター	仙台市泉区根白石字杉下前18番地の2

10. 選挙管理委員会組織



〈参考資料〉

1 選挙管理委員会事務局組織及び事務分掌

組織		事務分掌
選挙管理課	管理係	(1) 委員会の議事その他運営に関すること (2) 委員会規程の制定及び改廃に関すること (3) 区委員会の規程及び運営に対する指導，助言及び総合調整に関すること (4) 選挙啓発に関すること (5) 区委員会の選挙啓発事業の指導及び連絡調整に関すること (6) 仙台市明るい選挙推進協議会に関すること (7) 指定都市選挙管理委員会連合会等に関すること (8) 事務局の人事及び服務に関すること (9) 公印及び文書の管理並びに経理に関すること (10) その他庶務に関すること
	選挙係	(1) 選挙の管理及び執行に関すること (2) 最高裁判所裁判官の国民審査に関すること (3) 国民投票に関すること (4) 選挙執行規程の制定及び改廃に関すること (5) 区委員会の選挙事務の指導及び連絡調整に関すること (6) 直接請求に関すること (7) 検察審査会審査員及び裁判員の候補者の選定に関すること (8) 選挙制度の調査研究に関すること (9) 選挙の記録及び統計に関すること

2 区選挙管理委員会事務局組織及び事務分掌

組織		事務分掌
選挙課	庶務係	(1) 投票管理者，開票管理者，投票立会人及び選挙等事務従事者（選挙事務従事者及び国民投票事務従事者をいう。以下同じ。）の報酬，手当，費用弁償等に関すること (2) 事務局の経理に関すること (3) 物品の出納及び保管に関すること (4) 投票所物品の払い出しに関すること (5) 期日前投票に関すること（管理課調整係の主管に属する事務を除く。） (6) 不在者投票に関すること (7) その他庶務に関すること
	選挙係	(1) 委員会の運営に関すること (2) 規程等の制定及び改廃に関すること (3) 公告式に関すること (4) 選挙人名簿及び投票人名簿の調製及び保管に関すること (5) 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿の調製，保管及び登録に関すること (6) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の閲覧に関すること (7) 投票区の増設及び変更に関すること (8) 在外投票に関すること (9) 選挙及び国民投票の執行の総括に関すること (10) 検察審査会審査員及び裁判員の候補者の選定に関すること (11) 直接請求に関すること

		(12) 議員又は市長等の資産等の公開に係る市長の権限に属する事務の補助執行に関する事 (13) 諸証明に関する事 (14) 諸統計に関する事 (15) 事務局内他の主管に属さない事
管理課	調整係	投票管理者、開票管理者、投票立会人及び選挙等事務従事者の選任に関する事
	管理係	公営施設における個人演説会に関する事
啓発課	啓発係	(1) 常時啓発に関する事 (2) 選挙時における選挙の啓発及び国民投票に際しての国民投票の周知に関する事 (3) 区明るい選挙推進協議会に関する事
	公報係	(1) 選挙公報及び国民投票公報に関する事 (2) ポスター掲示場の設置及び管理に関する事
宮城選挙課	選挙係	青葉区役所宮城総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 投票管理者、投票立会人及び選挙等事務従事者の選任に関する事（期日前投票所に係るものに限る。） (2) 投票管理者、投票立会人及び選挙等事務従事者の報酬、手当、費用弁償等に関する事 (3) 期日前投票に関する事 (4) 不在者投票に関する事 (5) 上記に掲げるもののほか、局長が定めるもの
宮城管理課	調整係	青葉区役所宮城総合支所の所管区域に係る投票管理者、投票立会人及び選挙等事務従事者の人選に関する事（宮城選挙課選挙係の主管に属する事務を除く。）
	啓発係	青葉区役所宮城総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 常時啓発に関する事 (2) 選挙時における選挙の啓発及び国民投票に際しての国民投票の周知に関する事 (3) ポスター掲示場の設置及び管理に関する事
秋保選挙課	選挙係	太白区役所秋保総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 投票管理者及び選挙等事務従事者の人選に関する事（期日前投票所に係るものに限る。） (2) 投票立会人の人選に関する事 (3) 投票管理者及び投票立会人の報酬等の支出に関する事（期日前投票所に係るものに限る。） (4) 期日前投票に関する事 (5) 不在者投票に関する事 (6) 上記に掲げるもののほか、局長が定めるもの
秋保管理課	調整係	太白区役所秋保総合支所の所管区域に係る投票管理者及び選挙等事務従事者の人選に関する事（秋保選挙課選挙係の主管に属する事務を除く。）
	啓発係	太白区役所秋保総合支所の所管区域に係る次に掲げる事務 (1) 選挙の啓発及び国民投票の周知に関する事 (2) ポスター掲示場の設置及び管理に関する事

11. 仙台市区行政の総合的推進に関する要綱

(平成元年 3 月 20 日市長決裁)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内における仙台市の事務事業に関し、区役所、局及び局の出先機関相互の連絡調整を円滑にして、区行政の総合的な推進を図り、もって市民の福祉の増進と行政の効率的執行に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「局」とは仙台市事務分掌条例（昭和34年仙台市条例第20号）第 1 条に掲げる局並びに会計室、消防局、水道局、交通局、ガス局、市立病院及び教育委員会事務局をいい、「局長」とは局の長をいう。

(協 力)

第 3 条 区長、局長及び局の出先機関の長は、第 1 条の目的を達成するため、その所管する事務事業に関して互いに協力しなければならない。

(協議等)

第 4 条 局長は、その所管する重要な事務事業に関し、計画を策定し、実施し、及び予算措置を行うときは、関係区長に対し協議・意見聴取又は説明（以下「協議等」という。）を行い、区長の意見を十分反映させるとともに、区長がその所管する区域内の事務事業について十分把握できるよう、配慮するものとする。

2 前項の規定により、局長が区長に対して行う協議等の基本的な事項は、おおむね次のとおりとし、その細目は、別表 1 のとおりとする。

- (1) 事務事業に係る基本計画及び実施計画の策定並びに予算編成について、区長から意見を聴取すること
- (2) 重要な事務事業の計画について、区長に説明すること
- (3) 重要な事務事業のうち区に密接な関係があるものの実施について、区長と協議すること
- (4) 事務事業の進捗状況について、区長に説明すること
- (5) 区民に影響を及ぼす許認可等の重要な事項について、区長と協議すること

3 前項に定めるもののほか、区長は、所管する区域において実施される事務事業について、必要と認めるときは、関係局長及び局の出先機関の長に対し、協議等を要請し、資料の提出を求めることができる。

(区民要望の反映)

第 5 条 区長は、地域懇談会等において、区民の要望、意見等を積極的に把握し、局長にその情報を提供する等、これを区行政に反映させるよう努めなければならない。

(総合調整)

第 6 条 区長は、区行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うものとする。

2 区長は、所管区域内において、局の出先機関の分掌する事務事業について、特に必要かつ緊急を要する事態があると認めるときは、当該機関の長に対し必要な要請を行うことができる。

3 局の出先機関の長は、前項の要請を受けたときは、速やかにこれを実施するよう努めるものとする。

(区行政連絡調整会議の設置)

第 7 条 第 1 条の目的に資するため、各区に区行政連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を置く。

2 連絡調整会議は、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成する。

3 区長は、必要と認めるときは、連絡調整会議に前項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。

(主宰及び開催)

第 8 条 区長は、連絡調整会議の会議（以下「会議」という。）を招集し、その会議を主宰する。

2 会議は、必要に応じて開催するものとする。

3 区長は、会議の審査内容に応じ、必要な構成員のみ招集することができる。

(審議事項)

第9条 連絡調整会議は、必要な連絡調整を行うほか次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 区における事務事業及びその実施計画に関すること
- (2) 区における行政課題に関すること
- (3) 区民の要望，苦情等の処理に関すること
- (4) 区行政の重要施策の広報に関すること
- (5) 市が主催する各種行事に関すること
- (6) 防災及び災害対策に関すること
- (7) その他区長が必要と認める事項

2 連絡調整会議の構成員（区長を除く。）は、連絡調整会議に提出しようとする事項があるときは、その件名及び要点をあらかじめ区長に通知しなければならない。

(会議結果の調整及び報告)

第10条 区長は、会議の結果のうち関係部局との連絡調整を要すると認める事項について当該部局の長と所要の調整を行うとともに、必要と認めるときは、その結果について市民局長を経由して市長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 連絡調整会議の庶務は、区役所の区民部総務課において行う。

(実施項目)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が定める。ただし、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

(中 略)

附 則（令和7年3月24日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1 (第 4 条関係)

局 室 名	事 項	区 分
危機管理局	仙台市地域防災計画の策定 水防計画の策定	意見聴取 意見聴取
総 務 局	広報事業の計画の策定 区役所実施のもの 本庁実施のもの	協 議 説 明
まちづくり 政 策 局	政策会議の審議結果のうち地域と密接な関係のある事項 仙台市基本計画 仙台市実施計画 委託統計調査の実施	説 明 協 議 説 明 協 議
財 政 局	予算の編成方針及び編成要領 予算編成に伴う区の重点事業 主要な土地の利用調整	説 明 意見聴取 協 議
市 民 局	住居表示の実施及び町界町名の変更 区役所が所管する施設の建設計画の策定 広聴事業の計画の策定 区役所実施のもの 本庁実施のもの 男女共同参画推進に係る基本計画の策定 市の交通安全計画の策定 安全安心街づくり基本計画の策定	協 議 協 議 協 議 説 明 意見聴取 意見聴取 意見聴取
健康福祉局	社会福祉に係る基本計画の策定 (こども若者局所管のものを除く。) 社会福祉施設の整備計画の策定 (こども若者局所管のものを除く。) 社会福祉施設の建設の進捗状況 (こども若者局所管のものを除く。) その他社会福祉に関する新規事業の計画の策定 (こども若者局所管のものを除く。) 被災者生活再建支援施策の実施 地域医療その他保健衛生に関する計画の策定 (こども若者局所管のものを除く。) 保健衛生施設の整備計画の策定 保健衛生施設の建設の進捗状況	意見聴取 意見聴取 説 明 意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 説 明
こども若者局	こども・若者、母子父子寡婦福祉、母子保健に係る基本計画の策定 児童福祉施設 (障害児施設を除く。) の整備計画の策定 児童福祉施設 (障害児施設を除く。) の建設の進捗状況 その他こども・若者、母子父子寡婦福祉、母子保健に関する新規事業の計画の策定	意見聴取 意見聴取 説 明 意見聴取
環 境 局	環境衛生に関する許認可に係る重要事項 公害防止その他環境保全政策に関する計画の策定 一般廃棄物処理基本計画の策定 清掃施設の整備計画の策定 清掃施設の建設の進捗状況	協 議 意見聴取 意見聴取 意見聴取 説 明

経 済 局	中小企業に対する新規融資制度の実施 商工業振興に関する重要事項 農林水産業の振興計画の策定 農林水産業の振興事業の進捗状況 農業用施設の整備計画の策定 農業用施設の建設の進捗状況	説 明 協 議 意見聴取 説 明 意見聴取 説 明
文化観光局	地域と密接な関係のある観光施策の実施 地域と密接な関係のある観光施策の進捗状況	協 議 説 明
都市整備局	都市計画の決定及び変更 市施行土地区画整理事業，市街地再開発事業等の事業計画の策定 組合施行土地区画整理事業，市街地再開発事業の計画及び認可の概要 市営住宅の建設計画の策定 市営住宅の建替事業の計画の策定 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の変更 急傾斜地の崩壊危険区域の指定 地すべり防止区域の指定 仙台市建築審査会の同意を要する建築等の許可 駐車場の整備計画の策定	説 明 意見聴取 説 明 意見聴取 意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 意見聴取 協 議 意見聴取
建 設 局	道路，公園等の整備計画の策定 道路，公園等の建設の進捗状況 自転車等駐車場の整備計画の策定 下水道事業の計画の策定 下水道施設の建設の進捗状況 公共下水道の供用開始，処理開始及び処理区域の決定及び変更 河川整備事業の計画の策定 河川整備施設の建設の進捗状況	意見聴取 説 明 意見聴取 意見聴取 説 明 説 明 意見聴取 説 明
消 防 局	消防署，出張所等の設置計画の策定 消防車両等装備の整備計画	意見聴取 説 明
教育委員会 事 務 局	学校の整備計画の策定 社会教育施設の整備計画の策定 区を単位とした社会教育施設 市を単位とした社会教育施設 社会教育事業の計画の策定 文化財調査に関する重要事項	意見聴取 協 議 意見聴取 意見聴取 説 明
水 道 局	水道事業の建設改良事業の計画の策定 水道事業の建設改良事業に係る施設の建設の進捗状況	意見聴取 説 明
交 通 局	バス路線の新設，統廃合	説 明
ガ ス 局	ガス供給計画	説 明

別表2(第7条関係)

区長
副区長
区民部長
まちづくり推進部長
保健福祉センター所長
建設部長
総合支所長（青葉区及び太白区に限る。）
当該区の区名を冠した環境事業所長
当該区の区域を管轄する消防署長
市民図書館長（青葉区及び若林区に限る。）
当該区の区名を冠した図書館長（若林区を除く。）
当該区の区域に設置された仙台市立の小学校の校長で区長が指名する者
当該区の区域に設置された仙台市立の中学校の校長で区長が指名する者
その他区長が必要と認める事業所その他出先機関の長

12. 仙台市区長会議設置要綱

(平成元年 3 月 20 日市長決裁)

(設 置)

第 1 条 区行政について、区役所相互及び区役所と各局（会計室及び行政委員会の事務局を含む。以下同じ。）の連絡調整、意見の交換等を行い、もって区行政の円滑な運営を図るため、区長会議（以下「会議」という。）を置く。

(構 成)

第 2 条 会議は、市民局長、区長及び区役所総合支所長をもって構成する。

(主 宰)

第 3 条 会議は、市民局長が主宰する。

(開 催)

第 4 条 会議は、4 月、5 月、7 月、8 月、10 月、11 月及び 1 月に開催する。ただし、都合によりこれを変更し、又は中止することができる。

2 市民局長が必要と認めるときは、臨時に会議を開催することができる。

(付議事項の通知)

第 5 条 各区長又は各局の長は、会議に付議しようとする事項があるときは、その件名及び要点をあらかじめ市民局長に通知しなければならない。

2 市民局長は、各区長又は各局の長に会議に関する資料の提出等を求めることができる。

(関係局長等の出席)

第 6 条 市民局長は、必要と認めるときは、会議に関係局長その他の職員の出席を求めることができる。

(庶 務)

第 7 条 会議の庶務は、市民局区政部区政課において行う。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

(中 略)

附 則（令和 4 年 3 月 14 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

13. 区民協働まちづくり事業に関する要綱

(平成 14 年 3 月 25 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民と行政との協働により地域特性に応じたきめ細かな地域づくりを推進するため、区民協働まちづくり事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第 2 条 区民協働まちづくり事業は、企画事業及びまちづくり活動助成事業により構成する。

(企画事業)

第 3 条 企画事業は、市民の創造性と意欲を最大限に活かし、地域課題の解決、地域の活性化及び特色ある地域づくりを推進する事業で、次に掲げる事業により構成する。ただし、区長が財政局長に対し予算を要求する権限を有する他の事業で行うべき事業及び施設、設備又は備品を新たに設置することを主たる目的とする事業を除く。

(1) 地域力向上支援事業

(2) 区民協働企画事業

2 地域力向上支援事業は、地域団体等による主体的な地域課題の解決及び地域の活性化を推進するため、初期の段階で行政が関る方が効果的な事業をいう。

3 区民協働企画事業は、特色ある地域づくりを推進するため、市民参画や市民と行政との役割分担等により協働で取り組む方が効果的な事業をいう。

(まちづくり活動助成事業)

第 4 条 まちづくり活動助成事業は、市民団体が行うまちづくり活動に対する公募による助成事業を行う。

2 まちづくり活動助成事業において、助成金の額は 1 事業につき 50 万円を限度として予算の範囲内で区長が決定することとし、1 事業につき助成できる回数は 3 回までとする。ただし、区長が特に必要と認める場合には、助成できる回数を変更することができるものとする。

(事業の実施)

第 5 条 区民協働まちづくり事業として行う個別の事業は、分掌される事務の区分に応じ、区役所に属するいずれかの課においてそれぞれ実施するものとする。

(区民協働まちづくり事業評価委員会)

第 6 条 区民協働まちづくり事業の実施に関し市民の意見を聴くことを目的として、区役所に区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業の評価に関すること

(2) 企画事業として実施した事業の事後評価に関すること

3 評価委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

4 委員は、地域のまちづくりに関する知識又は経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 評価委員会の庶務は、区役所まちづくり推進部まちづくり推進課が処理する。

8 評価委員会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、区民協働まちづくり事業の実施に関する事項については区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

(特例措置)

2 第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間においては、まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業のうち市長が特に必要と認める事業の評価については、運営委員会において協議するものとする。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日改正）

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 18 年 3 月 22 日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 改正後の第 7 条第 2 項第 2 号の規定は、この改正の実施の日以後に終了する事業について適用し、同日前に終了した事業については、なお従前の例による。

3 この改正の実施の際現に従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員である者は、この改正の実施の日に、改正後の第 7 条第 4 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日改正）

この改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の実施の際、現に従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員である者は、実施日に改正後の第 6 条第 4 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第 6 条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日改正）

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

14. 区と局、区相互の連絡調整会議一覧

会 議 名	根拠	区の出席者	各局等の出席者	主宰者（庶務）	開 催 日	内 容
局長会	任意	区長	二役，局長，会計管理者，企業管理者	市長（総務局庶務課）	毎週月曜日（9:10～）	市政方針の周知，各局区等の連絡調整
各局区主管課長会議	任意	総務課長	各局区等主管課長	総務局庶務課長（総務局庶務課）	年 5 回の定期開催及び必要に応じて臨時開催	各局区等の連絡調整
区行政連絡調整会議（各区）	要綱	区長，副区長，区民部長，まちづくり推進部長，保健福祉センター所長，建設部長，総合支所長（その他関係職員）	消防署長ほか，必要と認められる局の出先機関の長（その他職員・官公署等）	区長（各区区民部総務課）	必要に応じて随時	区と区内の本庁出先機関等の連絡調整（区長の総合調整）
泉区役所建替事業連絡調整会議	要綱	泉区長，泉区副区長（泉中央地区活性化担当），泉区区民部長，泉区まちづくり推進部長（その他関係職員）	総務局長，まちづくり政策局長，財政局長，市民局長，都市整備局長，建設局長（その他関係職員）	泉区長（泉区泉中央地区活性化推進室）	必要に応じて随時	泉区役所建替事業における新庁舎整備及び民間施設等を活用した賑わい創出，交通環境改善に関する協議等
区長会議	要綱	区長，総合支所長	市民局長，市民局次長，区政部長，市民活躍推進部長，生活安全安心部長（その他関係職員）	市民局長（市民局区政課）	4・5・7・8・10・11・1月	区相互，区と各局の連絡調整，意見交換
区・市民局・教育局連携推進会議	任意	区長，総合支所長	市民局長，教育長，副教育長，市民活躍推進部長，生涯学習部長	市民局長（市民局地域政策課），教育長（教育局生涯学習支援センター）	必要に応じて随時	区行政と教育行政に係る関係部局間の情報共有，連携等による地域政策及び教育事業の円滑な運営推進
副区長会議	任意	副区長，総合支所次長	市民局次長，区政部長（その他関係職員）	市民局次長（市民局区政課）	必要に応じて随時	区相互，区と各局の連絡調整，意見交換等
区民部長会議	任意	区民部長，総合支所次長（その他関係職員）	区政部長（その他関係職員）	市民局区政部長（市民局区政課）	必要に応じて随時	区相互，区と各局の連絡調整，意見交換等
区・市民局・教育局調整会議	任意	まちづくり推進部長，総合支所次長	市民活躍推進部長，生涯学習部長	市民局市民活躍推進部長（市民局地域政策課），教育局生涯学習部長（教育局生涯学習支援センター）	必要に応じて随時	「区・市民局・教育局連携推進会議」の協議事項の具体的検討及び調整
区総務課長会議	任意	総務課長，総合支所総務課長（その他関係職員）	区政課長（その他関係職員）	市民局区政課長（市民局区政課）	必要に応じて随時	区総務課所管事項についての区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換等
まちづくり推進課長連絡会議	任意	まちづくり推進課長	地域政策課長，市民協働推進課長（その他関係職員）	市民局地域政策課長（市民局地域政策課）	必要に応じて随時	区まちづくり推進課所管事項についての区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換等
地域力推進担当課長連絡会議	任意	地域力推進担当課長，宮城総合支所地域活性化推進室長，秋保総合支所まちづくり推進課長	地域政策課長，市民協働推進課長（その他関係職員）	市民局地域政策課長（市民局地域政策課）	必要に応じて随時	区地域力推進担当所管事項についての区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換等
区区民生活課長会議	任意	区民生活課長，総合支所まちづくり推進課長	市民生活課長，広聴課長，自転車交通安全課長（その他関係職員）	市民局市民生活課長（市民局市民生活課）	必要に応じて随時	区区民生活課所管事項についての区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換，問題処理
戸籍住民課長会議	任意	戸籍住民課長，宮城総合支所税務住民課長，秋保総合支所総務課長	戸籍住民課長（その他関係職員）	市民局戸籍住民課長（市民局戸籍住民課）	年 4 回程度	区戸籍住民課所管事項についての区相互，区と本庁の連絡調整，意見交換，問題処理

会 議 名	根拠	区の出席者	各局等の出席者	主宰者（庶務）	開 催 日	内 容
税務担当課長会議	任意	税務会計課長，宮城総合支所税務住民課長，秋保総合支所総務課長	税制課長，市民税企画課長，市民税課長，資産税企画課長，収納管理課長，徴収対策課長（その他関係職員）	財政局税制課長（財政局税制課）	年４回程度	税務事務の連絡調整等
会計担当課長会議	任意	税務会計課長，宮城総合支所税務住民課長，秋保総合支所総務課長	会計課長（その他関係職員）	会計室会計課長（会計室会計課）	年４回程度	会計事務の連絡調整等
市民センター長会議	任意	区中央市民センター長	教育局生涯学習支援センター長，地域政策課長，地域政策課地域施設担当課長	教育局生涯学習支援センター長（教育局生涯学習支援センター）	月１回	市民センター運営の基本事項，公民館運営審議会審議事項等
教育局課・公所長会	任意	区中央市民センター長	教育局各課・公所長	教育局総務課長（教育局総務課）	年７回程度	連絡事項等
生涯学習関係課・公所長会	任意	区中央市民センター長	教育局生涯学習関係課・公所長	教育局生涯学習課長（教育局生涯学習課）	年５回程度	連絡事項等
健康福祉局・こども若者局・区役所保健福祉センター連絡調整会議（局・区センター連絡調整会議）	要綱	保健福祉センター所長	地域福祉部長，障害福祉部長，相談支援担当部長，保険高齢部長，保健衛生部長，保健所所長，保健所副所長，こども家庭部長，こども若者支援部長，幼稚園・保育部長，健康福祉局総務課長，こども若者局総務課長	健康福祉局地域福祉部長（健康福祉局総務課）	常任委員会開催日	区保健福祉センターと本庁との総合的な連絡調整
保健衛生部・保健所・衛生研究所連絡会議	要綱	保健福祉センター所長	保健衛生部長，保健所所長，保健所副所長，衛生研究所長，こども家庭部長，保健管理課長，医療政策課長，企画調整担当課長，健康政策課長，予防企画課長，感染症対策課長，医務薬務課長，生活衛生課長	健康福祉局保健衛生部長（健康福祉局保健管理課）	毎月第１水曜日	保健衛生に関する連絡調整
管理課長会議	要綱	保健福祉センター管理課長	健康福祉局総務課長，社会課長，保健管理課長，健康政策課長，予防企画課長，感染症対策課長，医務薬務課長，微生物課長，こども若者局総務課長	健康福祉局総務課長（健康福祉局総務課）	毎月第１木曜日	区保健福祉センターと本庁との所管事務に関する連絡調整
家庭健康課長会議	要綱	家庭健康課長，総合支所保健福祉課長	こども若者局総務課長，こども家庭保健課長，こども家庭保健課子育て安心担当課長，こども支援給付課長，相談指導課長，相談指導課緊急対策担当課長，健康政策課長，北部発達相談支援センター所長，南部発達相談支援センター所長	こども若者局総務課長（こども若者局総務課）	毎月最終水曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
保育給付課長会議	要綱	保育給付課長，総合支所保健福祉課長	こども若者局総務課長，こども支援給付課長，認定給付課長	こども若者局総務課長（こども若者局総務課）	毎月最終水曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
障害高齢課長会議	任意	障害高齢課長，秋保総合支所保健福祉課長	高齢企画課長（その他関係課長）	健康福祉局高齢企画課長（健康福祉局高齢企画課）	原則第２水曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換

会 議 名	根拠	区の出席者	各局等の出席者	主宰者（庶務）	開 催 日	内 容
介護保険課長会議	要綱	介護保険課長，宮城総合支所障害高齢課長，秋保総合支所保健福祉課長	介護保険課長，介護事業支援課長	健康福祉局介護保険課長（健康福祉局介護保険課）	必要に応じて随時	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
保護課長会議	要綱	保護課長（青葉区・太白区においては，保護第一課長，保護第二課長），宮城総合支所管理課長	保護自立支援課長	健康福祉局保護自立支援課長（健康福祉局保護自立支援課）	月 1 回	区と本庁との生活保護事務等に関する連絡調整
民生委員関係等連絡調整会議	任意	保健福祉センター所長	地域福祉部長，社会課長（その他関係課長）	健康福祉局地域福祉部長（健康福祉局社会課）	月 1 回程度	民生委員児童委員への依頼，情報提供等に関する連絡調整
保険年金課長会議	要綱	保険年金課長，秋保総合支所保健福祉課長	保険年金課長，収納対策室長	健康福祉局保険年金課長（健康福祉局保険年金課）	毎月最終木曜日	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
衛生課長会議	要綱	衛生課長	生活衛生課長，食品監視センター所長	健康福祉局生活衛生課長（健康福祉局生活衛生課）	必要に応じて随時	区と本庁との生活・食品衛生事務に関する連絡調整
屋外広告物適正化会議	要領	街並み形成課長	計画部長，都市景観課長	都市整備局計画部長（都市整備局都市景観課）	必要に応じて随時（年 1 回程度）	区が所掌する屋外広告物許可等の適切な進行政管理確認と情報共有
建設局・区建設部長会議	任意	建設部長（その他関係職員）	建設局長，建設局次長，建設局各部長（その他関係職員）	建設局長（建設局総務課）	必要に応じて随時	区と本庁との所管事務に関する連絡調整，意見交換
公園担当課長会議	任意	公園課長，秋保総合支所建設課長	公園管理課長，公園整備課長	建設局公園管理課長（建設局公園管理課）	年 4 回程度	区と本庁との公園緑地行政に関する連絡調整
建築行政関係課長会議	任意	街並み形成課長	建築審査課長，建築指導課長（その他関係課長）	都市整備局建築指導課	年 4 回程度	区と本庁との建築行政に関する連絡調整，意見交換
道路担当課長会議	任意	道路課長，秋保総合支所建設課長	道路計画課長，道路管理課長，道路保全課長，道路施設課長，北道路建設課長，南道路建設課長	建設局道路計画課長（建設局道路計画課）	年 4 回程度	区と本庁との道路行政に関する連絡調整，意見交換
社会福祉施設等の防火安全対策に関する連絡会	要綱	街並み形成課長，保健福祉センター保護課長（青葉区にあっては保護第一課長，保護第二課長及び宮城総合支所管理課長），消防署予防課長（宮城署副署長），その他関係職員	健康福祉局総務課指導担当課長，保護自立支援課長，障害者支援課長，介護事業支援課長，こども若者局子育て応援都市推進課長，こども家庭保健課長，児童クラブ事業推進課長，運営支援課長，幼保企画課長，都市整備局建築指導課長，住宅政策課長，消防局規制指導課長（その他関係職員）	消防局規制指導課長（消防局規制指導課）	年 1 回程度 必要に応じて随時	消防，福祉及び建築に係る各機関が相互に連携し，社会福祉施設等の適正な防火安全対策の徹底を図るための情報交換・調整
海浜エリア活性化推進会議	要綱	宮城野区副区長，若林区副区長	危機管理局次長，まちづくり政策局次長，環境局次長，経済局次長，文化観光局次長，都市整備局次長，建設局次長，教育局副教育長	高橋副市長（宮城野区海浜エリア活性化企画室，若林区海浜エリア活性化企画室）	年 2 回程度 必要に応じて随時	海浜エリア活性化に向けた施策展開に関する連絡調整，海浜エリア関連事業の推進に必要な情報共有・調整等

15. 政令指定都市の区役所所在地

(令和7年4月1日現在)

指定都市名	区役所名	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区)	中央区役所	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	(011)231-2400
	北区役所	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	東区役所	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	西区役所	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
	手稲区役所	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
仙台市 (5区・2総合支所)	青葉区役所	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	(022)225-7211
	宮城総合支所	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林区役所	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
	秋保総合支所	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
	泉区役所	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111
さいたま市 (10区)	西区役所	西区西大宮3丁目4番地2	331-8587	(048)622-1111
	北区役所	北区宮原町1丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	大宮区吉敷町1丁目124番地1	330-8501	657-0111
	見沼区役所	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	中央区下落合5丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	桜区道場4丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	南区別所7丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	緑区中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	岩槻区本町3丁目2番5号	339-8585	790-0111
千葉市 (6区)	中央区役所	中央区中央4丁目5番1号	260-8733	(043)221-2111
	花見川区役所	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛区役所	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑区役所	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
川崎市 (7区)	川崎区役所	川崎市東田町8番地	210-8570	(044)201-3113
	幸区役所	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
	中原区役所	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	宮前区役所	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
	多摩区役所	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113
	麻生区役所	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100
横浜市 (18区)	鶴見区役所	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	(045)510-1818
	神奈川区役所	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
	西区役所	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484

指定都市名	区 役 所 名	所 在 地	〒	電 話 番 号
	中 区 役 所	中区日本大通35番地	231-0021	(045) 224-8181
	南 区 役 所	南区浦舟町 2 丁目 33 番地	232-0024	341-1212
	港 南 区 役 所	港南区港南四丁目 2 番 10 号	233-0003	847-8484
	保土ヶ谷区役所	保土ヶ谷区川辺町 2 番地 9	240-0001	334-6262
	旭 区 役 所	旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地 12	241-0022	954-6161
	磯 子 区 役 所	磯子区磯子三丁目 5 番 1 号	235-0016	750-2323
	金 沢 区 役 所	金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号	236-0021	788-7878
	港 北 区 役 所	港北区大豆戸町 26 番地 1	222-0032	540-2323
	緑 区 役 所	緑区寺山町 118 番地	226-0013	930-2323
	青 葉 区 役 所	青葉区市ヶ尾町 31 番地 4	225-0024	978-2323
	都 筑 区 役 所	都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号	224-0032	948-2323
	戸 塚 区 役 所	戸塚区戸塚町 16 番地 17	244-0003	866-8484
	栄 区 役 所	栄区桂町 303 番地 19	247-0005	894-8181
	泉 区 役 所	泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号	245-0024	800-2323
	瀬 谷 区 役 所	瀬谷区二ツ橋町 190 番地	246-0021	367-5656
相 模 原 市 (3 区)	緑 区 役 所	緑区西橋本 5 丁目 3 番 21 号	252-5177	(042) 775-8802
	中 央 区 役 所	中央区中央 2 丁目 11 番 15 号	252-5277	769-9802
	南 区 役 所	南区相模大野 5 丁目 31 番 1 号	252-0377	749-2134
新 潟 市 (8 区)	北 区 役 所	北区東栄町 1 丁目 1 番 14 号	950-3393	(025) 387-1000
	東 区 役 所	東区下木戸 1 丁目 4 番 1 号	950-8709	272-1000
	中 央 区 役 所	中央区西堀通 6 番町 866 番地	951-8553	223-1000
	江 南 区 役 所	江南区泉町 3 丁目 4 番 5 号	950-0195	383-1000
	秋 葉 区 役 所	秋葉区程島 2009 番地	956-8601	(0250) 23-1000
	南 区 役 所	南区白根 1235 番地	950-1292	(025) 373-1000
	西 区 役 所	西区寺尾東 3 丁目 14 番 41 号	950-2097	268-1000
	西 蒲 区 役 所	西蒲区巻甲 2690 番地 1	953-8666	(0256) 73-1000
静 岡 市 (3 区)	葵 区 役 所	葵区追手町 5 番 1 号	420-8602	(054) 254-2115
	駿 河 区 役 所	駿河区南八幡町 10 番 40 号	422-8550	202-5811
	清 水 区 役 所	清水区旭町 6 番 8 号	424-8701	354-2111
浜 松 市 (3 区)	中 央 区 役 所	中区元城町 103 番地の 2	430-8652	(053) 457-2111
	浜 名 区 役 所	浜名区貴布祢 3000 番地	434-8550	587-3111
	天 竜 区 役 所	天竜区二俣町二俣 481 番地	431-3392	926-1111
名 古 屋 市 (16 区)	千種区役所 (仮設庁舎)	千種区星が丘山手 103 番地	464-8644	(052) 762-3111
	東 区 役 所	東区筒井一丁目 7 番 74 号	461-8640	935-2271
	北 区 役 所	北区清水四丁目 17 番 1 号	462-8511	911-3131
	西 区 役 所	西区花の木二丁目 18 番 1 号	451-8508	521-5311
	中 村 区 役 所	中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1	453-8501	483-8161
	中 区 役 所	中区栄四丁目 1 番 8 号	460-8447	241-3601
	昭 和 区 役 所	昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地	466-8585	731-1511
	瑞 穂 区 役 所	瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地	467-8531	841-1521
	熱 田 区 役 所	熱田区神宮三丁目 1 番 15 号	456-8501	681-1431
	中 川 区 役 所	中川区高畑一丁目 223 番地	454-8501	362-1111
	港 区 役 所	港区港明一丁目 12 番 20 号	455-8520	651-3251
	南 区 役 所	南区前浜通 3 丁目 10 番地	457-8508	811-5161
	守 山 区 役 所	守山区小幡一丁目 3 番 1 号	463-8510	793-3434
	緑 区 役 所	緑区青山二丁目 15 番地	458-8585	621-2111

指定都市名	区 役 所 名	所 在 地	〒	電 話 番 号
	名 東 区 役 所	名東区上社二丁目50番地	465-8508	(052)773-1111
	天 白 区 役 所	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111
京 都 市 (11 区)	北 区 役 所	北区紫野東御所田町33番地の 1	603-8511	(075)432-1181
	上 京 区 役 所	上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地	602-8511	441-0111
	左 京 区 役 所	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	606-8511	702-1000
	中 京 区 役 所	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東 山 区 役 所	東山区清水五丁目130番地の 6	605-8511	561-1191
	山 科 区 役 所	山科区榊辻池尻町14番地の 2	607-8511	592-3050
	下 京 区 役 所	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の 8	600-8588	371-7101
	南 区 役 所	南区西九条南田町 1 番地の 3	601-8511	681-3111
	右 京 区 役 所	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西 京 区 役 所	西京区上桂森下町25番地の 1	615-8522	381-7121
	伏 見 区 役 所	伏見区鷹匠町39番地の 2	612-8511	611-1101
大 阪 市 (24 区)	北 区 役 所	北区扇町二丁目 1 番27号	530-8401	(06)6313-9625
	都 島 区 役 所	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福 島 区 役 所	福島区大開一丁目 8 番 1 号	553-8501	6464-9625
	此 花 区 役 所	此花区春日出北一丁目 8 番 4 号	554-8501	6466-9625
	中 央 区 役 所	中央区久太郎町一丁目 2 番27号	541-8518	6267-9625
	西 区 役 所	西区新町四丁目 5 番14号	550-8501	6532-9625
	港 区 役 所	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大 正 区 役 所	大正区千島二丁目 7 番95号	551-8501	4394-9625
	天 王 寺 区 役 所	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪 速 区 役 所	浪速区敷津東一丁目 4 番20号	556-8501	6647-9625
	西 淀 川 区 役 所	西淀川区御幣島一丁目 2 番10号	555-8501	6478-9625
	淀 川 区 役 所	淀川区十三東二丁目 3 番 3 号	532-8501	6308-9625
	東 淀 川 区 役 所	東淀川区豊新二丁目 1 番 4 号	533-8501	4809-9625
	東 成 区 役 所	東成区大今里西二丁目 8 番 4 号	537-8501	6977-9625
	生 野 区 役 所	生野区勝山南三丁目 1 番19号	544-8501	6715-9625
	旭 区 役 所	旭区大宮一丁目 1 番17号	535-8501	6957-9625
	城 東 区 役 所	城東区中央三丁目 5 番45号	536-8510	6930-9625
	鶴 見 区 役 所	鶴見区横堤五丁目 4 番19号	538-8510	6915-9625
	阿 倍 野 区 役 所	阿倍野区文の里一丁目 1 番40号	545-8501	6622-9625
	住 之 江 区 役 所	住之江区御崎三丁目 1 番17号	559-8601	6682-9625
	住 吉 区 役 所	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東 住 吉 区 役 所	東住吉区東田辺一丁目13番 4 号	546-8501	4399-9625
	平 野 区 役 所	平野区背戸口三丁目 8 番19号	547-8580	4302-9625
	西 成 区 役 所	西成区岸里一丁目 5 番20号	557-8501	6659-9625
堺 市 (7 区)	堺 区 役 所	堺区南瓦町 3 番 1 号	590-0078	(072)228-7403
	中 区 役 所	中区深井沢町2470番地 7	599-8236	270-8181
	東 区 役 所	東区日置荘原寺町195番地 1	599-8112	287-8100
	西 区 役 所	西区鳳東町 6 丁600番地	593-8324	275-1901
	南 区 役 所	南区桃山台 1 丁 1 番 1 号	590-0141	290-1800
	北 区 役 所	北区新金岡町 5 丁 1 番 4 号	591-8021	258-6706
	美 原 区 役 所	美原区黒山167番地 1	587-8585	363-9311

指定都市名	区 役 所 名	所 在 地	〒	電 話 番 号
神 戸 市 (10 区)	東 灘 区 役 所	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	(078)841-4131
	灘 区 役 所	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中 央 区 役 所	中央区東町115番地	651-8570	335-7511
	兵 庫 区 役 所	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北 区 役 所	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	651-1195	593-1111
	北 神 区 役 所	北区藤原台中町1丁目2番1号	651-1302	981-5377
	長 田 区 役 所	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須 磨 区 役 所	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	垂 水 区 役 所	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	西 区 役 所	西区糀台5丁目4番地の1	651-2295	940-9501
岡 山 市 (4 区)	北 区 役 所	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086)803-1000
	中 区 役 所	中区浜三丁目7番15号	703-8544	
	東 区 役 所	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555	
	南 区 役 所	南区浦安南町495番地5	702-8544	
広 島 市 (8 区)	中 区 役 所	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	(082)245-2111
	東 区 役 所	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	南 区 役 所	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	西 区 役 所	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安 佐 南 区 役 所	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	安 佐 北 区 役 所	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	安 芸 区 役 所	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	佐 伯 区 役 所	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
北 九 州 市 (7 区)	門 司 区 役 所	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	(093)331-1881
	小 倉 北 区 役 所	小倉北区大手町1番1号	803-8510	582-3311
	小 倉 南 区 役 所	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	951-4111
	若 松 区 役 所	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	761-5321
	八 幡 東 区 役 所	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	671-0801
	八 幡 西 区 役 所	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	642-1441
	戸 畑 区 役 所	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	871-1501
福 岡 市 (7 区)	東 区 役 所	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	(092)631-2131
	博 多 区 役 所	博多区博多駅前二丁目8番1号	812-8512	441-2131
	中 央 区 役 所	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	714-2131
	南 区 役 所	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	561-2131
	城 南 区 役 所	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	822-2131
	早 良 区 役 所	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	841-2131
	西 区 役 所	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	881-2131
熊 本 市 (5 区)	中 央 区 役 所	中央区手取本町1番1号	860-8618	(096)328-2555
	東 区 役 所	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	西 区 役 所	西区小島二丁目7番1号	861-5292	329-1111
	南 区 役 所	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	北 区 役 所	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111

16. 政令指定都市 区政担当課

都 市 名	担 当 課 名	所 在 地	電 話 番 号
札 幌 市	市民文化局 地域振興部 区政課	〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地	(代) 011-211-2111 (直) 011-211-2252
仙 台 市	市民局 民政課 区政課	〒980-0802 仙台市青葉区二日町 1 番23号 アーバンネット勾当台ビル 9 階	(代) 022-261-1111 (直) 022-214-6125
さいたま市	市民推進局 区政推進部 区政推進担当	〒 330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号	(代) 048-829-1111 (直) 048-829-1834
千 葉 市	市民局 市民自治推進部 区政推進課	〒 260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号	(代) 043-245-5111 (直) 043-245-5133
川 崎 市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課	〒 210-0007 川崎市川崎区宮本町 1 番地 21階	(代) 044-200-2111 (直) 044-200-2357～8
横 浜 市	市民局 区政支援部 区連絡調整課	〒 231-0005 横浜市中区本町 6 丁目50番地の10	(代) 045-671-2121 (直) 045-671-2067
相 模 原 市	市民局 区政推進課	〒 252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目11番15号	(代) 042-754-1111 (直) 042-769-9812
新 潟 市	市民生活部 市民協働課	〒 951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町602番地 1	(代) 025-228-1000 (直) 025-226-1102
静 岡 市	総務局 総務課	〒 420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号	(代) 054-254-2111 (直) 054-221-1004
浜 松 市	市民部 市民協働・地域政策課	〒 430-8652 浜松市中央区元城町103番地の 2	(代) 053-457-2111 (直) 053-457-2094
名 古 屋 市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課	〒 460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号	(代) 052-961-1111 (直) 052-972-3112
京 都 市	文化市民局 地域自治推進室 区政推進担当	〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	(代) 075-222-3111 (直) 075-222-3048
大 阪 市	市民局 区政支援室 区行政制度担当	〒 530-8201 大阪市北区中之島一丁目 3 番20号	(代) 06-6208-8181 (直) 06-6208-7321
堺 市	市民人権局 市民生活部 区政推進課	〒 590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号	(代) 072-233-1101 (直) 072-228-7579
神 戸 市	地域協働局 区役所課	〒 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号	(代) 078-333-3330 (直) 078-322-5071
岡 山 市	市民協働局 市民生活部 区政推進課	〒 700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号	(代) 086-803-1000 (直) 086-803-1033
広 島 市	企画総務局 区政課	〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番34号	(代) 082-245-2111 (直) 082-504-2888
北 九 州 市	総務市民局 市民推進部 区政推進課	〒 803-8501 北九州市小倉北区内 1 番 1 号	(直) 093-582-2107
福 岡 市	市民局 総務推進部 区政推進課	〒 810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号	(代) 092-711-4111 (直) 092-707-3864
熊 本 市	文化市民局 市民生活部 地域政策課	〒 860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号	(代) 096-328-2111 (直) 096-328-2036

仙台区政概要（令和7年版）

令和7年9月発行

発行編集 仙台区市民局区政部区政課

仙台区青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル9階

電話 022-214-6125